

始



皇室と社會と

11-56/k



皇室

と
社
會
と



大正
12. 2. 10
内交

本書の上梓に付きては、東京帝室博物館主事
神谷初之助氏の垂教竝に西東書房主七條愷
氏の義舉に頃つもの甚だ多し茲に誌して深
く感謝の意を表す。

著者

緒言

- 一 本書を題して、『皇室と社會と』といふ蓋し至情の純美なる我が皇室と我が社會との關係を叙述し、以て、深き御惠みの露をうけて皇國の社會に生ひ茂れる青人草たる我等大日本國民の道を説かむとするものなり。
 - 一 國民の道は、世の推移に伴ひ、或は其の形式に於いて雑多、或は其の實質に於いて種々なる可し。然れども、歸すべき所は一なり。即ち國民たるの道は、一に至尊の御意に適ふに在り。
 - 一 歴世 至尊の國民に對して要めさせらるゝ御意は、一に、詔書勅語御沙汰御製御歌竝に御逸事等に溢れたり。
- 乃ち、本書は、是等を謹録拜用し奉りて、以て、御意に適ふ國民の道を説かむとするものなり。即ち帝國臣民のあらゆる行動をして、一に 聖慮の存する所に赴かしめむとするものなり。換言すれば、日本國民の總べての思想凡ての行動をして、一に 皇室を中心として、これに發源しこれに歸嚮せしめむとするものなり。

一 本書、皇室と社會との關係を叙べ國民の道を説かむとすと雖、叙説の誤れるもの固より多かるべく、足らざるもの亦自ら期す。識者の批正を請ひて、他日改むる所あらむとす。只、本書にして、苟も此の方面に資する所あらば、何の幸か之に過ぎむ。

大正十年七月三十日

著者 識

皇室と社會と

目次

一	青人草	一
二	皇國の創	四
三	皇基	七
四	皇祖の帝	一五
五	現津神	二〇
六	皇位	二四
七	皇位の御璽	二六
八	神皇民一體	三四
九	國體の精華	三七
一〇	敬神	四〇
一一	惟神の道	四五
一二	祭政一致	五〇

二

一三	神徳	五三
一四	戦勝の祭神	六〇
一五	祖先崇拜	六一
一六	祝祭日の由來(總説)	七五
一七	祝祭日の由來(四方拜)	七八
一八	祝祭日の由來(元始祭)	八〇
一九	祝祭日の由來(政始)	八一
二〇	祝祭日の由來(新年宴會)	八三
二一	祝祭日の由來(陸軍始)	八四
二二	祝祭日の由來(歌御會始)	八五
二三	祝祭日の由來(紀元節)	八六
二四	祝祭日の由來(春季皇靈祭)	八七
二五	祝祭日の由來(神武天皇祭)	八八
二六	祝祭日の由來(地久節)	八九
二七	祝祭日の由來(明治天皇祭)	九〇

二八	祝祭日の由來(天長節及天長節祝日)	九一
二九	祝祭日の由來(秋季皇靈祭)	九三
三〇	祝祭日の由來(神嘗祭)	九三
三一	祝祭日の由來(新嘗祭)	九四
三二	伊勢神宮	九五
三三	明治大帝の乾徳	九八
三四	今上天皇の乾徳	一一三
三五	昭憲皇太后の坤徳	一一三
三六	今上皇后の坤徳	一一九
三七	桃山	一四〇
三八	明治神宮	一四四
三九	竹の園生	一四九
四〇	菊花	一六九
四一	仁徳	一七一
四二	遺風の顯彰	一七九

三

四三	國の名	二八一
四四	日の御旗	二八八
四五	軍旗	二九一
四六	戦時の御製	二九四
四七	戦時の御歌	二九六
四八	御垣の草	二九七
四九	皇室の藩屏	三〇三
五〇	武士道	三一二
五一	國民の義務(其の一)	三二五
五二	國民の義務(其の二)	三二七
五三	愛國	三三二
五四	大和心	三三六
五五	臣の道	三四一
五六	戊申詔書	三五二
五七	庶政の更張	三五六

五八	國の交はり	三六二
五九	全き愛	三七四
六〇	まこと	三七七
六一	身の養ひ草	三八二
六二	うらおもて	三八六
六三	庭のおしへ	三八七
六四	内助の功	三九〇
六五	夫婦相和	三九四
六六	教育勅語の御下賜	三九六
六七	教育勅語	三九九
六八	子女の道	四〇一
六九	公共生活	四一〇
七〇	遵法	四一三
七一	なさけ	四一八
七二	秩序	四三三

七三	皇室と和歌	三二六
七四	雲上文華	三四三
七五	十二徳の御歌	三四八
七六	日本の女子	三五〇
七七	勝ち易く克ち難し	三五四
七八	心の塵	三五七
七九	時計の針	三六〇
八〇	吳竹の節	三六五
八一	改過遷善	三六八
八二	女のいのち	三七一
八三	教への業	三七三
八四	三枝の禮	三八七
八五	華を去り實に就く	三九一
八六	河海は細流を擇はす	三九五
八七	時は生命なり	三九七

八八	信教	四〇〇
八九	實る稻穂	四〇五
九〇	業を勤め産を治む	四〇七
九一	千古の御家憲デモクラシー	四一六
九二	皇室中心主義	四二〇

目次終

皇室と社會と

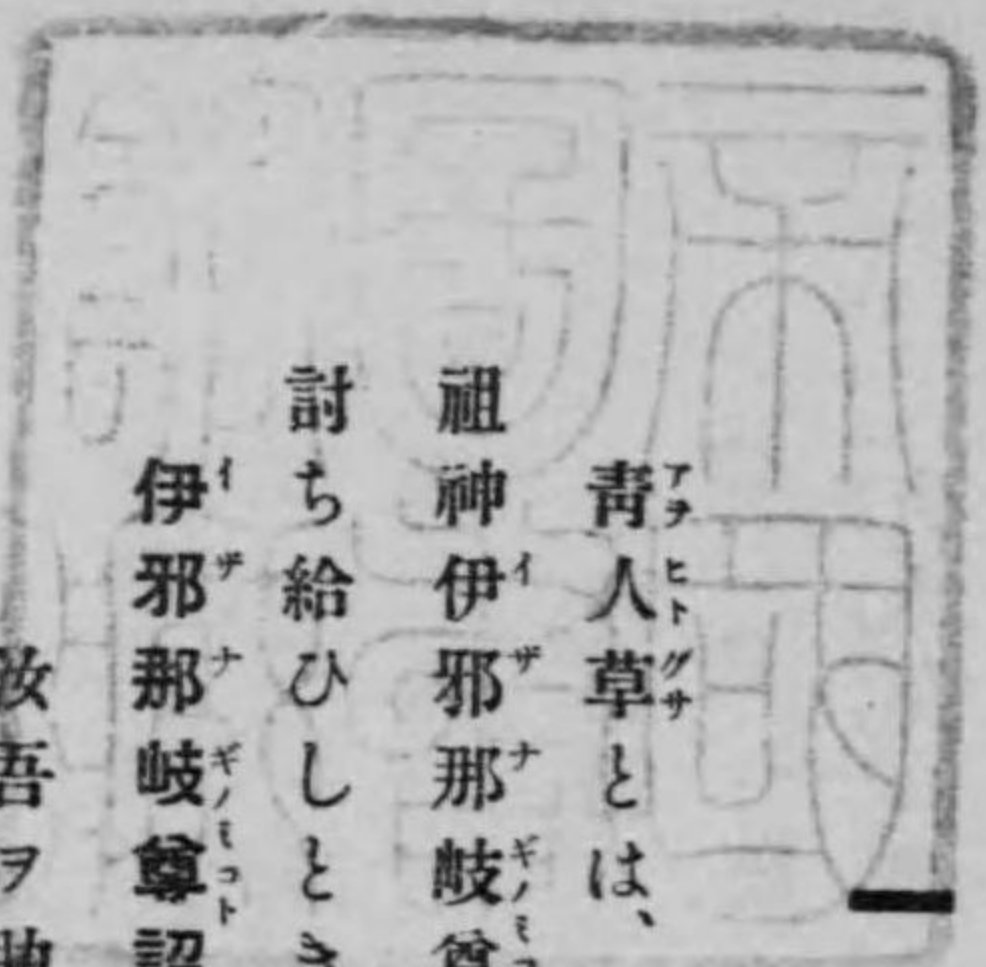
河村 亮 著

青人草

青人草とは、皇祖皇宗の我が大日本帝國臣民を愛稱し給へる、畏き御言葉なり。
祖神伊邪那岐尊は、夙に臣民を美しき青人草と呼はせ給ひき。即ち尊、醜女及び雷神を
討ち給ひしとき、武器として用ひさせ給へる桃の實に、告げて宣はく、
伊邪那岐尊詔

汝吾ヲ助ケシ如ク葦原中國ニ所有美シキ青人草ノ苦澗ニ落チテ患マム
トキニ斯ク助ケ救フヘシ

と。茲に臣民を指して青人草と稱し給へるは、我が豊葦原瑞穂の國土に蒼生せる青
き草との聖意なり。我が國土を生成し給へる尊が、其の國土に成育せる臣民を目して
青き人草と宣へるは、臣民を視給ふこと、恰も赤子を視るが如き、自然の御心より出で



たるものなりげに、夙に上古に於ける仁人愛民の御徳の發露、拜察すべき次第なり、而して歴代の 皇宗、亦、いよいよ、よく愛民撫生の大御心を垂れさせ給へり。

歴代皇宗の御語

青人草

大御寶

公民

淨公民

我カ身ノ生ミシ子

教育勅語

朕カ忠良ノ臣民

青人草は、畏くも 天祖の子孫なり、臣民は、辱くも皇國の大御寶なり、而して近く、明治大帝の臣民を愛憐撫育したまへる御鴻徳は、普く青人草の能く知れる所、假令、擧大の筆無限の時を以てせんも、誰人と雖、謹叙し盡すこと能はざるべし、仍ち、茲に、御製の一二を謹掲し、以て、其の幾萬分の一をも拜し奉らんとす。

御製(明治天皇ノ御製ナリ以下單ニ御製トアルハ皆然リ)

御製 葦原の國富まさむと思ふにも青人草そたからなりける

御製 空嶂の世は安らかに治りぬわれをたすくる民のちからに

御製 罪あらは我をとかめよ天つ神民はわか身の生みし子なれば

御製 照るにつけ曇るにつけて思ふ哉わか民くさのうへはいかにと

御製 隔てなくかくる惠の露こそはあほひとくさのくすりなりけり

昭憲皇太后御歌

綾錦とり重ねても思ふかなさむさおほはむ袖もなき身を

國民の道は、世の推移に伴ひ、或は其の形式に於いて雑多、或は其の實質に於いて種々なるべし、然れども、青人草たる我が國民の君に盡し國に報ずるの道は、歸すべき所一なり、即ち青人草たるの道は、一に我が 至尊の御意に適ふに在り、我が國歴世 至尊の國民に對して要めさせらるゝ御意は、一に詔書勅語、御沙汰、御製、御歌、竝に御逸事

等に溢れたり、乃ち以下是等を謹録拜用し奉りて、以て、御意に適ふ青人草の道を説かむとす。

二 皇國の創

浪の華咲く東海の濱に屹立する皇統連綿萬世一系の君主國は、即ち我が大日本帝國なり、金甌無缺の國體は富嶽と共に萬國に秀絶し、其の精華は旭に香ふ山櫻と共に古今に燦爛たり、皇國の建設は、畏くも遠く三千載の古に在り。

教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ナリ

寔に建國の起原頗る宏遠にして、國體の淵源亦甚だ深奥なり、建國の史實を遠く太古に索め極むるは、甚だ難し、抑々皇國開闢の三神を『天之御中主神』『高御產巢日神』『神產巢日神』と爲す、降りて『伊邪那岐』『伊邪那美』の二神本邦の大八島を生成し給ひ、『天照大御神』『月讀尊』『建速須佐之男尊』を生まれ給ふ、『天照大御神』國土の經營全くなりし後、皇孫『日子火遲遲尊』に八咫鏡、八咫勾、瓊草、薙草、薙劍の三神器を授けて此の國に降臨せしめ給ふ、是我が神州の根基にして神位と皇位との連鎖は、帝國の萬邦に冠

絶する所以なり、神即ち天津日嗣にして、天津日嗣即ち帝國なり。

皇祖ノ大詔

豐葦原ノ千五百秋ノ瑞穂ノ國ハ、是レ吾子孫ノ主タルヘキ地ナリ、爾皇孫就キテ治メヨ、寶祚ノ隆ヘマサムコト天壤ト共ニ窮リ無カルヘシ此ノ鏡

ハ我カ魂ナリ、爾之ヲ見ルコト猶ホ吾ヲ視ルカ如クナルヘシ

皇孫遲遲尊は木花咲耶媛を娶り、火遠理尊を生まれ給ひ、火遠理尊は豐玉媛を娶り、鵜草葺不合尊を生まれ給ひ、鵜草葺不合尊は玉依媛を娶り、神日本磐禮彥尊を生まれ給ふ、神日本磐禮彥尊即ち皇祖神武天皇に御座します。

御製

うこきなき秋津島根の岩の上によろつよしめて龜はすむらん

神武天皇は實に人皇第一代の帝に在します、爾來我が國は、皇統連綿萬世一系、聖皇を戴くこと茲に一百二十二代、聖代を経ること茲に二千五百八十一、國運の進暢日に月に新なり、洵に皇國の建設は宏遠にして、皇運は天壤と共に窮りなからんとす。

御製

神つ代の事をつはらに記したるふみをしるへに世ををさめまし

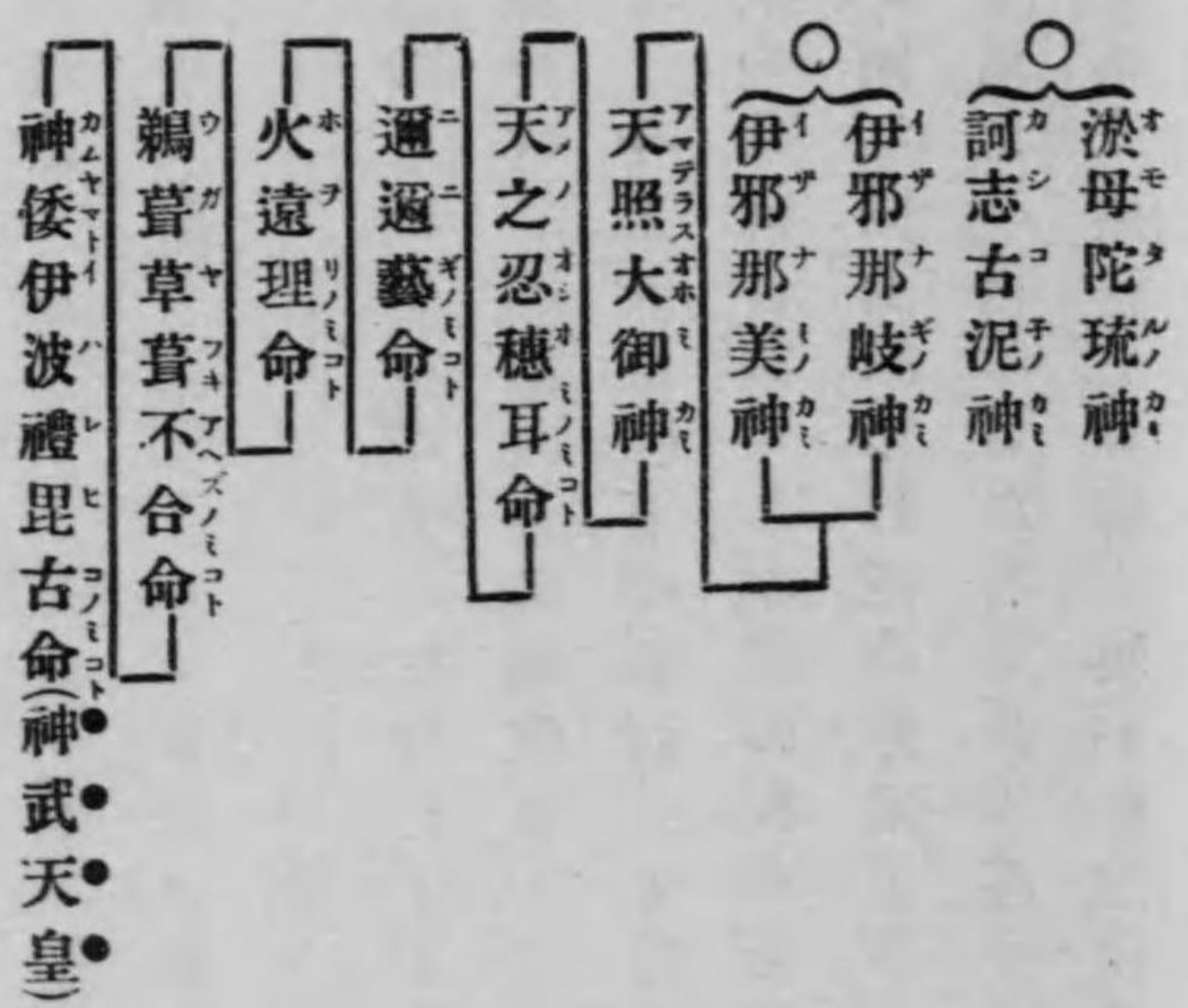
因に神代諸神の略系を録し奉れば、即ち次の如し。

●別天神

- 天之御中主神
- 高御産巢日神
- 神産巢日神
- 宇麻志阿斯訶備比古遲神
- 天之常立神

●神世七代

- 國之常立神
- 國狹槌神
- 豐雲野神
- 宇比地邇神
- 須比智邇神
- 大斗能地神
- 大斗乃辨神



三皇基

皇祖神武天皇は天祖の光徳を豊葦原の全土に宣布し、國民をして悉く皇化に霑はしめんとて、其の居九州高千穂の宮を出でて遙々東征し給ひ、紀元元年正月一日大和の橿原の宮に於て皇位に即き給ふ。これぞ大日本帝國皇基の矯めなり。斯くて、皇統連

綿、皇國の宮柱は萬世の下動くことなし。

八

東征ノ詔勅

此ノ豐葦原瑞穗國ハ天神ノ我カ祖ニ賜ヒシ所ナリ 此ノ地必ス以テ天業ヲ恢弘シ天下ニ光宅スルニ足ルヘシ

即位ノ大詔

我カ皇祖ノ靈、天ヨリ降鑒シ、朕カ躬ヲ光シテ助ク、今諸虜已ニ平キ海内無事ナリ以テ天神ヲ郊リテ以テ大孝ヲ申フヘシ

御製

樞原のとはつみおやの宮柱たてそめより國はうこかし

惟ふに、第一代 神武天皇御即位ありてより、大正十年は、實に二千五百八十一年を算す、而して、今上天皇陛下は、第二百二十二代の帝に在します。世界國を立つるものと雖、皇統一系萬世淪りなきもの、我が大日本帝國を措きては、他に絶えて無し。

抑、我が國は、開闢以來、君臣の分定まりて萬世の下淪ることなし。大日本帝國の天皇は、即ち萬世一系の君にして、世々必ず皇統の繼ぎ給ふ所なり。因に、外國の皇室には各其の姓あり、然れども、獨り我が皇室には其の姓なし。是蓋し外國にありては皇統

屢變り仍ち姓を作りて之を區別するの必要ありと雖、皇統の千秋萬古淪ることなき我が國にありては其の必要秋毫も無きなり。あ、金匱無缺の國體、何れの國か仰ぎ視ざるものあらむや。我等は、此の美はしき國に生を享けたり。君に事へては忠、親に仕へては孝、皇運を無窮に扶翼し、國體を萬世に擁護し、以て、子々孫々に傳へずんばあるべからず。

天祖ノ神勅

此ノ豐葦原ノ瑞穗ノ國ハ我カ子孫ノ世々君タル地ナリ汝皇孫就キテ治メヨ寶祚ノ隆ヘマサムコト天壤ト共ニ極マリナカルヘシ

帝國憲法第一條第二條

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス(第一條)

皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス(第二條)

皇室典範第一條第十條

大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス(第一條)

天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク(第十條)

昭憲皇太后御歌

九

昭憲皇太后御歌

君と臣の心の色に移さはやいづもかはらぬまつのみとりを

因に、皇統連綿萬世一系の、列皇の寶祚年譜を録し奉れば次の如し。

一	神武天皇	元年 正月一日	二	綏靖天皇	二年 正月八日
三	安寧天皇	三年 七月三日	四	懿德天皇	五年 二月四日
五	孝昭天皇	六年 正月九日	六	孝安天皇	六年 正月七日
七	孝靈天皇	七年 正月十二日	八	孝元天皇	八年 正月十四日
九	開化天皇	九年 十月十二日	十	崇神天皇	九年 正月十三日
二	垂仁天皇	十二年 正月二日	三	景行天皇	十二年 七月十一日
三	成務天皇	十三年 正月五日	四	仲哀天皇	十三年 正月十一日
五	應神天皇	十四年 正月一日	六	仁德天皇	十四年 正月三日
七	履仲天皇	十六年 二月一日	八	反正天皇	十六年 正月二日
九	允恭天皇	十七年 二月一日	十	安康天皇	十七年 三月十四日

二	雄略天皇	二十六年 十月十三日	三	清寧天皇	二十九年 正月十五日
三	顯宗天皇	二十八年 正月一日	四	仁賢天皇	三十一年 正月五日
五	武烈天皇	三十二年 正月一日	六	繼體天皇	三十四年 二月四日
七	安閑天皇	三十四年 二月七日	八	宣化天皇	三十五年 正月十七日
九	欽明天皇	三十九年 正月五日	十	敏達天皇	三十九年 四月三日
三	用明天皇	四十二年 九月五日	三	崇峻天皇	四十四年 八月二日
三	推古天皇(女皇)	四十二年 正月八日	四	舒明天皇	四十六年 正月四日
五	皇極天皇(女皇)	四十四年 正月十五日	六	孝德天皇	四十八年 六月十四日
七	齊明天皇(女皇)	四十六年 正月三日	八	天智天皇	五十二年 七月廿四日
九	弘文天皇	四十八年 正月三日	十	天武天皇	五十四年 七月廿三日
四	持統天皇(女皇)	五十一年 九月九日	四	文武天皇	五十七年 八月一日
四	元明天皇(女皇)	五十七年 六月十五日	四	元正天皇(女皇)	五十九年 九月三日
四	聖武天皇	六十一年 二月四日	四	孝謙天皇(女皇)	六十一年 七月二日
四	淳仁天皇	六十一年 八月一日	四	稱徳天皇(女皇)	六十一年 十月九日
四	光仁天皇	六十一年 八月四日	四	桓武天皇	六十一年 四月三日

五	平城	天皇	一四六	三月十八日	五	嵯峨	天皇	一四九	四月一日
五	淳和	天皇	一四三	四月十七日	五	仁明	天皇	一四三	二月廿八日
五	文德	天皇	一五〇	三月廿一日	五	清和	天皇	一五八	八月廿七日
五	陽成	天皇	一五六	十二月廿九日	五	光孝	天皇	一五四	二月四日
五	宇多	天皇	一五七	八月廿六日	六	醍醐	天皇	一五七	七月三日
六	朱雀	天皇	一五〇	九月廿二日	六	村上天皇	一六〇	四月二十日	
六	冷泉	天皇	一六七	五月廿五日	六	圓融	天皇	一六九	八月十三日
六	花山	天皇	一六四	八月廿七日	六	一條	天皇	一六四	六月廿三日
六	三條	天皇	一六七	六月十三日	六	後一條	天皇	一六六	正月廿九日
六	後朱雀	天皇	一六六	四月十七日	七	後冷泉	天皇	一七〇	正月十六日
七	後三條	天皇	一七六	四月十九日	七	白河	天皇	一七三	三月八日
七	堀河	天皇	一七四	十二月廿六日	七	鳥羽	天皇	一七六	七月十九日
七	崇徳	天皇	一七三	正月廿八日	七	近衛	天皇	一八〇	三月七日
七	後白河	天皇	一八五	七月廿四日	八	二條	天皇	一八八	八月十一日
七	六條	天皇	一八五	六月廿五日	八	高倉	天皇	一八八	二月十九日

八	安徳	天皇	一八四	二月廿一日	八	後鳥羽	天皇	一八四	八月二十日
八	土御門	天皇	一八六	正月十一日	八	順徳	天皇	一八七	十二月廿五日
八	仲恭	天皇	一八一	四月二十日	八	後堀河	天皇	一八一	七月九日
八	四條	天皇	一九二	十月四日	八	後嵯峨	天皇	一九〇	正月二十日
八	後深草	天皇	一九六	正月廿九日	九	龜山	天皇	一九九	十二月廿六日
九	後宇多	天皇	一九四	正月廿六日	九	伏見	天皇	一九七	十月廿一日
九	後伏見	天皇	一九六	七月廿二日	九	後二條	天皇	一九六	正月廿一日
九	花園	天皇	一九六	八月廿六日	九	後醍醐	天皇	一九七	二月廿六日
九	後村上	天皇	一九九	八月十五日	九	後龜山	天皇	二〇二	四月廿九日
九	後小松	天皇	二〇三	十月五日	一〇	稱光	天皇	二〇七	八月廿九日
一〇	後花園	天皇	二〇八	七月廿八日	一〇	後土御門	天皇	二二四	七月十九日
一〇	後柏原	天皇	二一〇	十月廿五日	一〇	後奈良	天皇	二二六	四月廿九日
一〇	正親町	天皇	二二七	十月廿七日	一〇	後陽成	天皇	三三四	十二月七日
一〇	後水尾	天皇	二二七	三月廿七日	一〇	明正	天皇	三三九	十二月八日
一〇	後光明	天皇	二三三	十月二日	一〇	後西院	天皇	三三四	十二月廿八日

二二	靈元	天皇	二三三	正月廿六日	二三	東山	天皇	二四七	三月廿一日
二三	中御門	天皇	二三九	六月廿一日	二四	櫻町	天皇	二三五	三月廿一日
二五	桃園	天皇	二四七	五月二日	二六	後櫻町	天皇	二四三	七月廿七日
二七	後桃園	天皇	二四〇	七月廿四日	二八	光格	天皇	二四九	七月廿五日
二九	仁孝	天皇	二四七	三月廿二日	三〇	孝明	天皇	二五〇	二月十三日
三一	明治	天皇	二五六	正月九日	三三	今上天皇	二五七	七月三十日	

尙ほ大正の皇室の御繁榮を録し奉れば次の如し。

今上天皇 御名嘉仁

御誕生 明治十二年八月三十日

御踐祚 大正元年七月三十日

皇后 御名節子

御誕生 明治十七年六月二十五日

御入興 明治三十三年五月十日

皇太子 御名裕仁

御誕生 明治三十四年四月二十九日

儲君御治定 大正元年七月三十日

第二皇子 御名雍仁 御稱號淳宮

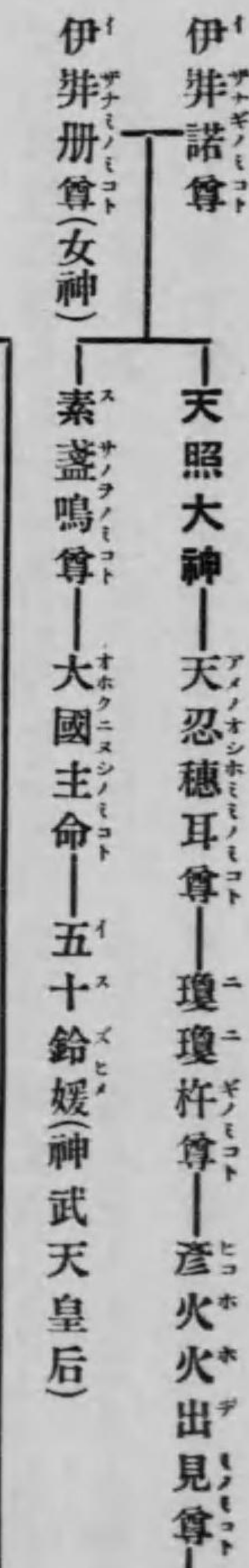
第三皇子 御名宣仁 御稱號高松宮

御誕生 明治三十八年一月三日

第四皇子 御名崇仁 御稱號澄宮

御誕生 大正四年十二月二日

四皇祖の帝



鷓鴣草葺不合尊——神武天皇

神武天皇は、皇祖の帝に在します。帝は、天照大神より三種の神器を賜はりて此の土に降臨したまひし瓊瓊杵尊の曾孫にして鷓鴣草葺不合尊の御子なり。

と 神日本磐余彦尊と申し、御幼時より賢明衆に勝れさせ給ひ、御兄君に代りて皇儲の君に立ち給へり。

天孫降臨以來、年既に久しけれど、代々九州の南部に都したまひしを以て、遠く都を離れたる畿内地方には御惠未だ普からず、争亂常に絶えざりき。天皇、乃ち中央の要地たる畿内に移り、大いに天下を定めて、以て萬民を安んせんと思召し給ひ、遂に軍を率ひて、日向の國を發し、九州より瀬戸内海を経て、浪速に着き、それより膽駒山を踰えて大和に入らんとし給へり。

當時、大和の長髓彦なる者、天神の子饒速日命を奉じて主となし、勢甚だ強く、乃ち皇軍を孔合衙坂に掩へ撃ちぬ。皇軍利あらず、遂に皇兄 五瀬命は流矢に中りて、後陣中にて崩じ給ひぬ。時の詔に宣はく

五瀬命ノ詔

吾者日ノ神ノ御子ニシテ日ニ向ヒテ戰フハフサハシカラス故ニ賤奴ノ痛手ヲ負ヒヌ今ヨリハ行キ廻リテ日ヲ眷ヒテコソ討タナム

と、これ蓋し 皇祖日神に對する敬意を表し給へるものにして、洵に畏き御心にこそ、乃ち 天皇は茲に於いて路を代へて紀伊に入り、熊野路より大和に向ひ給へり。山

岳重疊、峻坂險路、歩ませ給ふべくもあらず、皇軍の惴惴その極に達せり。折柄、一羽の八咫鳥飛び來りて、皇軍の東道を爲すかと見へたり。乃ち 天皇飛び行く八咫鳥を便りに道を開かせながら、軍を進めて大和に入らせ給へり。

長髓彦の軍兵は、旺勢にして、皇軍この時亦將に不利に了らんとしたりき。時しも一天俄にかき曇り、何處からともなく金色の鴉一羽とび來り、天皇の御弓弭にとまり、稲電の如き光を放ちけり。賊軍爲に目眩み戰ふこと能はず、遂に 饒速日命は長髓彦を殺して降り、其の他の土賊も亦相次ぎて平ぎたり。明治大帝、明治二十三年二月十一日に制定したまひし金鷄勳章は、此の 皇祖の威烈に憑りたまひしものなり。

金鷄勳章制定ノ詔

朕惟ミルニ神武天皇皇業ヲ恢弘シ繼承シテ朕ニ及ヘリ今ヤ復カニ登極紀元ヲ算スレハ二千五百五十年ニ達セリ朕此ノ期ニ際シ天皇戡定ノ故事ニ徵シ金鷄勳章ヲ創設シ將來武功拔群ノ者ニ授與シ永ク天皇ノ威烈ヲ光カニシ以テ其ノ忠勇ヲ獎勵セントス汝衆庶此ノ旨ヲ體セヨ(明治二十三年二月十一日)

日向路の御出征より畿内御平討に至るまで實に六年の間、海難山苦、遂に國土平定

の鴻業を成し給ひし御武勳は、蓋し 神武の御名に背かずとこそ申し奉るべきなれ、
茲に於て 天皇命を下して宣はく、

神武天皇東征ノ詔

吾東征シテヨリ茲ニ六年、皇大神ノ威ニ頼リテ凶徒戮ニ就ク、邊土未タ
清カラス餘妖尙ホ梗レタリト雖中州ノ地ハ復風塵ナシ、誠ニ皇都ヲ恢廓
シ大壯ヲ規ルヘシ、而シテ今ハ此ノ屯蒙ニ屬シ民心朴素ニシテ巢ニ棲ミ
穴ニ住ヒ習俗惟レ常トナレリ、夫レ大人制ヲ立ツルヤ義必ス時ニ隨フ、苟
モ民ニ利アラハ何ンゾ聖造ニ違ハム且ツ當ニ山林ヲ拔キ拂ヒ宮室ヲ經
營シテ恭シク寶位ニ臨ミ以テ元々ヲ鎮メ、上ハ天神ノ國ヲ授ケ給フ徳ニ
答ヘ、下ハ皇孫正ヲ養ヒ給フノ心ヲ弘メ、然ル後六合ヲ兼ネテ以テ都ヲ開
キ八紘ヲ掩ヒテ宇ト爲サムコト亦可ナラス乎、夫ノ畝火山ノ東南樞原ノ
地ハ蓋シ國ノ中區乎、茲ニ都スヘシ

と、斯くて賊徒平定の翌年、天皇乃ち大和畝傍山の東南樞原に大宮を營みて即位
の禮を擧げ人皇第一代の帝に立ち給ひ、大國主命の後なる 五十鈴媛を立て、
皇后となしたまひき、時に紀元元年なり、さて、天皇は 天孫子命天富命をして神の
祭を掌りて朝政を輔けしめ、道臣命及び賊徒饒速日命の子可美真手命をして武備に
當らしめ、以て建國の政綱を制め給へり、其の賊徒の子を斯く重用し給ひし御宏量の
ほど、洵に感佩の至なり。

神武天皇即位ノ大詔

我カ 皇祖ノ靈、天ヨリ降鑿シテ朕カ躬ヲ光助シ給ヘリ、今諸勝已ニ平キ
海内無事ナリ以テ天神ヲ郊リ大孝ヲ申フヘシ(即位四年二月)

又以て 天皇敬神崇祖の御徳を拜し奉るべきなり、斯くて、天皇は、御在位七十六
年四月三日に崩御あらせ給へり、時に御年一百二十七歳、御陵は、畝傍山東北麓に在り
天皇を祀れる社を官幣大社樞原神宮と申し奉る、即ち、明治大帝明治二十三年畝
傍山の東南樞原宮の舊趾に神宮をトし、特に勅して其の本殿に京都御所の溫明殿、其
の拜殿に同神嘉殿を移し給へり。

あゝ、天皇神聖の烈を承け東征の武を振ひ一舉して海内を定め祭祀を慎み政理
を察し有徳を擧げ有功を賞し神器を奉安して以て萬世の鴻基を啓き給ふ、

東に伊勢神宮、西に樞原神宮、共に萬世護國の御社にして、皇運これより發し又これ
に憑りて天長地久と共に窮りなからんとす、畏しとも畏し、

御製

承けつきし國の柱の動きなくさかえゆく世をなほいのるかな

御製

國民はひとつ心に守りけりとほつみおやのかみのをしへを

五 現津神

皇國は神の肇造し給ひし美稻國なり。而して 天皇は現津神又は遠津神とこそ申し奉るべけれ。蓋し我國萬世一系の皇統は、連綿として長しへに盡くべくもあらず。歴代の 天皇は即ち 天祖の遺靈を一身に體得し 天祖今も尙在すが如く皇國を治すなり。神と稱へ皇と申し奉るは、唯修辭上の區分に外ならず。又神代と唱へ皇朝と稱するは、亦年代上の區分たるに過ぎず。即ち神皇一體天神一統なり。是我が國體の精華なり。

帝國憲法第一條

大日本●國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

帝國憲法第四條

天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬ス

夫れ皇位は 天神の遺靈にして萬世一系なり。而して皇位は 天照大御神に發し代々 列聖に傳はり五十鈴川のながれ絶えせぬ如く萬代に迨ぶ。皇位は天に在りては神位にして、地に在りては皇位なり。げに 天皇は現津神にして 天神の御子なり。御製

承けつきし國の柱の動きなくさかえゆく世をなほいのるかな

天皇は現津神なり。神は鏡に通ず。鏡は潔白清明なり。故に神は潔白清明にして聖し。何人も之を侵し奉るを得ず。故に亦現津神なる 天皇は、乃ち神聖にして敢て侵すべからざるなり。何んぞ初めて憲法の明文を俟たんや。蓋し憲法は唯之を公宣するのみ。

帝國憲法第三條

天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

現津神は 天皇なり。皇の字は白玉の二字より成る。夫れ白玉は、清明にして神々し。而して白玉の清明神高は、これ 神の御徳なり。

彥火出見尊妃豐玉媛ノ御歌

赤玉はをさへ光れと白玉のきみかよそひし貴くありけり

天皇は現津神なり。故に 天皇は天津日嗣なり。皇太子を日嗣の御子と申し奉る。彼の 皇孫瓊杵尊が降臨の御時、我が國土を朝日の直刺國夕日の照國として愛で給ひしは、亦、天津日嗣の正系たるを證するに足る。

瓊杵尊ノ詔

此ノ地ハ朝日ノ直刺國夕日ノ照國ナリ故ニイト吉キ地ナリ

天皇は現津神にして神皇御一體に在します。而して我等青人草は、恐れ多くも 現津神の御子なり。蒼人草の 日嗣の光に茂り合ひてゆく幸、あゝ、何ものか之に過ぎんや。畏くも、我が 今上天皇陛下は、明治十二年御降誕、大正元年踐祚あらせ給ひぬ。御父君 明治大帝に肖させ給ひて、神來の聰明英智に渡らせ給ふことは申すも畏し、其の大統御繼承に際して下し賜へる勅語を拜するに、

踐祚後朝見式ノ勅語

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但タ皇位一日モ曠クスヘカラス國政須臾モ廢スヘカラサルヲ以テ朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ(中略)

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ愆ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサラ

ンコトヲ期ス有司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等克ク朕カ意ヲ體シ朕カ事ヲ獎順セヨ(明治四十五年七月三十一日)

と宣ひて大統繼承の御覺悟を示させ給ひ、又、即位禮當日の勅語に於いて、
御即位ノ勅語

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ惟神ノ寶祚ヲ踐ミ爰ニ即位ノ禮ヲ行ヒ普ク爾臣民ニ誥ク(中略)爾臣民世世相繼キ忠實公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ(下略)大正四年十一月十日

と仰せ給ひて、深く臣民を愛恤嘉尚し給ふ。また特に教育に關しては、
教育振興ノ御沙汰

皇考夙ニ心ヲ教育ノ事ニ勞セラレ制ヲ定メ令ヲ布キ又勅シテ其ノ大綱ヲ昭ニシタマヘリ朕遺緒ヲ紹述シテ倍々其ノ振興ヲ圖ラムトス(大正四年十二月十一日)

との有りがたき御沙汰をさへ下し給へり、又陸海軍人に對しては、左の勅語を賜はりたり。

陸海軍人へ賜ハリシ勅語

(上略)皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五ヶ條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ貫クヘキ
コトヲ示シ給ヘリ汝等軍人ハ夙夜此ノ聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國
威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ朕ハ朕カ統率ス
ル所ノ軍隊ハ即チ是皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝
等軍人ノ忠勇ニ信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ億
兆ノ福祉ヲ増進センコトヲ冀フ(下略)大正元年七月三十一日

陸海軍人たる者、陛下がいかに軍人の忠勇に信倚したまへるかを拜すれば、豈、夙
夜淬礪、皇家の進運を扶翼せずして可ならんや。

あゝ、今上天皇陛下、斯く神來の御英明と御盛徳とを以て睿圖を昭明し給ふ。洵に
欽仰感激措く能はざる所なり。今やかゝる陛下の臣民として大御恵に浴する我等
青人草は、皇運の隆昌無窮にして君國前途の多幸多望なるを喜び奉り、益々奮勵せ
やあるべき。

六 皇 位

皇位は 天皇の御位なり、而して皇位に在る人を 天皇と申す。皇位は 天祖の靈
位にして、天祖の子孫たる 列聖相承けて之に御座します。即ち 天皇は 天祖に
代りて天位に居り、國を統治するの天職を行はせらるるなり。

帝國憲法第一條

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

皇室典範第一條

大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系の男子之ヲ繼承ス

我が建國の大本は、我が萬世一系の皇位を以て統治主權の本體となし、千古に溯り
萬世に亘り大義變はらず、主權の所在日月明白にして、國體の鞏固泰山動くことなし。

天祖ノ大詔

豐葦原ノ千五百秋ノ瑞穂ノ國ハ是レ吾子孫ノ君タルヘキ地ナリ爾皇孫
就キテ治メヨ寶祚ノ隆ヘマサンコト天壤ト共ニ窮リ無カルヘシ
此ノ鏡ハ我カ魂ナリ之ヲ視ルコト猶ホ吾ヲ視ルカ如クナルヘシ吾カ前
ヲ拜クカ如ク齋キ奉レ

明治大帝御製

檀原のとはつみおやの宮柱たてそめしよりくにはうこかす

家に於ける家長の位は即ち祖先の威靈の在る所、現世の家父代りて其の位に居り其の子孫を保護す。家族の家長の權に服するは、即ち祖先の威靈に服するなり。國に於ける皇位は即ち天祖の威靈の在ます所、現世の天皇は天祖に代り天祖の慈愛せる子孫民族を統治す。民族の大權に服するは、即ち天祖の威靈に服するなり。國は家の大なるもの、家は國の小なるもの、之を我が建國の大本となす。國體の淵源亦茲に存す。

皇位は天皇の御位なり、而して天皇は神聖にして侵すべからず、故に萬世一系の皇位は神聖なり。蓋し天皇の身位は即ち天祖の靈位なり、統治の大權は即ち天皇の威稜なり、天縱惟神、萬世相承け一系易らず、至神至聖、仰ぐべく犯すべからず、臣民の之を崇拜する其の始祖の在すが如し、國體の尊嚴、皇位の神聖、正に茲に存す、即ち帝國憲法は、此の固有の大義を掲げ之を永遠に昭かにせり。

帝國憲法第三條

天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

大日本國皇位は、祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承す。皇位は祖宗の靈位にし

て子孫相承け之に居る。古言に皇位繼承を天之日嗣と謂ふ、是れ天位の繼續延長の聖義なり。皇位繼承を以て權利の移轉と爲すは、我が千古立國の大本を誤るものなり。蓋し天皇の有する統治の大權は、天皇の身位に固著してはなるべからず、皇位の繼承は、天皇身位の繼續なり、故に皇位に二なし、時を同うして二なきのみならず、時を異にするも亦二なきなり、今の皇位は、即ち千古の皇位にして、萬世一位、敢て改更あることなし。

天祖ノ大詔

瑞穗國是吾子孫可王之地也、宣爾皇孫就而治焉、行矣寶祚之隆、當與天壤無窮矣

憲法發布之勅語

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及ヒ朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ
(明治二十二年二月十一日)

宇佐八幡宮神宣

我國家開闢以來君臣分定矣、以臣爲君、未之有也、天之日嗣必立皇緒

昭憲皇太后御歌

神代よりねさしかはらぬ葦原のくにのさかえそかきりしられぬ

昭憲皇太后御歌

君と臣の道あきらけき日の本のくにはうこかしよろつよまてに

昭憲皇太后御歌

君と臣の心の色に移さはやいつもかはらぬまつのみとりを

七 皇位の御璽

八咫鏡八尺勾瓊及び草薙靈劍を以て三種の神器となし奉る。共に皇國肇起の靈器にして、列皇萬世の下長しへに傳承せらるゝ。皇祖神靈の映象たり。皇孫邇々尊國土平定の爲將に發せられんとするに蒞み、天照大御神之に神器を賜ひて詔り給はく、

皇祖ノ大詔

豐葦原ノ千五百秋ノ瑞穗ノ國ハ是レ吾カ子孫ノ主タルヘキ地ナリ爾皇孫就キテ治メヨ寶祚ノ隆ヘマサムコト天壤ト共ニ窮リ無カルヘシ此ノ

鏡ハ我カ魂ナリ爾之ヲ見ルコト猶吾ヲ視ルカ如クナルヘシ

と。三つの神器は、列聖相繼ぎ相傳へ給ふ所の神寶にして、萬世一系の 皇位の御璽たり、また、皇祖皇宗の洪徳の本源たり。

今や八咫鏡は伊勢大廟に、草薙靈劍は熱田神宮に祀らる。而して八尺勾瓊は歴代の天皇之を宮中に奉祀し仍ち其の靈徳を體現し給ふ。

皇靈遷座ノ詔

朕恭ク惟ルニ神器ハ天祖威靈ノ憑ル所 聖皇ノ奉シテ以テ天職ヲ治メ給フトコロノモノナリ今ヤ朕不逮ヲ以テ復古ノ運ニ際シ忝ク鴻緒ヲ承ク新ニ神殿ヲ作り神器ト 列聖皇靈トヲ茲ニ奉安シ仰テ以テ萬機ノ政ヲ視ントス爾群卿百僚夫レ斯ノ旨ヲ體セヨ(明治四年九月十四日)

神鏡は、其の徳たるや光明澄朗たり。萬物之に照映して其の眞を現し、衆惡之に照影して其の醜を曝す。以て蔽ふべからず、以て曇らすべからず。天孫竝に 列聖これを神魂として其の靈徳を齋き之を體現し給ふ。

後嵯峨天皇明鏡ノ詔

詔ス朕聞ク人自ラ照サント欲スレハ必ス明鏡ニ須ツ主過ヲ知ラント欲スレ

ハ必ス忠信ニ藉ル(寛記三年四月)

後醍醐天皇御製

皆人の心も磨け千早振神のかゝみのくもるときなく

村上天皇御製

九重に今もますますみの鏡こそなほ世をてらすひかりなりけり

御製

うち向ふ度に心を磨けとやかゝみは神のつくりそめけん

御製

柳葉にかけし鏡をかゝみにてひともこゝろをみかけとそおもふ

神璽は其の徳たるや清淨善美なり八尺之勾璽は彌真明の玉にして一に美須麻流之珠即ち美統圓之珠と稱す故に此の神璽の靈徳を一身に養ふときは則ち衆徳自ら集りて萬徳を統ふことを得神璽の靈徳は上は神徳皇徳の憑る所にして下は人徳の盛美なり因に天皇の御尊體を玉體と申し御言葉を玉音と稱へ又御歩行を玉歩と尊び奉るは洵に深く畏き由ある所なり

後醍醐天皇御製

かす／＼に集むる玉の曇らねはこれも我が世のひかりとそなる

櫻町天皇御製

更に今集めて道の光をもみかくことのは玉のかす／＼

御製

人心かくそあるへき白玉の眞玉は火にもやかれさりけり

御製

白玉を光なしとも思ふかな磨きたらさることをわすれて

御製

磨かすは玉も光はいてさらむひとのこゝろもかくそあるへき

御製

曇なき心の底の知らるゝはことはのたまのひかりなりけり

神劔は其の徳たるや嚴光剛毅なり天下和平の時は鞘に藏りて猥に脱せず然れども一旦緩急ある時は即ち電光石火皇基を守りて皇國を萬代の安きに置く上古に、須佐之男尊神武大帝日本武尊此の靈劔を振ひて威徳を示させ給ふ爾來列聖相承け相次きて之を武徳の表象と爲し給ふ而して近世に、明治大帝自ら大元帥陛下

として陸海軍を率ひ威武を八紘に輝かせ給ふ。是凡へて神劍に宿れる 天祖の稜威に由るものなり。

御製

鍛ひたる劍の光いしろく世にかゝやかせ我がいくさひと

御製

あたしのにいさ輝かせ大丈夫かときすましたる太刀のひかりを

御製

大丈夫か常に鍛ひし劍もて向ふしこくさなきつくすらむ

神劍は、一に草薙之劍と申す。其の創め之を叢雲之劍と申せり。而して 列聖神劍の靈徳を尊び給ふこと頗る厚く、歴朝 皇太子に傳へたまふ寶劍を壺切之劍と申し奉る。以て神劍の光徳を謹察し奉るべきなり。

明治天皇立太子ノ詔

朕祖宗ノ遺範ニ循ヒ嘉仁親王ヲ立テ、皇太子ト爲ス。茲ニ之ヲ公布シテ

周知悉セシム。(明治二十二年十一月三日)

壺切之御劍傳進ノ勅語

壺切ノ劍ハ歴朝皇太子ニ傳ヘ以テ朕カ躬ニ迨ヘリ。今之ヲ汝ニ傳フ。汝其レ之ヲ體セヨ。(明治二十二年十一月三日)

今上天皇立太子ノ詔

朕祖宗ノ遺範ニ遵ヒ裕仁親王ノ爲ニ立太子ノ禮ヲ行ヒ茲ニ之ヲ宣布ス

(大正五年十一月三日)

壺切之御劍傳進ノ勅語

壺切ノ劍ハ歴朝皇太子ニ傳ヘ以テ朕カ躬ニ迨ヘリ。今之ヲ汝ニ傳フ。汝其レ之ヲ體セヨ。(大正五年十一月三日)

斯くの如く、三種の神器は、皇國の發端 皇宗の靈器にして、また、臣民の均しく尊び祀る神寶なり。而して神寶の御影は、臣民の拜視する能はざる所、又能、之を想幻し能はざる所なり。然れども、臣民各自の家に傳る祖先の遺物を、自家の神寶とし、之に對ふこと畏けれども、皇家の神器に對ふが如くならむには、是蓋し忠孝報本の實を擧ぐるの途たることを得べし。

今上天皇陛下には、大正四年秋、滞りなく御即位の大禮を了せらるゝや、古例に則り七種の大神寶を伊勢神宮へ奉納あらせられたりと、七種の大神寶とは、鏡、劔、玉、弓、箭、矛、

楯をいふ此の御制は、清和天皇の御代より歴代御即位毎に、御恩禮と天下泰平國土安穩とを御祈念あらせらるゝ御趣旨にて御奉納ありたるものにして、南北朝時代より中絶して今日に至りしを御復興あらせられしなり、敬神尊祖の範を垂れ古儀古例を重んじ給ふ大御心、洵に畏ききはみと申し奉るべきなり。

八 神皇民一體

我が國に於いては、天神—竝—天皇及び臣民は一體なり、即ち恰も 天神は頭に於いて、天皇は體軀なり、而して、臣民は其の四肢なるが如し、天神は我が天地の創造者にして、其の御子 天皇は此の國土の統攬者なり、而して、臣民は此の國土に惠生せる青人草なり。

神は天地の始祖にして、凡ての美性良質を備へ給ふ、而して神の御子たる 天皇は凡ての神徳を體得し給ふ、夫れ 天皇の字義を古典によりて按ずるに天の白玉なり、白玉は満圓無缺にして清明高潔なり、神徳は眞清光明にして宛も白玉の如し、されば天神の御子を 天皇と申し奉ること其の靈義のいかに深きかを察すべきなり。

御製

わか國は神の末なりかみまつるむかしのてふりわするなよゆめ

神は鏡の訓音か。が。み。の。詰音より成れりといふ。蓋し鏡は眞清光明にして神と其の性徳を同じくす、而して白玉の清明にして潔高なるは、鏡の眞清にして光明なるに同じ。神皇一體鏡玉一義、其の聯關結蒂のいかに奇なる。今各神社凡べて鏡を奉安して神位を表す、寔に此の聖義の徵證たり。

天祖ノ大詔

此ノ鏡ハ我カ魂ナリ之ヲ視ルコト猶ホ吾ヲ視ルカ如クナルヘシ吾カ前ヲ拜クカ如ク齋キ奉レ

龜山天皇御製

すへらさの神の御言をうけきつといやつきくゝに世をおもふかな

天皇は、天神の御子にして天の白玉、神の白玉に御座します。天皇は神聖にして侵すべからず、蓋し清明にして高潔なる白玉はいかで侵され得べきぞ、いかで犯し得べきぞ。

帝國憲法第三條

天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

天神は 天皇の父にして、帝國は 天皇の——天宅なり、而して 列皇宮居の柱の動きなく、いやつぎ／＼に浦安けくいのり給ふ。

御製

うけつきし國の柱の動きなくさかえゆく世をなほいのるかな

業に、神皇は一體にして其の性徳を同じくし給ふ、而して臣民は、天皇の成し給ひはぐくみたまへる青人草なり。天神は頭、天皇は軀、臣民は其の四肢、而して合して一體を成す、之を神皇民の一體といふ、故に 天皇即國家にして忠孝固と一本なり、天神の御性徳は克く神代より皇朝に傳はり及ぶ、神皇の四肢たる臣民は、須らく遠ッ御親の御性徳を益養ひ、愈輝かさゝるべからざるなり。

御製

あしはらの國とまさむと思ふにも青ひとくさそたからなりける

御製

國民は一つ心に守りけりとほつみおやのかみのをしへを

御製

罪あらは我を咎めよ天つ神民はわかみのうみし子なれば

九 國體の精華

國體とは、主權の所在をいふ、これに、君主國體と民主國體との別あり、君主國體とは、君主が政治の大權を握るをいひ、民主國體とは、國民全體が政治の大權を收むるをいふ。

民主の政にして最も純粹なるものは、亞米利加合衆國なるべく、立君の治にして至醇なるものは、我が大日本帝國なり、況や我が帝國の 皇位は、其の立てる基甚だ遠く下より押し載きまつりて即け奉れるにあらぬをや、我が 皇統の淵源と 帝業の基礎とは、遠く 天祖の大詔に於いて既に定めり。

天祖ノ大詔

此ノ豐葦原ノ中津國ハ我カ子孫ノツキツキ知ラサム國ナリ

此ノ鏡ヲ視ルコト猶我カ前ニ齋クカ如ク同床共殿シテ仕ヘマツルヘシ 天

津日嗣ノ隆盛ナラムコト天壤ト窮リナカルヘシ

御製

樞原のとはつみおやの宮柱立てそめしよりくにはうこかす

御製

三十八

神つ代の御代の掟をたかへしと思ふそおのかねかひなりける
斯く我が皇祖は、嚴かに統を垂れ極を立て給ひたれば、神武天皇高御座に即かせ給ひしより以來、既に御代は一百二十二代、年は二千六百有餘年の久しきに及び、一系の皇統は、連綿として世々絶ゆることなく、君臣の秩序は、井然曾て紊れたることなし。

昭憲皇太后御製

君と臣の道明けき日の本の國はうこかしよろつ代までに

世の様の移り變るに隨ひて、臣下の者ども時に政治を行ひしことありしも、執政の大權は常に天皇の握らせ給ふ所にして、未だ曾て天位を紊し政治の大本を動かしたる者あるなし。然るに、外國に於いては、一の君に代りて忽ち他の君立ち、而して、皇系の變ることあるのみならず、甚だしきは其の國體をすら更ふるものあり。されど我が國にては、曾て此の事無く、金甌無缺の國體は、世界萬邦の欣仰するところなり。

和氣清麻呂宇佐八幡宮神宣

我カ國ハ開闢以來君臣ノ分固ク定マレリ 天津日嗣ハ必ス 皇緒ヲ立テヨ

無道ノ徒ハ早ク除クヘシ是レ神教ナリ

昭憲皇太后御歌

君と臣の心の色にうつさはやいつもかはらぬ松のみとりを

此を以て、明治大帝は、明治二十二年二月十一日の紀元節の佳辰に當りて帝國憲法を發布し、皇祖皇宗の遺訓を明徴にし給へり。

帝國憲法第一條

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

あゝ、古今一貫なる歴史の精華は、高く聳へては芙蓉峰と顯れ、廣く湛ひては琵琶湖と彰る。恩澤は上に積み士氣は下に振ひ、未だ曾て一たびも外侮を受けたることなし。我が國體の世界萬國に秀絶する所以畏しとも畏き極みならずや。

抑も大日本帝國の生命は、此の尊嚴並ぶものなき國體に在り。故に我が國體にして此の美を失へば、大日本帝國は則ち既に亡びたるものなり。されば此の國體を尊重して、皇運を天壤無窮に完からしむるは、大和民族の天職にして、皇國の獨立を維持し、益々其の國威を伸張する所以たり。

三十九

一〇 敬神

四十

我が國は、神の肇造し給ひし所なり。我が祖先は、神なり。故に祖先崇拜の大義は、即ち敬神の義禮なり。祖先崇拜の儀は、既に述ぶる所ありたれば、茲には其の未だ盡さざる所及び重ねて其の大義を謹述せんとす。

高皇産日尊神勅

吾ハ天津神籬及ヒ天津磐境ヲ樹テ、皇孫ノ爲ニ齋ヒ奉ラム、汝天兒屋根命、天太玉命ハ天津神籬ヲ持テ、葦原ノ中國ニ降リテ亦皇孫ノ爲ニ齋ヒ奉ラム

龜山天皇御製

すへらきの神のみことをうけきつといやつき／＼に世をおもふかな

本邦到る處の神社に祀らるゝ神は、其の種類甚だ多し。然れども、一として皇國の肇造發達、皇運の隆盛扶翼、國民道德の振興に關係せざるもの無し。即ち天神地祇、列皇皇族を初め、奉り功臣、聖人、偉人、孝子、節婦等、皆國家的神々なり。故に、本邦に於ける祭神は、國家を本位とせる祭神なり。従て、又我國に於ける敬神の義禮は、國家的義禮なり。故に、

敬神は、我が國教の本旨たり。彼の個人的満足の心標たる外教の敬神とは、全く其の趣を異にす。

御製

わか國は神の末なりかみまつるむかしのてふりわするなよゆめ

斯の如く、我が皇國の諸神は、國家的神々なり。故に神崇敬するは、國家を愛護する所。以にして、又國家を愛護するは、神を崇敬する所以たり。敬神愛國、忠君奉公の至誠は、獨り我が國に於てのみ見ることを得べきなり。

御製

定めにしその初より葦原のくにのさかえは神そもるらむ

後宇多天皇御製

天津神國つ社を祝ひてそわか葦原のくにはおさまる

神武天皇即位之大詔

我カ皇祖ノ靈天ヨリ降臨シ朕カ身ヲ照ラシ助ク、今諸虜已ニ平キ海内無事ナリ、以テ天神ヲ郊リテ、以テ大孝ヲ申フヘシ

明治大帝敬神ノ大詔

四十一

朕ウツク恭オモシ惟レルニ大祖業ヲ創ムルヤ神明ヲ崇敬シ蒼生ヲ愛撫シ給フ祭政一
致由來スル所遠シ朕寡弱ヲ以テ夙ニ聖緒ヲ承ケ日夜悚惕シ天職ノ或ハ
虧クルアラシク懼ル乃チ祇ミテ天神地祇八神暨ヒ列皇神靈ヲ神祇官ニ
鎮祭セシメ以テ孝敬ヲ申フ庶幾クハ億兆ヲシテ矜式スル所アラシム（明治三年正月）

神は、中天高く冴ゆる真如の月の如く、清明にして、淨光透澄、苟も眞美を愛し、苟くも汚穢を忌む。

後醍醐天皇御製

天の戸のあけし月日も變らぬはかみよなからのひかりなりけり

順徳天皇御製

春日山こそその彌生の花陰にそめしところは神そしるらむ

御製

目にみえぬ神の心に通ふこそ人のこゝろのまことなりけれ

御製

鬼神もな加するものは世の中の人このまことなりけり

御製

くもりなき人の心を千早振神はさやかにてらしみるらむ

神は、誠を承けて非禮を悦ばず、人事を盡さずして天恵を待つは、非禮にして不敬なり。いかで神のしろし給ふべき。

孝明天皇御製

もろ人の心の限りつくしてし後にそたのめいせのかみかせ

御製

うつせみの世のためすゝむいくさには神もちからをそへさらめやは

敬神崇祖の大義は、皇祖皇宗の遺訓にして、列聖克く奉體し給へる所なり。就中明治大帝は、敬虔以て克く大孝を申べ、敬神の聖範を垂れさせ給へり。今其の大詔を拜し御製の光りを仰ぎ奉らん。

皇靈遷座之詔

朕恭ク惟ミルニ神器ハ天祖威靈ノ憑ル所、歴世聖皇ノ奉シテ以テ天職ヲ治メ給フ所ノモノナリ、今ヤ朕不逮ヲ以テ復古ノ運ニ際シ忝ク鴻緒ヲ承ク、新ニ神殿ヲ作り神器ト列聖皇靈トヲ茲ニ奉安シ仰テ以テ萬機ノ政ヲ

御製

視ントス、爾群卿百僚、夫レ斯ノ旨ヲ體セヨ（明治四年九月十四日）

葦原の瑞穂の國の萬代もみたれぬみちは神そひらきし
傳へきて國の寶となりにけりひしりの御代のみことのりふみ
神路山しける榊をこの秋はみつからをりてかみにたむけむ
昔より流れたえぬ五十鈴川なほよろつよもすまんとそ思ふ
國民の一つ心に仕ふるもみおやの神のみめくみにして
常磐なる松こそたてれ動きなき國をしつめのかみのやしるに
神代よりうけし寶を守りにてをさめきにけり日のもとづくに
うけつきし國の柱の動きなくさかえゆく世をなほいのるかな
神つ代の事をつはらに記したるふみをしるへに世をさめまし
暇あらは踏分けてみよ千早振神代なからのしきしまのみち
傳へこし文ありてこそ知られけれ遠ほつみおやの神のみいつも
進みたる世に生れたる幼兒にもむかしのことをまつ教へなむ
天つ神開きましけん我國のみちにまよふひとなかりけり

敷島の大和島根の敷草かみよのたねののこるなりけり

皆人の心も磨け千早振神のかゝみのくもるときなく

千早振神の心にかなふらむわかくにたみのつくすまことは

榊葉にかけし鏡をかゝみにて人も心をみかけとそおもふ

例なく開けゆく世を見ることもみちひくかみのあればなりけり

今上兩陛下の敬神の御徳に富ませ給ふこと、今更茲に謹叙し奉るの限りにあらず
而して東宮御所に奉仕せるさる人の謹話として世に傳はる所に依れば、御座所の一
の鴨居に『伊勢』他の鴨居に『宮城』と書かれたる小紙の張られあり、而して 東宮殿下に
は毎朝必ず之に向ひて御禮拜あらせらると聞く。これ伊勢の神宮と宮城に在します
御父母君とに御禮拜あらせらるゝなり。聖範畏ききはみにあらずや、あゝ、下青人草慚
泣の外なかるべし。

一一 惟神の道

我が國固有の道を惟神の道と云ふ。此の道は、其の淵源、遠く建國の古に發し、其の傳

承實に二千七百有餘年の今日に及べり。惟神の道とは神に惟ふの道にして、即ち神慮の儘に行ひて寸毫も之に違はざるを云ふ。何をか神慮と云ふや。神慮とは、我が國祖天照大御神の御心慮を云ふ。

抑々國祖 天照大御神の神慮は、之を大御神の下し賜ひし建國の神勅及び三種の神器に於て窺ひ奉ることを得べし。建國の神勅は我が皇統の無窮と我が國運の隆昌とを垂示し給へるものなり。

天祖之神勅

豐葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之也宜爾皇孫就而治焉寶祚之隆當與天壤無窮者矣

而して天祖大御神が皇孫に三種の神器を下し賜へるは、神器に顯れたる三つの靈德を以て皇國統治の要諦たらしめんと諭させ給へるものなり。三つの靈德とは、智仁勇の德なり。即ち神鏡は智を現し、神璽は仁を示し、而して神劔は勇を表す。此の三つの德は、皇國統治の要道にして、亦國民修養の要徳たり。

神器授與之神勅

此寶鏡我魂也視之猶視吾與同床共殿而如拜我前奉齋矣寶祚之隆與天壤

無窮者矣

我が前を拜くが如く齋き奉れと宣ひたるは、神慮を奉體して苟も之に違背せざらんことを訓し給へるものなり。惟神の道の根義當に知るべきなり。

後醍醐天皇御製

みな人の心も磨け千早振神のかゝみのくもるときなく

後村上天皇御製

九重に今もますみの鏡こそなほよをてらすひかりなりけり

御製

うち向ふ度に心を磨けとやかゝみはかみのつくりそめけむ

御製

柳葉にかけし鏡をかゝみにてひともこゝろをみかけとそおもふ

後醍醐天皇御製

かつくゝに集むる玉のくもらねはこれもわかよのひかめとそなる

御製

曇なき心の底の知らるゝはことはのたまのひかりなりけり

御製

白玉を光なしとも思ふかなみかきたらさることをわすれて

昭憲皇太后御歌

磨かすは玉も光はいてさらむひとのこゝろもかくそあるへき

昭憲皇太后御歌

人心かくそあるへき白玉のまたまは火にもやかれさりけり

御製

ますらをか常に鍛ひし劔もてむかふしこくさなきつくすらむ

御製

きたひたる劔の光いちしろくよにかゝやかせわかいくさひと

以上は何れも 天祖大御神の神慮なり而して、列聖等しく此の大神慮を遵守恢弘し、以て、聖範を垂れさせ給ひき我等の祖先亦等しく 列聖の容教を奉體し、以て、範を子孫に遺しぬされば、吾人は此の至尊至重にして我が皇國固有の道たる惟神の道を奉し、苟も神慮に背くことなく、各其の分を勵み、以て、君に仕へては忠良の臣民となり、親に事へては孝順の子となり、益々此の道を發揚し皇運を無窮に扶翼すべきなり。

龜山天皇御製

すめらきの神のみことを承きつゝいやつきくゝに世をおもふかな

後醍醐天皇御製

天の戸のあけし月日も變らぬはかみよなからのひかりなりけり

花園天皇御製

神風にみたれし塵も治りぬ天てらす日のあきらけき世は

後宇多天皇御製

とこやみを照す御影の變らぬはいまもかしこきつきよみの神

孝明天皇御製

白浪の立ち騒くとも何かせむ我かあしはらはかみかせそふく

御製

神代よりうけし寶を守りにてをさめきにけり日の本づくに

御製

神つ代のみよの掟を違へしとおもふそおのかねかひなりける

御製

國民はひとつ心に守りけりとはつみおやの神のをしへを
御製

五十

橿原のとはつみおやの宮柱たてそめしよりくにはうこかす

一二 祭政一致

祭政一致は、皇國大治の靈則たり。蓋し祭事と政事と相伴ひて行はるゝことを謂ふ。神の肇造したまひし國は、神明を崇祀し、其の靈德に由りてのみ克く榮え克く進む。本を忘れていかでか末の全きを望むことを得べき。天祖天照大御神の皇孫に賜はりし神勅には、祭政一致の本源を藏す。

天祖ノ神勅

思^{オモヒ}金^{カネ}神^{カミ}手^テ力^{チカラ}男^ヲ神^{カミ}天^{アメノ}石^{イハ}門^{カド}別^{ワケ}神^{カミ}ヨ汝等皇孫ト與ニ床ヲ同ウシ殿ヲ共ニシテ
吾カ前ヲ拜クカ如ク齋キ奉レ寶祚ノ隆ヘマサムコト天壤ト窮リナカル
ヘシ而シテ思^{オモヒ}金^{カネ}神^{カミ}ハ皇孫御前ノ事ヲ取り持チテ政ヲ爲セヨ

列聖亦克く祭政一致の實を擧げさせ給ふ。明治大帝は夙朝必ず 賢所 皇靈殿、

神殿を崇敬し、然る後、表御座所に出でまして萬機の政を禱す。而して内治外交の大事に方りては、必ず伊勢大廟及び山陵に奉宣奉誥の御儀あり。殊に、御即位あらせられ、維新の皇謨を定め給ひし時、親ら天地神明を敬祭して、五箇條の御誓文を立て、聖代の國是を示し給へり。

宇多天皇ノ御行事

我カ國ハ神國ナリ因リテ毎朝四方大中小天神地祇ヲ敬拜ス敬拜ノ事今ヨリ始メテ後一日モ怠ルコトナシ

順德天皇ノ御行事

凡ソ禁中ノ作法、神事ヲ先トシ他事ヲ後トス

五箇條ノ御誓文

- 一 廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ルマテ各其ノ志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメムコトヲ要ス
- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ(明治元年三月十四日)

大詔

朕惟ルニ天神天祖極ヲ立テ統ヲ垂レ列皇相承ケ之ヲ繼キ之ヲ述フ祭政
一致億兆同心治教上ニ明カニ風俗下ニ美ナリキ(下略)(明治三年一月三日)
皇靈遷座ノ詔

(上略)今ヤ朕不逮ヲ以テ復古ノ運ニ際シ忝ク鴻緒ヲ承ク新ニ神殿ヲ作リ
神器ト列聖皇靈トヲ茲ニ奉安シ仰キテ以テ萬機ノ政ヲ視ントス爾群卿
百僚夫レ斯ノ旨ヲ體セヨ(明治四年九月十四日)

御製

我が國は神の末なり神まつるむかしのてふり忘るなよゆめ

今上天皇陛下亦克く 列聖の遺風を顯彰し給ふ雲上の 至尊既に克く祭政一致
の美德を示し給ふ闕下の蒼生いかで之を忘るべき外に家業を營むに於て内に家政
を治むるに於て常に朝夕祖先の靈を祀らざるべからず神の肇め給ひし國の民神を
崇敬せずしていかで百事の全きことを冀ひ得べき。

一三 神 德

敬神崇祖の我が國民的教義の根諦たるべきことは既に是を述べたり即ち吾人は
神の生み給へる青人草なり吾人の祖先は亦神の生み給へる青人草なり而して吾人
の祖先は一に神を敬し神に倚り其の生を全ふし今日の日本帝國建設育成の中堅た
りしなり故に吾人青人草が一に朝夕遵奉すべき教義は敬神崇祖を措きて他に是を
求むる所なし是 明治大帝が業に明示を垂れさせ給へる所なり。

御製

暇あらはふみわけて見よ千草振神代なからのしきしまのみち
わか國は神の末なり神まつるむかしのてふりわするなよゆめ

實に敬神崇祖は我が祖先の遺風を顯彰する所以にして是によりて吾人は尊皇愛
國忠孝報本の大義を全ふすることを得るなり。

夫れ神の徳たるや廣大無邊崇高圓滿にしてあらゆる美性良質を具ふ今 列聖の
聖詔詔勅國史傳説其の他の事實に依りて神德靈現の一端を窺ひ奉り以て修養の資
と爲さむ。

天照大御神光明天皇光嚴天皇光仁天皇元明天皇光格天皇明治天皇

天の戸の明けし月日も變らぬは神代なからひかりなりけり(後醍醐天皇御製)

曇りなき天津日嗣をみ津垣のうけて久しき身にいのるかな(後奈良天皇御製)

日のみはたたかかかけて國民のあふくやとしのひかりなるらん(御製)

ますらをに旗をさつけて思ふかな日の本の名をかかやかすへく(御製)

天つ神ひらきまされん我が國のみちにはまといふ人なかりけり(御製)

しきしまの大和しまねの教へくさ神代のたねのこるなりけり(御製)

大日本帝國大和國千五百秋瑞穂國豊葦原國大八洲國高天原神洲秋津洲浦

安國

日章旗旭日章金鷲勳章瑞寶章豐明殿

天津日嗣(皇世)天津日高又は現ツ神(天鳥虚空津日高皇太子)八百萬神

吾者日神之御子也云々(神武天皇)

朕天緒ヲ承ケ宗廟ヲ護保シ兢々業々タリ云々(安徳天皇詔)

朕童稚ヲ以テ忝ク皇基ヲ纂キ叙託ヲ承ケ以テ玉鏡ヲ傳フ云々(繼體天皇)

惟ルニ我皇祖諸天皇等宸極ニ光臨シ給フモノ豈ニ一身ノ爲ナランヤ云々

我國ハ神國ナリ因リテ每朝四方大中小天神地祇ヲ敬拜ス、敬拜ノ事今ヨ

(崇神天皇詔)

リ始メテ後一日モ怠ルコトナシ云々(宇多天皇詔)

朕恭ク惟ミルニ神器ハ天祖威靈ノ憑ル所歷世聖皇ノ奉シテ以テ天職ヲ治

メ玉フトコロノモノナリ云々(明治大帝皇靈遷座之詔)

朕恭ク惟ミルニ天神天祖極ヲ立テ統ヲ垂レ列皇相承ケ之ヲ繼キ之ヲ述フ

云々(明治大帝治教宣布之詔)

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ云々(明治大帝憲法發布之詔勅)

惟フニ我カ祖我カ宗ハ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ

無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシ

テ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ云々(明

治大帝憲法發布之勅語)

皇朕レ謹ミ畏ミ皇祖皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循

ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコトナシ云々(明治大

帝憲法發布之詔文)

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇ヲ統治ス(明治大帝憲法)

朕此期ニ際シ天皇戡定ノ故事ニ徴シ金鷲勳章ヲ創設シ將來武功拔群ノ者ニ授與シ永ク天皇ノ威烈ヲ光ニシ以テ其忠勇ヲ獎勵セントス(明治大帝金鷲勳章制定詔)

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス云々(明治大帝對露宣戰之詔)

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ云々(明治大帝戊申詔書)

朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク云々(今上天皇陸海軍人勅諭)

世ををさめ民をあはれむまことあらは天津日つきのすゑもかはらし(後光嚴天皇御製)

神風にみたれしちりもをさまりぬ天照らす日のあきらけき世は(花園天皇御製)

すめらきの神のみことをうけきつづいやつきつきに世をおもふかな(龜山天皇御製)

白浪のたちさわくともなにかせむわかあしはらは神かせそふ(孝明天皇御製)

代々たえすつきて久しくさかえなむとよあしはらのくにやすくして(伏見天皇御製)

天つ神國つ社をいはひてそわかあしはらの國は治まる(後宇多天皇御製)

仇浪はふたたびよせすなりにけりかまくら山のまつのあらし(御製)

大八島みいつくしみのひろきは波のちさともとなりけり(御製)

いはとあけし神代おほえて山のはをいつるあさひのかけそまはゆき(御製)

我が心およはぬ國のはてまでもよるひる神はまもりますらむ(御製)

うけつきし國の柱のうきなくさかえゆくよをなほいのるかな(御製)

罪あらは我をとかめよ天つ神民はわかみのうみし子なれは(御製)

檀原のとはつみおやの宮柱たてそめしより國はうこかす(御製)

神武天皇熊野の地の賊を討伐し給ひし折皇軍風土に惱みし時熊野人高倉下なる者來りて天照大御神竝高御產巢日神の神勅を奉じて横刀を上る、天皇即

ち此の神刀の威徳によりて悉く賊徒を平定し給へり。

五十八

神武天皇長髓彦を討たんとて皇軍を進め給ひしに戰運利あらざりしが、一日戰たけなはなる頃一天俄にかき曇り氷雨降りきぬいとあやしと思召さるる折しもあれ金色の鷄とび來りて天皇の弓弭にとまれり、其の光りかやくさま電の如し、長髓彦の軍兵皆眼くらみて戰ふこと能はずして遂に降りぬ、是全く神徳靈現の致すところにして彼の金鷄勳章は此の靈事によりて 明治大帝の制定し給ひしところなり。

稱徳天皇の御宇、僧道鏡なる者 天皇及び 孝謙上皇が厚く佛教を信じ給ふに乘じ僧侶の身として政治に關與し威權日に盛んなり、遂に太政大臣禪師となり、つぎて法皇の位さへ賜はり凡ての政治を執り行へり、時に太宰主神習宜阿曾麻呂なる者宇佐八幡宮の御告げと偽り道鏡を皇位に即かしめなば天下は益太平ならんと奏しぬ、天皇乃ち和氣清麻呂を宇佐に遣し改めて神教を請はしめ給ひぬ、即ち清麻呂宇佐にゆきて神教を請ひ歸り奏しけるは、我が國は開闢以來君臣の分かたく定めり、天津日嗣は必ず皇緒を立てよ、無道の徒は早く除くべし、是神教なりと、道鏡大いに怒り詔を以て清麻呂を大隅に流せり、されど清麻呂の忠烈の功によりて道鏡の非望、忽ち挫け萬世一系の太統は其の基ますく固くなれり。

昭憲皇太后御歌

君と臣の道あきらけき日の本のくにはうこかしよろつよまでも

弘安四年即ち紀元一千九百四十一年蒙古軍大舉して我が九州に來寇せり、時の執權北條時宗は豫てより斯くあるべしと期待したりしかば毫も驚くことなく諸將を部署して賊に當らしめ諸將亦よく戰ひ敵をして上陸せしめず更に敵艦を海上に襲ひて大いに之を惱ましたり、次いで十萬の敵軍新に到着して再び攻寄せんとせし折しも、大風俄に起りて敵艦を覆し其の兵溺死するもの數を知らず、幸にして溺死を免れ肥前の鷹島に據りしものも、其の將帥之を棄てて遁れ去りたれば我が兵の掩撃に遇ひて或は殺され或は捕へられ、連れて歸國することを得しものは僅に三人に過ぎざりき、此の兩度の來寇は實に未曾有の國難にして上下何れも大いに心を惱まし、殊に 龜山上皇は畏くも御身を以て國難に代

五十九

らんことを祈り給ひき、國民亦奮つて之に赴き上下心を一にして國難に當れり
此度の戦争は皆人間の仕業に非ずして神様の爲さるゝこと、考へた實に我は
悪くてもそれが良くなり、彼は善いことをしてもそれが悪くなるといふやうな
具合で上は大元帥陛下の御威徳と下は將卒の忠勇とに因るは勿論であるが
人力の外に天佑といふものがあつて全く神人一致の結果此の大捷を得たるも
のと思ひます(日清戦役聯合艦隊司令長官伊東祐亨閣下談話)

聯合艦隊が此の如き奇捷を制し得たるは全く大元帥陛下御稜威の致す所に
して固より人爲の能くすべきに非ず、特に我が軍死傷の寡少なりしは歴代神
靈の加護に因るものと信仰するの外無く、獨に敵に向つて勇進敢闘したる麾下
將卒も皆此の成果を見るに及んで唯感激の極言ふ所を知らざるものゝ如し(日
露戦役聯合艦隊司令長官東郷平八郎閣下戦事報告)

一四 戦勝の祭神

天神崇敬、祖先崇拜は、我が國古來天下統治の大義なり、されば治に居ては天神を崇
敬し祖先を崇拜し以て治績を祈り、亂に臨みてはまた天神祖先の加護を希ひ以て戰
勝を祈るは、我が皇祖皇宗及び我等祖先の常に躬行し給へる所なり、殊に、戰に勝ち

て、天神祖宗に報謝するは、歴聖の必ず行はせ給ひし所なり。

即ち、上古 神武天皇は常に戰に際して躬ら天香具山の埴土をとりて八十平瓮を
作り齋戒して諸神を祭り給ひき、又、神功皇后は征韓の軍兵を進め給ふや沐浴潔齋
して神祇を祭り遂に大勝して今日日韓併合の基底を成し給へり、中古、龜山天皇は
弘安元寇の役に方り親ら石清水八幡宮に必勝を祈請し給ひ又御宸筆の宣命を伊勢
大神宮に奉り御身を以て國難に代らんことを祈らせ給ひき、近く 明治大帝、竝に、
今上天皇陛下は常に戰に蒞み又は軍に捷ちて必ず宗廟に奉宣奉誥の御儀を行はせ
給ふ。

我が國、國を肇めてより茲に三千載、未だ曾て一度の外侮を受けず日に月に彌榮ゆ
るは、固より 列聖の御稜威に由ると雖、天神祖宗の加護に由らすんばあらず、され
ば、列皇の 天神祖宗を祈願奉謝し給ふ、洵に宜べなり、聖範當に欣仰服膺すべき次
第なり。

孝明天皇御製

白浪の立ち騒くとも何かせむ我かあしはらはかみかせそ吹く

御製

仇浪は再び寄せす成りにけりかまくらやまのまつのあらしに

金鷄勳章制定ノ詔

朕惟ルニ神武天皇皇業ヲ恢弘シ繼承シテ朕ニ及ヘリ今ヤ皇ニ登極紀元ヲ算スレハ二千五百五十年ニ達セリ朕此ノ期ニ際シ天皇戡定ノ故事ニ徵シ金鷄勳章ヲ創設シ將來武功拔群ノ者ニ授與シ永ク天皇ノ威烈ヲ光カニシ以テ其ノ忠勇ヲ獎勵セントス汝衆庶此ノ旨ヲ體セヨ(明治二十三年二月十一日)

世には、自己の事業に失敗するや、其の力の盡し足らざりしことを忘れて只管神を恨み人を咎むる者あり、然れども、神は人に欺かれ給はず、又、人の非禮を享けさせ給はず、又、世には自己の事業に成功するや、専ら是れ己れの力量の衆に優れたりしものとのみ誇りて、皇祖皇宗の恩澤、父母長上又は縁者の助護に由りたること頗る大なりしを忽ち忘るゝ者あり、斯くて人にして報本反始の徳なければ、これ即ち禽獸にも劣る、驕る平家は久しからずとかや、勝にのぞみて、列皇の示させたまへる報恩謝惠の聖範は、國民日常業務の成敗に常に仰ぎ倣ひ奉るべきなり。

一五 祖先崇拜

我は祖先の遺靈なり、祖先は即ち我なり、我を愛せんには、先づ我の由りて來りたる

源を愛せざるべからず、我の源を愛するは、即ち祖先を崇敬する所以なり。

抑々祖先崇拜の大義は、本邦固有の美風にして上は皇祖皇宗下は子孫臣民の世世均しく躬行せる義禮なり、而して我が國家を肇造し能く之を發展せしめたる祖先を崇拜し、我を生み能く我をして今日あらしめたる家親を崇拜するは、各人性得の義典なり、祖先崇拜の範を垂れ則を示させ給ひしは、畏くも皇祖神武天皇におはします、即ち御即位の大詔に宣はく、

神武天皇御即位ノ大詔

我カ皇祖ノ靈天ヨリ降臨シ朕カ身ヲ照シ助ク今諸虜已ニ平キ海内無事ナリ以テ天神ヲ郊リテ以テ大孝ヲ申フヘシ

と、又、推古天皇祭祀の詔を拜するに、次の如し。

推古天皇祭祀ノ詔

曩者ハ我カ皇祖天皇等ノ世ヲ宰メ給ヘルヤ天ニ踞リ地ニ踏シテ敦ク神祇ヲ禮ヒ周ク山川ヲ祀リ幽ニ乾坤ニ通ハス是ヲ以テ隱陽開キ和キテ造化共ニ調ヒタリ今朕カ世ニ當リテ神祇ヲ祭ヒ祀ルコト豈怠ルコトアラシヤ故ニ群臣爲ニ心ヲ竭シテ宜シク神祇ヲ拜スヘシ

祖先崇拜の觀念は、同血同種同族の自覺に胚胎し、而してこれによりて益々牢固たることを得るなり。我が大和民族は、建國茲に三千載、千早振る神に血縁を發し、連綿として以て今日に至る。實に、祖先崇拜は皇國固有の大義にして、奕世また渝ることなし。後宇多天皇御製

天つ神國つ社をいはひてそ我かあしはらの國はおさまる

敬神崇祖の大義は、明治大帝の特に垂れさせ給へる儀範たり。即ち 大帝は、常に晨朝 皇祖皇宗を崇敬し給ひ、殊に國家の大事に蒞みては必ず神宮及び山陵に御親謁竝に御奉誥の御事あり。

御製

國民はひとつ心に守りけりとほつみおやの神のをしへを

御製

神路山茂る櫛をこの秋はみつから折りて神に手向けむ

御製

國民のひとつ心に仕ふるもみをやのかみのみめぐみにして

祀祖ノ大詔

朕恭シク惟ルニ太祖業ヲ創ムルヤ神明ヲ崇敬シ蒼生ヲ愛撫シ給フ祭政一致由來スル所遠シ朕寡弱ヲ以テ夙ニ聖緒ヲ承ケ日夜怵惕シ天職ノ或ハ虧クルアラシコトヲ懼ル乃チ祇ミテ天神地祇八神及ヒ列皇神靈ヲ神祇官ニ鎮祭セシメ以テ孝敬ヲ申フ庶幾クハ億兆ヲシテ矜式スル所アラシム(明治三年正月)

允文允武なる 今上天皇陛下は、明治四十五年七月三十日實祚を履ませ給ひ大統を承けて此の帝國に君臨し給ふ。陛下の聰明英邁にましまし有らゆる御聖徳を具へさせ給ふことは申すも畏し、殊に皇祖崇敬の御乾徳に至りては、萬民の深く感激し奉る所なり。四時絶えざる神宮皇陵の御奉祭は、寔に吾人衆庶の仰ぎ奉るの御聖範たり。五十鈴川の社、桃山の陵、奉幣奉帛の絶ゆる時なく、神燈は不斷のひかりを放つ。祖先に事ふる道は他なし、祖先の恩徳を感謝して、祭祀に敬を致し、且能く事業を成就して、其の名を顯さんと努むること是なり。而して古より遙に進める世に生れ出でたる我等は、祖先よりも一層進める人となるの覺悟なかるべからず。單に祖先を辱しめず、家名を保つのは、決して大なる誇にあらず。

近時、國民の生活状態著しく變動し、或は生業に就くの多忙にして祖先の祭祀を怠

る者なきにしもあらず、或は世界の交通開けて轉住の盛に行はるゝに至りし爲我が郷土を去り祖先の墳墓の地を離るゝ者漸く多からんとす。これ固より時勢の變國運發展の爲已むを得ずと雖、これが爲に、やがて祖先を忘れ、墳墓の地を忘るゝとあらば、洵に嘆すべき事なり。我等は、宜しく常時祖先を想ひ、往く所必ず祖先墳墓の地を忘るべからず。此の心ありてこそ、生業に名を成し國運の發展に貢獻することを得るなれ。本節を終るに臨み、歴代皇靈の陵墓を記し奉り、以て國民の弔祭墓のよすがとせむ。

(天皇御名)

(御祭日)

(御陵名)

神武 天皇	四月 三日	畝傍山東北陵(大和國高市郡)
綏靖 天皇	六月二十二日	桃花鳥丘山陵(同前)
安寧 天皇	一月十一日	畝傍山西南御陰井上陵(同前)
懿德 天皇	十月 一日	畝傍山南織沙溪上陵(同前)
孝昭 天皇	八月三十一日	掖上傳多山上陵(大和國南葛城郡)
孝安 天皇	二月二十三日	玉手丘上陵(同前)
孝靈 天皇	三月二十二日	片丘馬阪陵(大和國北葛城郡)

孝元 天皇	十月十一日	劍池島上陵(大和國高市郡)
開化 天皇	五月二十一日	春日率川阪上陵(奈良市)
崇神 天皇	一月 七日	山邊道勾岡上陵(大和國磯城郡)
垂仁 天皇	七月二十六日	菅原伏見東陵(大和國生駒郡)
景行 天皇	十二月廿三日	山邊道上陵(大和國磯城郡)
成務 天皇	七月二十九日	狹城盾列池後陵(大和國生駒郡)
仲哀 天皇	三月 八日	惠賀長野西陵(河内國南河内郡)
應神 天皇	四月 一日	惠賀藻伏崗陵(同前)
仁德 天皇	二月 八日	百舌鳥耳原中陵(和泉國泉北郡)
履中 天皇	四月三十日	百舌鳥耳原南陵(同前)
反正 天皇	二月十三日	百舌鳥耳原北陵(同前)
允恭 天皇	二月 九日	惠賀長野北陵(河内國南河内郡)
安康 天皇	九月二十五日	菅原伏見西陵(大和國生駒郡)
雄略 天皇	九月 九日	丹比高鷲原陵(河内國南河内郡)
清寧 天皇	二月二十八日	河内阪門原陵(同前)

顯宗天皇	六月三日	傍丘磐坏丘南陵(大和國北葛城郡)
仁賢天皇	九月十日	埴生阪本陵(河內國南河內郡)
武烈天皇	一月九日	傍丘磐坏丘北陵(大和國北葛城郡)
繼體天皇	三月十二日	三島藍野陵(攝津國三島郡)
安閑天皇	一月二十七日	古市高屋丘陵(河內國南河內郡)
宣化天皇	三月十七日	身狹桃花鳥阪上陵(大和國高市郡)
欽明天皇	五月二十六日	檜隈阪合陵(同前)
敏達天皇	九月十六日	河內磯長中尾陵(河內國南河內郡)
用明天皇	五月二十三日	河內磯長中尾陵(同前)
崇峻天皇	十二月十四日	倉梯岡上陵(大和國磯城郡)
推古天皇	四月十八日	磯長山田陵(河內國南河內郡)
舒明天皇	十一月二十日	押阪內陵(大和國磯城郡)
皇極天皇(重祚齊明天皇)		
孝德天皇	十一月廿七日	大阪磯長陵(河內國南河內郡)
齊明天皇	八月二十七日	越智岡上陵(大和國高市郡)

天智天皇	一月十日	山科陵(山城國宇治郡)
弘文天皇	八月二十四日	長等山前陵(近江國滋賀郡)
天武天皇	十月四日	檜隈大內陵(大和國高市郡)
持統天皇	一月十七日	檜隈大內陵(同前)
文武天皇	七月二十二日	檜隈安古岡上陵(同前)
元明天皇	一月二日	奈保山東陵(奈良市)
元正天皇	五月二十一日	奈保山西陵(同前)
聖武天皇	六月七日	奈保山南陵(同前)
孝謙天皇(重祚稱德天皇)		
淳仁天皇	一月十四日	淡路陵(淡路國三原郡)
稱德天皇	九月一日	高野陵(大和國生駒郡)
光仁天皇	一月十五日	田原東陵(大和國添上郡)
桓武天皇	四月十三日	柏原陵(山城國紀伊郡)
平城天皇	八月九日	楊梅陵(大和國生駒郡)
嵯峨天皇	八月二十八日	嵯峨山上陵(山城國葛野郡)

淳和天皇	六月十五日	大原野西嶺上陵(山城國乙訓郡)
仁明天皇	五月十日	深草陵(山城國紀伊郡)
文德天皇	十月十一日	田邑陵(山城國葛野郡)
清和天皇	一月十一日	水尾上陵(同前)
陽成天皇	十月二十八日	神樂岡東陵(京都市)
光孝天皇	九月十一日	後田邑陵(山城國葛野郡)
宇多天皇	九月八日	宇多大內山陵(同前)
醍醐天皇	十月二十八日	後山科陵(山城國宇治郡)
朱雀天皇	九月十一日	醍醐陵(同前)
村上天皇	七月十日	村上陵(山城國葛野郡)
冷泉天皇	十一月廿七日	櫻木陵(京都市)
圓融天皇	三月六日	後村上陵(山城國葛野郡)
花山天皇	三月二十三日	紙屋上陵(同前)
一條天皇	七月三十一日	圓融寺北陵(同前)
三條天皇	六月十一日	北山陵(同前)

後一條天皇	五月二十一日	菩提樹院陵(京都市)
後朱雀天皇	二月十三日	圓乘寺陵(山城國葛野郡)
後冷泉天皇	五月二十八日	圓教寺陵(同前)
後三條天皇	六月二十一日	圓宗寺陵(山城國葛野郡)
白河天皇	七月三十一日	成菩提院陵(山城國紀伊郡)
堀河天皇	八月十六日	後圓教寺陵(山城國葛野郡)
鳥羽天皇	七月二十七日	安樂壽院陵(山城國紀伊郡)
崇德天皇	九月二十一日	白峰陵(讚岐國綾歌郡)
近衛天皇	八月二十九日	安樂壽院南陵(山城國紀伊郡)
後白河天皇	五月三日	法住寺法華堂陵(京都市)
二條天皇	九月十二日	香隆寺陵(京都市)
六條天皇	八月三十日	清閑寺陵(同前)
高倉天皇	二月六日	後清閑寺陵(同前)
安德天皇	五月二日	阿彌陀寺陵(下關市)
後鳥羽天皇	四月四日	大原法華堂陵(山城國愛宕郡)

土御門天皇	十一月十三日	金原陵(山城國乙訓郡)
順德天皇	十月十四日	大原陵(山城國愛宕郡)
仲恭天皇	六月二十五日	九條陵(山城國紀伊郡)
後堀河天皇	九月七日	觀音寺陵(京都市)
四條天皇	二月十七日	月輪陵(同前)
後嵯峨天皇	三月二十五日	嵯峨殿法華堂陵(山城國葛野郡)
後深草天皇	八月二十五日	深草法華堂陵(山城國紀伊郡)
龜山天皇	十月十二日	龜山殿法華堂陵(山城國葛野郡)
後宇多天皇	七月二十四日	連華峰寺陵(同前)
伏見天皇	十月十六日	深草法華堂陵(山城國紀伊郡)
後伏見天皇	五月二十五日	深草法華堂陵(同前)
後二條天皇	九月十八日	北白河陵(山城國愛宕郡)
花園天皇	十二月十日	十樂院上陵(京都市)
後醍醐天皇	九月二十七日	塔尾陵(大和國吉野郡)
後村上天皇	四月六日	檜尾陵(河內國南河內郡)

後龜山天皇	八月十一日	嵯峨小倉陵(山城國葛野郡)
光嚴天皇	八月十三日	山國陵(丹波國北桑田郡)
光明天皇	八月三日	大光明寺陵(山城國紀伊郡)
崇光天皇	二月八日	大光明寺陵(同前)
後光嚴天皇	三月二十日	深草法華堂陵(同前)
後圓融天皇	六月十四日	深草法華堂陵(同前)
後小松天皇	十二月十日	深草法華堂陵(同前)
稱光天皇	九月八日	深草法華堂陵(同前)
後花園天皇	十月二十七日	後山國陵(丹波國北桑田郡)
後土御門天皇	十月三十一日	深草法華堂陵(山城國紀伊郡)
後柏原天皇	五月二十八日	深草法華堂陵(同前)
後奈良天皇	十月七日	深草法華堂陵(同前)
正親町天皇	二月六日	深草法華堂陵(同前)
後陽成天皇	九月二十五日	深草法華堂陵(同前)
後水尾天皇	九月十一日	月輪陵(京都市)

明正 天皇	十二月四日	月輪陵(同前)
後光明 天皇	十月三十日	月輪陵(同前)
後西院 天皇	三月二十六日	月輪陵(同前)
靈元 天皇	九月二十四日	月輪陵(同前)
東山 天皇	一月十六日	月輪陵(同前)
中御門 天皇	五月十日	月輪陵(同前)
櫻町 天皇	五月二十八日	月輪陵(同前)
桃園 天皇	八月三十一日	月輪陵(同前)
後櫻町 天皇	十二月廿四日	月輪陵(同前)
後桃園 天皇	十二月六日	月輪陵(同前)
光格 天皇	十二月十二日	後月輪陵(同前)
仁孝 天皇	二月二十一日	後月輪陵(同前)
孝明天皇	一月三十日	後月輪東山陵(同前)
明治 天皇	七月三十日	伏見桃山陵(同前)

一六 祝祭日の由来 (總記)

祝祭日とは、大祭日又は大祭祝日とも稱ふ。四方拜紀元節・天長節の三を祝日とし、元始祭・春季皇靈祭・神武天皇祭・明治天皇祭・秋季皇靈祭・神嘗祭・新嘗祭を祭日とす。何れも宮中に於かせられては嚴かなる御儀式を行はせ給ふ。皇室祭祀令は、皇室の祭祀に關する一切の事項を定む。今その主なるものを摘録し奉れば、則ち次の如し。

- 第二條 祭祀ハ大祭及小祭トス
- 第八條 大祭ニハ天皇皇族及官僚ヲ率井テ親ラ祭典ヲ行フ
天皇喪ニ在リ其ノ他事故アルトキハ前項ノ祭典ハ皇族又ハ掌典長ヲシテ之ヲ行ハシム
- 第九條 大祭及其ノ期日ハ左ノ如シ

- 元始祭 一月三日
- 紀元節祭 二月十一日
- 春季皇靈祭 春分日

春季神殿祭

春分日

神武天皇祭

四月三日

秋季皇靈祭

秋分日

秋季神殿祭

秋分日

神嘗祭

十月十七日

新嘗祭

十一月二十三、四日

先帝祭

崩御日ニ相當スル日

先帝以前三代ノ式年祭

崩御日ニ相當スル日

先后ノ式年祭

崩御日ニ相當スル日

皇妣タル皇后ノ式年祭

崩御日ニ相當スル日

第十條 式年ハ崩御ノ日ヨリ三年五年十年二十年三十年四十年五十年百年及爾後每百年トス

第十九條 左ノ場合ニ於テハ大祭ニ準シ祭典ヲ行フ

一 皇室又ハ國家ノ大事ヲ神宮賢所皇靈殿神武天皇山陵先帝山陵ニ親告スルトキ

二 神宮ノ造營ニ因リ新宮ニ奉遷スルトキ

三 賢所皇靈殿神武殿ノ造營ニ因リ本殿又ハ假殿ニ奉遷スルトキ

四 天皇太皇太后皇太后ノ靈代ヲ皇靈殿ニ奉遷スルトキ

第二十條 小祭ニハ天皇皇族及官僚ヲ率井テ親ヲ拜禮シ掌典長祭典ヲ行フ

天皇喪ニ在リ其ノ他事故アルトキハ前項ノ拜禮ハ皇族又ハ侍從ヲシテ之ヲ行ハシム

第二十一條 小祭及其ノ期日ハ左ノ如シ

歳旦祭

一月一日

祈年祭

二月十七日

賢所御神樂

十二月中旬

天長節祭

天皇ノ誕生日

先帝以前三代ノ例祭

崩御日ニ相當スル日

先后ノ例祭

崩御日ニ相當スル日

皇妣タル皇后ノ例祭

崩御日ニ相當スル日

綏靖天皇以下先帝以前四代ニ至ル歴代天皇ノ式年祭

崩御日ニ相當スル日

以下是等祝祭日及び之に準ずる御儀式の由來を録すること次の如し。

七十八

一七 祝祭日の由來(四方拜)

四方拜は、一月一日、天皇陛下四方を拜ませ給ふの御儀なり。即ち天皇陛下には、午前五時三十分綾綺殿に出御あり、御束帶を著けさせられ、神嘉殿の前庭に御設の御座に進ませ給ひ、先づ遙に神宮を拜ませ給ひ、御拜畢りて賢所皇靈殿・神殿を御拜あらせらる。

四方拜の御儀は、其の起原を詳にすること能はざれども、皇極天皇の即位元年八月、天皇南淵の川上に行幸ありて、四方を拜し天を仰ぎて雨を祈らせ給ひしこと日本紀に見え、又降りて宇多天皇の仁和五年(寛平元年)正月元日、天皇天地四方山陵を拜し給ひしこと、天皇の御紀に見えたるにより考察すれば、天地四方を拜して神祇を崇敬することは、我が國古來の遺禮にして、後には毎年歳首に限り必ず行はるゝ朝廷の御儀式となりたるものならむ。

一日祭

一月元旦には、四方拜の外に一日祭の御儀あり。一日祭とは一月一日の朝、

一日の拜賀

賢所皇靈殿・神殿の御前に歳首の御祭典を行はせらるゝを云ふ。

一日の拜賀とは、天皇陛下、皇后陛下鳳凰の間へ出御あらせられ、親王、王同妃の各殿下宮内省親任官公爵従一位勳一等及び一等官侯爵正二位、二等官同夫人並奏任官大勳位親任官公爵従一位勳一等侯爵正二位、二等官、官・麁香間祇候及び錦雞間祇候同夫人、准勅奏任、雇外國人同夫人、神佛各宗、派管長三等官、各國公使公使館員同夫人、勳三等以上外國人同夫人、勳六等以上外國人の拜賀を受けさせらるゝを云ふ。

二日祭

一日の拜賀に次ぎて、二日には宮中正殿に於て、伯爵従二位勳二等子爵正、從三位勳三等男爵正、從四位同夫人、四等官、五等官、貴族院衆議院正副議長及び議員、六等官以下九等官以上の文武官の拜賀を受けさせらる。

三日祭

一月三日の朝も亦賢所皇靈殿・神殿に御祭典を行はせらるゝこと二日に異ならず。故に之を三日祭と云ふ。但し元始祭に先ちて之を行はせらる。

七十九

東宮御所拜賀參賀

一月一日二日 皇太子殿下には、文武百官の拜賀を受けさせらる。
晴御膳ハレノイタク

晴御膳とは、一月一日二日三日の三箇日に亘りて、天皇陛下鳳凰の間に
出御あらせられて、朝餉アサガレヒを聞食キコシメすを云ふ。

賢所皇靈殿及び神殿

賢所は、天照皇大神鎮座の御所なり。また内侍所とも云ふ。内侍の女官
天皇を助け奉りて奉仕する所なればなり。
皇靈殿は、神武天皇より 明治天皇に至るまで御歴代の 天皇の皇靈
竝に 后妃皇親の御靈を鎮齋し給へる所なり。神武天皇以前御三代の
皇靈は、特に官幣大社に鎮齋し給へる故此の内には列し給はずと云ふ。
神殿は、八神天神地祇及び八百萬神を鎮齋し給へる所なり。

一八 祝祭日の由來(元始祭)

元始祭は、一月三日、天皇陛下賢所皇靈殿神殿を御親祭あらせらるゝの御儀なり。

此の御儀式は、明治三年正月三日神祇官に於いて八神天神地祇及び歷朝の皇靈を御
親祭あり又翌四年正月三日に神祇官に行幸あらせられ御親祭ありたるに始まれり。
是ぞ 天津日嗣アマツヒヒコの本始を祝して歳首に神祇を崇めさせ給ふ盛典なるを以て、翌五年
正月三日より元始祭と稱せらるゝことゝなりたり。元始の文字は、古事記の序文に、元
始綿邈ハジメニ、頼先靈タモリノミコト而察生ミテササヒ神立カミタテ人之世ヒトノヨと曰へるより出でたるなり。

鎮祭ノ詔

朕ウツマヒ恭シク惟オモシミルニ大祖業オホソノノトヲ創ツクリムルヤ神明カミヲ崇敬ウヤマヒシテ蒼生ソウセイヲ愛撫アイブス、祭政サイセイ
一致イツシ由來ユライスル所遠シ、朕ウツマヒ寡弱コワジヤクヲ以テ夙ソクニ聖緒セイキョヲ承ケ日夜ジツヤ悚惕ソウテキシ天職テンシヨクノ或
ハ虧カクルアラムコトヲ懼ル、乃チ祇ツギミテ天神地祇テンジンチキ八神ハツジン及ヒ列皇レツクワウノ神靈カミレイヲ
神祇官カミキウワンニ鎮祭チンサイシテ以テ孝敬カウケイヲ申フ、庶幾ソコトカクハ億兆イッテウヲシテ矜式キヤウシキスル所アラ
シメヨ(明治三年正月三日)

一九 祝祭日の由來(政始)

政始の御式は、一月四日を以て、宮中東溜の一の間二の間に於いて行はせらる。即ち
當日午前九時、各國務大臣樞密院議長會計検査院長警視總監東京府知事等宮中へ參

集するや、應て 天皇陛下出御あらせらる。斯くて萬機の政を開召さるゝに方り、先づ神宮の事を奏す。神宮の事とは、前年十二月末伊勢神宮祭主より同年中神宮に於ける總ての祭典の滞りなく行はせられたる旨の届出ありたるを奏上するを云ふ。此の日先づ神事を奏するは、延喜式に「若申數事、各先神事」と云へる古例に依らせ給へるなり。次で、内閣總理大臣より各官廳の事を奏し、天裁畢りて入御あらせられ、各員退出す。此の御式は、古來、江家次第及び公事根源等の書に見えたれども、其の始を詳にせず。明治大帝御即位の翌年即ち明治二年一月四日に行はせられ、爾來毎年此の日を以て政始となし淪ること無し。

明治二年政始ノ勅書

朕惟ミルニ在昔 神皇基ヲ肇メシヨリ列聖相繼キ以テ朕カ躬ニ逮フ朕否徳夙夜兢業先皇ノ緒ヲ墜サムコトヲ是レ懼ル曩者兇賊命ニ梗シ億兆塗炭ニ苦シム幸ニ汝百官將士ノ力ニ頼リ速ニ戡定ノ功ヲ奏シ萬姓堵ヲ安ニスルニ至ル今茲歲在己巳三元啓端上下又寧遠邇來賀ス朕何ノ慶カ之ニ如カン惟フニ天道靡常一治一亂内安ケレハ必ス外ノ患アリ豈戒慎セサル可ケンヤ朕益祖業ヲ恢弘シ覃テ中外ニ被ラシメ以テ永ク先皇ノ

威徳ヲ宣揚セムコトヲ庶幾ス朕汝百官將士勉勵不懈各其ノ職ヲ竭シ敢テ忌憚ナク朕カ闕漏ヲ匡救セヨ汝百官將士其レ勉メヨ

二〇 祝祭日の由來 (新年宴會)

一月五日、天皇陛下宮中豐明殿に出御あらせられ、内外使臣を召して、新年宴會を行はせ給ふ。即ち當日、親王大勳位親任官公爵勳一等勅任官麝香間祇候錦鶏間祇候各國大使公使參朝するや、やがて、天皇陛下豐明殿に出御勅語あり、新年御宴に於ける勅語は、概ね次の如く拜し奉る。

新年宴會ノ勅語

朕茲ニ新年ヲ賀シ併テ改曆ヲ祝シ群臣ヲ會同シ酬宴ヲ張リ舞樂ヲ奏セシム汝群臣朕カ俱ニ慶スルノ意ヲ體シ能ク歡ヲ盡セヨ(明治六年一月五日)

内閣總理大臣は群臣に代り、首座の大使は外國使臣に代りて勅語に奉答す。陛下案に對して御箸を執らせたまひ、群臣も亦案に就く。斯くて數獻の後、陛下入御あらせられ、群臣一同退出す。

新年宴會の御式は、遠く神武天皇の御宇に始まり、即ち日本紀には、神武天皇群臣をつどへて酒を賜ふと見えたり。又、持統天皇の即位四年四月に公卿を内裏に召して豊明すと在り、然れども、一月五日に新年宴會を行ひ給ひしは、明治五年にして其の後は大抵此の例に依らせ給ふ。

新年宴會は、往昔、元日の節會、白馬の節會または青馬の節會、踏歌の節會、豊明などといはれたり。

二二 祝祭日の由來（陸軍始）

一月八日、大元帥陛下には、練兵場に行幸あらせられ、親しく兵を閲し、武を勵まし給ふ。これ陸軍始、觀兵式の御儀なり。練兵式場は、以前は青山、原なりしが、近時は代々木、原なり。練兵式場への鹵簿は、第一公式なり。

觀兵式は、閱兵式と分列式とより成る。閱兵式は、陛下親しく整列せる諸隊の前を通御あらせられ、軍紀の振張を閲檢あらせらるゝ御式なり。分列式は、御閱兵あらせられたる軍隊の運動を御覽あらせられ、而して軍隊に於て敬禮を捧げ奉るの御式なり。觀兵式は、古にも有りたるが如し、彼の觀射式、馬射式、賭射の事、競馬の事等、即ち是なり。

り、然れども是等は、今日の所謂陸軍始の觀兵式には非ず。抑々、歳首に於いて觀兵式を行はせられたるは、明治四年一月八日、講武始の節、舊本丸に於いて兵式執行あらせられたるを以て創めと爲す。而して天長節に於いて觀兵式を行はせられたるは、同年、宮城外苑に於いて兵隊整列式を執行あらせられたるを以て始と爲す。爾後、毎年、歳首及び天長節の兩度を定例として觀兵式を行はせられ、皇國軍隊の大元帥陛下たる所以を示し、軍備を督し給ふ。

二二 祝祭日の由來（歌御會始）

一月十八日、宮中鳳凰之間に於いて歌御會始の御式を行はせらる。歌御會始は、宮中御歌會の其の年に於ける御發會とも申すべき御儀式にして、豫め題者、點者、奉行、讀師、講師、發聲、講願の諸役を定められ、又御題を仰出されて一般臣民の詠進をも許さる。

今御儀式の御模様を録し奉るに、諸員著床し、天皇陛下、皇后陛下、出御あらせらるゝや、讀師進みて披講の席に就き、懷紙を整へて講師に示す。講師は乃ち「年の始めに……といへることを仰言によりて詠める歌」と高らかに詠進者の姓名をも讀み上げて其の歌を讀む。次で、發聲其の初句を朗詠すれば、講願の讀員同音に第二句より

講頌す。歌は、凡べて下薦より始めて上薦に及び終りに、天皇皇后兩陛下に至り奉る講頌は、詠者の身分によりて其の度数を異にす。即ち宮内大臣以下題者及び所役並に預撰の歌は各一反、東宮、同妃、親王、同妃、主、同妃の御歌は各二反、皇后陛下の御歌は三反にして、天皇陛下の御製は五反なり。

歌御會始の由來を按ずるに、後土御門天皇の文明十五年一月十七日に「今日仰云明日御會初春祝可相觸近臣」と親長卿記に見えたるは、正しく歌御會始の濫觴なるべし。而して此の頃より以後今日に至るまで年々行はせらる。

歌御會始は、此の如く古來の御儀式なれども、古は斯道に堪能なる者に限りて詠進を許され、一般臣民には許されざりき。一般臣民にもこれを許されたるは、明治初年よりなり。詳しくは、皇室と和歌の部に就きて見るべし。

二二三 祝祭日の由來（紀元節）

二月十一日は、抑々皇祖・神武天皇の大和國橿原宮に即位の禮を行ひ紀元を立てさせ給ひたる日に當れるを以て、天皇陛下には皇靈殿に於いて恭しく御親祭を行はせ給ふ。紀元節は實に三大祝祭日中皇國肇造の最も深嚴なる御式典なり。されば

天皇陛下には、皇祚天壤と共に窮りなき嘉節として皇族殿下を始め奉り群臣庶民と共に祝し給ふ。此の日、天皇陛下には、正午豐明殿に出御ありて、群臣及び外國使臣に酒饌を賜ふ。

二月十一日を以て紀元節の祝日と定めさせられたるは、明治六年一月二十九日を以て其の始とす。然るに後、太陽曆の御頒行あるや、太陰曆一月二十九日は即ち太陽曆二月十一日に當るを以て、明治七年以降毎年二月十一日を紀元節と御治定遊ばされたり。

紀元節賜醯ノ勅語

朕茲ニ紀元ノ吉日ヲ祝シ群臣ヲ會同シ醯宴ヲ張リ舞樂ヲ奏セシム汝群臣朕カ偕ニ祝スルノ意ヲ體シ其レ能ク歡ヲ盡セヨ（明治六年一月二十九日）

二二四 祝祭日の由來（春季皇靈祭）

天皇陛下には、毎年春分日を以て、皇靈殿に、神武天皇以來歷代の皇靈を併せて神殿に八神並天神地祇を御親祭あらせられて、以て、大孝を申べさせ給ふ。これ春季皇靈祭なり。

春分秋分の二季を以て神靈竝皇靈を祀らせらるゝこととなりしは、明治四年二月二十八日神祇官に於いて、八神・天神・地祇・竝歴朝の皇靈を祭り邦家の安寧を祈らせ給ひしを以て始めとす。而して神祇官廢せられてより後は、宮中皇靈殿及び神殿に於いて御親祭あらせ給ふ。

一一五 祝祭日の由來（神武天皇祭）

四月三日は、我が豐葦原の瑞穗國を平定して皇基を定め給ひたる 神武天皇崩御の日として、國民一般誠意奉祭の日なり。當日 天皇陛下には、皇靈殿に於いて御親祭を行はせらる。

抑々 神武天皇は、皇祖 天照大神より六世の御神孫にましまし紀元前五十一年庚午の年を以て御降誕、甲申の年を以て御年十五歳にて太子に立たせ給ひ、御年四十五歳の御時群臣を帥ひて日向より東征し國土御平定の後、辛酉正月一日大和國橿原宮に於いて人皇第一代の帝位に即かせ給ひき。此の年を以て 天皇の紀元とす。即ち我が紀元元年是なり。斯くて 天皇は紀元七十六年四月三日橿原宮に於いて崩御し給ふ。時に御年一百二十七歳にておはしましき。

接するに、神武天皇祭は萬延年中勅使をして御陵祭せしめられたるに生まれ、然れども御親祭ありたるは、明治三年三月十一日の神祇官に於ける御親祭を以て始めとす。而して改曆以後は四月三日を以てせられ、後神祇官廢せられてよりは宮中に於いて之を行ひ給ひ、別に山陵へは勅使をして奉幣せしめ給ふ。

二六 祝祭日の由來（地久節）

地久節は、皇后陛下の御誕辰日にして六月二十五日なり。此の日、宮中にては、宮内省官吏一同に酒饌を賜はり、東宮殿下、皇子殿下、各皇族及び同妃殿下を始め奉り、各高等官參内して、御慶を言上し、臣民亦國旗を掲げて祝意を表す。又全國各女子學校に於いては、式を擧げ謹んで祝意を述べ。

皇后陛下は、御名を 節子と申し奉り、故從一位九條道孝公の第四女におはしまし、明治十七年六月二十五日御降誕あらせられたり。明治三十三年五月十日御入内、明治四十五年七月三十日 國母陛下として母臨し給ふ。

地久節の御儀は、明治七年五月二十八日 昭憲皇太后陛下の御誕辰日なるより、宮内省官吏中主なる者に拜謁竝御陪食を賜はりしに始まりたり。而して明治二十年以

後に至り各女子學校に於いて式を擧ぐることとなりたり。

二七 祝祭日の由來 (明治天皇祭)

明治天皇祭は、七月三十日を以て皇靈殿に於いて行はせ給ふ。而して數日前京都桃山御陵に勅使を發遣せられ奉幣祭祀せしめ給ふ。今上天皇陛下が年々春秋二季に於いて、皇靈祭を行はせ給ふに當り御父君 明治天皇を其の内に祭らせ給ふこと勿論なれども、特に七月三十日御崩御の日を以て此の御祭典を行はせ給ふは、上御一人の御孝道の別けて篤きに在しますによるものなるべし。

天皇は第二百二十一代の帝に在しましたし、御名は 睦仁、今上天皇陛下の御父君なり。孝明天皇の第二皇子にして、嘉永五年十一月三日御降誕、慶應三年正月九日御踐祚あらせらる。同年十月の王政復古より明治四十三年八月の日韓併合に至るまで五十有餘年間、長くも内治に宵衣旰食、憂慮を注ぎ給ひ、遂に世界の日本を成し給ひ、天下御盛業の更に益々旺んならむことを悦びたりしも、明治四十五年七月三十日假の御惱にて遂に登遐あらせ給ふ。伏見桃山陵に神鎮まします。舉國哀悼し、諸外人亦御盛徳を稱揚し奉りぬ。

昭憲皇太后陛下は 明治大帝の 皇后に在りましたし、御名は 美子、故從一位一條忠香公の第三姫なり。嘉永三年五月二十八日御誕生、明治元年十二月二十八日御入内、同日 皇后宮宣下あらせらる。皇太后陛下は、實に、明治大帝御盛業の内助の御坤徳彌高く在りましたし、大帝御崩御の後は、萬民均しく御婦徳の益々新日本の國の固めと長からむことを冀ひしも、遂に大正三年四月十一日御崩御あらせらる。伏見桃山東陵に祀り奉る。

二八 祝祭日の由來 (天長節及天長節祝日)

八月三十一日は、天長節にして、今上天皇陛下の御降誕あらせられたる佳辰なり。此の日、天下の萬民、君か代の千代に八千代にさゝれ石の巖となりて苔のむすまで張りなからむことを祝ひ奉らざる者なし。

抑々 天皇陛下の御降誕日を以て天長節と祝ひ奉るは、光仁天皇の寶龜六年九月の勅に、

十月十三日、是朕生日、每至此辰、感慶兼集、宜令諸寺僧尼、每年是日轉經行道、海内諸國、並宜斷屠、内外百官、賜酬一日、仍名此日、爲天長節、庶使廻斯功德、虔

奉先慈、以此慶情、普被天下、十月癸酉、天長節、大酺、群臣獻翫、好酒食、宴畢、賜祿
とありて、其の十月三日に至りて、大に群臣に酺宴及び祿等を賜ひたること、天皇の
御紀及び類聚國史等に見えたるを以て始めとす。

天長節には、從來神殿の御祭典を始め奉り、觀兵式、宮中御宴等行はせられ、庶民は津
津浦々に聖壽の萬歳を祝し奉りたりしが、今上天皇陛下の天長節には、宮中の御都
合に依り是等廉立ちたる諸儀式を行はせられず、別に十月三十一日を以て天長節祝
日と定め給ひ、諸般の御儀式を行はせ給ふ。

宮内省告示

天長節ニ付テハ自今八月三十一日ニ在リテハ天長節祭ノミヲ行ハセラ
レ特ニ十月三十一日ヲ天長節祝日ト定メ宮中ニ於ケル拜賀宴會ハ同日
ニ於テ行ハセラルヘキ旨仰出サル

天長節ニ付キ宮中ニ參賀シ又ハ賀表ヲ捧呈スルモノハ十月三十一日ニ
於テ之ヲ爲スヘシ(大正二年七月十八日)

天長節祝日には、天皇陛下觀兵式を行はせられ、各國大使公使以下をして陪觀せ
しめ給ふ。又、還幸の後、皇族親任官勅任官の參賀を受けさせ給ひ、内外臣僚に宴を賜

ふこと紀元節に同じ。

二九 祝祭日の由來(秋季皇靈祭)

秋季皇靈祭は、毎年秋分の日を以て行はせらる。其の御儀式及び由來等總べて春季
皇靈祭に同じ。

三〇 祝祭日の由來(神嘗祭)

神嘗祭は、十月十七日を以て行はせらる。即ち、天皇陛下には伊勢神宮に勅使を遣
はされ、十六日豐受宮に十七日皇太神宮に新穀幣帛及び荷前の調絹を奉らしめたま
ひ、御躬らは宮中に於いて御遙拜竝に賢所御親祭を行はせらる。

神嘗祭は、文武天皇大寶の制に、『九月祭を行ふ神衣祭の使をして之を祭らしむ』と
あるを以て始めとす。而して、明治天皇の御代に改曆の結果九月を十月に改め給ひ
しが、十七日を以て新穀等を神宮に供進し給ふことは、古來に異なることなし。

抑々此日、天皇親ら、皇祖の神宮に、國民一年の勞作の結果たる新穀新布を供進
あらせらるゝは、崇祖愛民の大御心に出づるものにして、國民たるもの正に奉頌すべ

き聖範たり、彼の國民の家庭に於いて、御初穂といひて食物等を先づ祖先の靈前に供ふるが如きは、此の大御心を體せるものと云ふべきか、益々獎勵すべきことにこそ、因に毎年二月十七日神宮に豊作を祈らせたまふ新年祭は、神嘗祭と相關聯せるものと云ふべし。

三一 祝祭日の由來(新嘗祭)

新嘗祭は、聖上陛下、神嘉殿に出御あらせられ、新穀を神祇に供し、御親らも亦聞食し給ふの御儀なり、毎年十一月二十三日を以て行はせらる。

新嘗祭の起原はいつの頃に在りしか詳かならず、本朝月令年中行事秘抄などには、景行天皇の五十三年に始まれりといふ、類聚國史には、清寧天皇の三年に始まれりといふ、又公事根源には、用明天皇の二年に始まれりといふ、然れども、遠く神代に緣由せること疑なし、蓋し天祖高天原に御座して五穀の種子を得させ給ひ之を天狹田長田に植えたまひ其の後大嘗の殿に坐して新嘗聞食し給ひしこと日本書紀及び古事記にありて、大嘗新嘗の文字既に茲に見えたり。

十一月二十三日新嘗祭を行はせらるゝの前十一月十日には新嘗祭班幣を行はせ

られ、十一月二十二日には鎮魂祭を行はせらる、鎮魂祭は、天皇皇后兩陛下並に皇太子皇太子妃兩殿下の御爲に離游せる運魂を招きて御身體の中に鎮め奉るの御祭典にして、遠く天窟戸の御神事に發せり。

因に、大嘗祭は、天皇御一代一度行はれ、新嘗祭は毎年行はるゝものにして、其の別別に行はせらるゝは、天武天皇の御代に始まれり。

三二 伊勢神宮

伊勢の國五十鈴川の畔なる伊勢神宮は、我が大日本帝國の皇祖、天照大御神の鎮座しますところなり、今その由來を尋ぬるに、遠く第十代、崇神天皇の御宇に在り、天皇御即位ありて(紀元五百六十四年)後、いくばくもなくして國內に惡疫流行し、蒼生の死する者日に其の數を知らず、仍ち、天皇大いに宸襟を惱まし給ひ、「是畢竟、天祖天照大御神と見奉るべき八咫の御鏡を禁中に祀れるが爲神怒に觸れたるなり、爾今謹みて禁中以外の淨地に祀り奉るべきなり」と仰出されたり、然れども、御鏡は御齋御璽と共に、皇位の表象として世々傳ふべき神器の一なれば、新に、八咫鏡叢雲劍を御模造ありて、之を八坂瓊勾玉と共に禁中に留めて以て、皇位の御徴とし、天祖

以來の御鏡と御劔とは、之を大和笠縫邑に遷し、皇女豐鉞入姫命をして常侍奉祀せしめ給へり。斯くて、幸にも悪疫は終熄し、萬民爲に慘死を免るゝことを得たり。

第十一代 垂仁天皇の御代、皇女倭姫命を笠縫に遣はして、豐鉞入姫命に代らせられ、更に御鏡と御劔とを伊勢の五十鈴川の畔宇治に遷し給へり。これぞ皇大神宮の始めなる。御劔は、後尾張の熱田に祀られたり。

第二十一代 雄略天皇の御宇、丹後の國より 豐受大神を伊勢の山田に迎へ祀らる。豐受大神は農業を支配し給ふ神なり。これより以後、皇大神宮を内宮、豐受大神宮を外宮といひ、兩宮を併せて伊勢神宮と申し奉る。明治以後、常侍奉仕の祭主には特に皇族王男子を以てせられ、國家の大事に蒞みては、必ず勅使を遣はし、又は 陛下親ら御參拜あらせられて、事の次第を御奉誥あらせ給ふ。蓋し皇國の 祖神の長しへに鎮座したまふ御社なればなり。

夫れ、神を奉ずるは、我が神州民族性來の一大義務なり。殊に 天祖の在します伊勢の御社の大前に額くは、大和民族生涯の義務たるべし。諺に曰く、日本人にして死する迄の間一度なりとも伊勢神宮に詣でざる者は國盗人なりと、洵に穿ち得て妙なり。國民は誰人も須らく生涯伊勢大廟に詣でよ。千古の老杉翁鬱として先づ自ら心氣を澄

まさしめ、五十鈴の清流は滾々として先づ自ら塵腸を洗ひ去るべし。而して神の大前に到らば、古人の所謂かたじけなさに涙こぼれむ。

御製

葦原の瑞穂の國の萬代もみたれぬみちはかみそひらきし

御製

神路山みねのまさきのこの秋はみつから折りてさゝけまつらむ

御製

長しへに民安れと祈るなる我か世をまもれいせのおほかみ

御製

詣てくる人の心を洗ひけりみたらしかはのみつのしらなみ

御製

昔より流れ絶えせぬ五十鈴川なほよろつよもすまんとそおもふ

昭憲皇太后御歌

神風の伊勢のうちとの宮柱ゆるきなき世をなほいのるかな

登極令第七條第十二條第十六條

即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日定マリタルトキハ之ヲ賢所皇靈殿神殿ニ奉告シ勅使ヲシテ神宮神武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵ニ奉幣セシム(第六條)

大嘗祭ヲ行フ當日勅使ヲシテ神宮皇靈殿神殿竝官國幣社ニ奉幣セシム(第十二條)
即位ノ禮及大嘗祭訖リタルトキハ天皇皇后ト共ニ神宮神武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵ニ謁ス(第十六條)

三三 明治大帝の乾徳

明治大帝の御乾徳、之を仰げば彌や高く、四十五年間しらしめされたる御偉業のほどは、日月のかりて天に在るが如く、中外の仰ぎ奉りて彌や高しとするところなり。陛下は、萬延元年九月二十八日、皇太子に立たせ給ひ、慶應三年正月九日寶齡僅に御十六歳にて寶祚を御繼承あらせられたり。

當時我が國は、内外極めて多事の秋にして、陛下が列祖の御偉業を紹述し給ひ、億兆の君たるの天職を盡し、以て國威を八紘に輝かせ給はんとて如何に宸慮を惱まし

給ひしかは、當時の御宸翰を拜し奉らば誠に感涙の禁じ得ざる所なり。

億兆安撫國威宣布之詔

朕幼弱ヲ以テ猝ニ大統ヲ紹キ爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ列祖ニ奉ランヤト朝夕恐懼ニ堪ヘサルナリ(中略)今般朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其ノ處ヲ得サルトキハ皆朕カ罪ナレハ今日ノ事朕自ラ身骨ヲ勞シ心志ヲ苦シメ艱難ノ先ニ立チ古ヘ列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ始メテ天職ヲ盡シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ(中略)朕徒ニ九重ノ中ニ安居シ一日ノ安キヲ偷ミ百年ノ憂ヲ忘ルル時ハ遂ニ各國ノ凌侮ヲ受ケ上ハ列聖ヲ辱シメ奉リ下ハ億兆ヲ苦シメンコトヲ恐ル、故ニ朕茲ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ列祖ノ御偉業ヲ繼述シ一身ノ艱難辛苦ヲ問ハス親ラ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニ萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富嶽ノ安キニ置カムコトヲ欲ス(中略)汝億兆能ク朕カ志ヲ體認シ相率井テ私見ヲ去リ公議ヲ採リ朕カ業ヲ助ケテ神州ヲ保全シ列聖ノ神靈ヲ慰メ奉ラシメハ生前ノ幸福ナラム(明治元年三月十四日)

明治大帝は、斯く維新の皇謨を定めさせられ、神州君臨の大志を宣布し給へり。天皇又聰明英邁にわたらせられ、夙に天下の大勢宇内の趨移に大御心を敏くも寄せさせられて、同年同月同日、即ち明治元年三月十四日南殿に出御あり、親ら天神地祇を敬祭し、五箇條の御誓文を立て、開國進取の國是を定め、以て萬民保全の道を樹てさせ給ひたり。

五箇條之御誓文

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ルマテ其ノ志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯ノ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立テントス衆亦此ノ旨趣ニ基キ協心努力セヨ

國是會議之詔

朕嚮ニ汝百官群臣ト五事ヲ掲ケ天地神明ニ質シ綱紀ヲ皇張シ億兆ヲ綏安スルヲ誓フ然ルニ兵馬倉卒未タ其ノ續ヲ底サス朕夙夜上ハ以テ神明ニ畏レ下ハ以テ億兆ニ慙ツ今ヤ乃チ親臨汝百官群臣ヲ朝會シ大ニ施設スルノ方ヲ諮詢ス是レ神州安危ノ決今日ニ在リ誠ニ宜シク腹心ヲ披キ肺腑ヲ表シ可否ヲ獻替スヘシ朕將ニ勵精竭力大ニ經始スルトコロアラントス汝百官群臣ソレ勗メヨヤ(明治二年四月二十日)

實に開國進取の國是は茲に定まり、將來立憲政體の基礎も亦茲に開かれたり、而して此の五箇條の御誓文は、決して明治維新當初の時勢にのみ限られたるものには非ず、永世新日本の國是として國民一般に遵奉すべき大理想を示現し給ひしものなり。誠に國民の心肝に銘して忘るべからざる御遺詔なり。爾來陛下は此の一大國是に則り給ひて、外は列國と條約を締結して和親を結び、内は文化を普及して國力の充實を計り、以て新日本の皇基を振起し給ひぬ。斯くて明治二十二年二月十一日の紀元節の佳辰に方り、皇室典範を制定し、以て君主國體を闡明し、憲法を發布し、以て立憲政體の基礎を確立し、翌二十三年帝國議會を開設し、萬機公論の實を擧げさせ給ひぬ。

立憲政體ヲ立ツルノ詔

朕即位ノ初^{ハツ}首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ求ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ願ルニ中興日淺ク内治ノ事當ニ振作更張スヘキモノ少シトセス朕今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クスヘシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト共ニ其ノ慶ニ頼ラント欲ス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ルルコト莫ク又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルコト莫ク其レ能ク朕カ旨ヲ翼贊スル所アレ(明治八年四月十四日)

帝國議會開設之勅諭

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣^{カウチヨ}キ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政體ヲ立テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サシコトヲ期ス嚮^{オキ}ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム是レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循^{シヨカヒ}テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ莫シ爾有衆亦朕カ心ヲ諒トセム

願ルニ立國ノ體國各宜ヲ殊ニス非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラス我祖我宗照臨シテ上ニアリ遺烈ヲ揚ケ洪謨ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責朕カ躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム其ノ組織權限ニ至リテハ朕親ラ衷ヲ裁シ時ニ及ンテ公布スル所アラントス

朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速カナルヲ競フ浮言相動カシ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜シク今ニ及ンテ謨訓ヲ明徹シ朝野臣民ニ公示スヘシ若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ爭ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシ特ニ茲ニ言明シ爾有衆ニ諭ス(明治十四年十月十二日)

憲法發布之詔文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ語ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏談ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ルニ世局ノ進運ニ膺リ人

文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ照示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及ヒ憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及ヒ我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及ヒ

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及ヒ將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ

履行シテ愆ラサラムコトヲ誓フ庶幾クハ

神靈此レヲ鑒ミタマヘ

帝國憲法發布之勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及ヒ將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

帝國憲法發布之詔勅

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進

シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ
 國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ
 履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及ヒ臣民及ヒ
 臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム
 國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及
 ヒ朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ
 朕ハ我カ臣民ノ權利及ヒ財産ノ安全ヲ貴重シ及ヒ之ヲ保護シ此ノ憲法
 及ヒ法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス
 帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲
 法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ
 將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ
 朕及ヒ朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲
 法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及ヒ臣民ハ敢テ之
 カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ
 朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現

在及ヒ將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

皇典室範制定之詔

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ萬世一系歷代繼承シ以テ朕カ
 躬ニ至ル惟フニ祖宗肇國ノ初大憲一タヒ定マリ日星ノ如シ今ノ時ニ當
 リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニス
 ヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及ヒ子孫ヲシ
 テ遵守スル所アラシム

陛下は斯く世界の大勢に順應して内治外交に心血を注かせ給ひて、誠に天資聰明
 叡智に渡らせ給ひしのみならず、又頗る剛健勇武に在しまし、明治二十七八年には征
 清の事ありて新日本の東洋平和の先驅者たるを世界に示し給ひ、又明治三十七八年
 には征露の軍を進めさせられ帝國の武威を宇内に輝かし以て世界列國の班に就か
 しめ給へり。是皆、明治大帝御稜威の致す所にして世界萬邦の欽仰し奉る所なり。
 陛下は亦夙に軍事教育に大御心を注かせられ、明治十五年一月四日軍人勅諭五箇條
 を下し賜へり。今其の梗概を茲に謹録し奉り、其の詳細は他所に之を譲る。而して此の
 五箇條の勅諭は、常に軍人のみならず一般國民の拳々服膺して常守すべき大聖訓な

り、皇軍の到る處、優勝忠武なる其の源由する所、如何に遠く且深きかを察すべきなり、
軍人勅諭五大綱

- 一 軍人ハ忠節ヲ盡スヲ本分トスヘシ
- 一 軍人ハ禮儀ヲ正シクスヘシ
- 一 軍人ハ武勇ヲ尙フヘシ
- 一 軍人ハ信義ヲ重ンスヘシ
- 一 軍人ハ質素ヲ旨トスヘシ

大帝又敬神崇祖の御徳に富ませられ能く大孝を申べさせ給ひ、下臣民に聖範を垂れさせ給ひしことは、既に之を謹叙したる所なり。

御製

我が國は神の末なり神まつるむかしのてふりわするなよゆめ

御製

定めにしその初より葦原のくにのさかえは神そもるらむ

御製

神路山しける櫛をこの秋はみつからをりてかみにたむけむ

御製

御製

昔よりなかれたえせぬ五十鈴川なほよろつよもすまんとそおもふ

例なく開けゆく世を見る事もみちひくかみのあれはなりけり

維新以來凡そ二十年間の我が國は、大いに智識を開發し天下國家の進運を開くべきの時なりとて、只管智識を偏重し道徳を輕視したるの大勢なりき。茲に於て 大帝は深く國民徳教の忽にすべからざるを慮り給ひ、即ち明治二十三年十月三十日教育勅語を公布し、普天の下萬民の徳教を樹て給ひぬ。

教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ
我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ是
レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ
兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ
修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開
キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無

窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス
又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所
之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々
服膺シテ成其ノ德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

教育勅語ヲ朝鮮ヘ下付ノ詔

朕曩ニ教育ニ關シ宣諭スルトコロ今茲ニ朝鮮總督ニ下付ス(明治四十四
年十月二十四日)

大帝は天資英明勇武に渡らせ給ひしが、亦、至仁至慈、克く億兆臣民を慈父の赤子に
於けるが如く愛撫し給へり。人民生計の御視察、産業の御獎勵、老幼廢疾の御救濟、罹災
者の御救恤、孝子節婦の御賞賜、忠臣義士の御追賞等、聖恩の枯骨に及び天澤の國涯に
霑ふの御仁慈、枚擧するも畏き極みなり。

御製

照るにつけ曇るにつけて思ふ哉わかたみくさのうへはいかにと

御製

夏の夜も寢覺かちにそ明かしけるよのためおもふこと多くして

御製

曉の寢覺しつかに思ふかなわかまつりこといかかあらむと

御製

朝煙たちそふ末にしられけりたみのなりはひすすみゆく世も

御製

暑しともいはれさりけりにえかへるみつたに立てるしつをおもへは

御製

賤かすむ藁屋のさまを見てそ思ふあめかせあらしきときはいかにと

御製

立ち續く市の家居は暑からむかせの吹き入るまとせはくして

御製

長しへに民安かれと祈るなる我か世をまもれ伊勢のおほ神

功臣給祿進位ノ詔

朕惟皇道復古朝鮮維新一資汝有衆之力朕切嘉獎之乃頒賜以酬有功汝有

衆勛哉(明治二年九月二十六日)

百十二

勲章制定ノ詔

朕惟フニ國家ニ功ヲ立テ績ヲ顯ス者宜ク之ヲ褒賞シ以テ之ニ酬ユヘシ
仍テ勳等賞牌ノ典ヲ定メ人人ヲシテ寵異表彰スル所アルヲ知ラシメン
トス汝有司其レ斯ノ旨ヲ體セヨ(明治八年十月四日)

剛健勇武に在します 大帝は、特に軍人には慈仁を垂れさせられ、大元帥陛下と
して恩威並びに行はせ給ひたり。

御製

子等は皆軍の庭に出てはてておきなやひとりやまたもるらむ

御製

軍人いかなるのへにあかすらむ蚊のこゑしけくなれるこの夜を

御製

國の爲斃れし人を惜むにもおもふはおやのこころなりけり

御製

おもほえずよをふかしけり國の爲たふれしひとものかたりして

大帝は剛健勇武に涉らせ給ひしが、又夙に東洋の平和を御軫念あらせられ、是が爲
には清韓兩國の領土を保全するの必要を認め給ひ、明治三十五年一月、英國と防禦同
盟を結び、共に清韓兩國領土の保護を全うし、且他の二國以上連合して東洋にて同盟
國の一方と戦ふときは他の一方は之を援くべきことを約し給へり、是所謂日英同盟
なり、次で 陛下は更に東方亞細亞及び印度の平和を保ち、此の方面に於ける兩國の
利益を全うせんが爲に、明治四十四年日英同盟を擴張改訂せさせ給ひ、以て、兩帝國共
同利益の保護と人類理想の發達と更に全文明世界の平和維持保障の爲に確乎不拔
の對外的基礎を成就せしめられたり、此の如く、大帝は日清日露の兩役に大勝を博
し、更に日英同盟を結び給ひ、偉大なる對外御功業を完成し給ひしが、更に、皇國歴史上
千二百五十年間の一大外交問題を解決し、以て、東洋平和の實を擧げさせ給ひたり、是
即ち韓國併合の御偉績是なり、日露開戦の初め即ち明治三十七年二月二十三日、我が
政府は韓國保護の爲に議定書を同國と交換して兩國の利害を共にすべきことを約
せしが、其の後二回の協約を経て、同三十八年二月十七日、韓國を以て我が保護國とな
し、其の外交權を收め、統監を京城に置きて我が政府を代表せしむることゝなせり、次
で同四十年七月、韓國皇帝位を皇太子に讓るに及び、更に、日韓協約を擴張し、韓國内政

をも指導せしむることなし、保護の實はいよゝゝ舉り内治外交共に漸く整ふに至りき。然るに其の後韓國は尙ほ十分に治安を保つこと能はず、國內は危懼の念を以て充たされ、人民其の堵に安せざる有様にて、韓國が自ら其の國政を處理し東洋の平和を紊さざるを得るに至るは何の時にあるやを知る能はず、されば大帝は兩國相互の幸福を増進し東洋の平和を永久に確保せんが爲に、韓國を帝國に併合するの必要を韓國皇帝と共に確信し給ひ、同四十三年八月二十二日、遂に韓國一切の統治權を收め全く之を併合し給へり。斯くて、同月二十九日、大帝は大詔を下して之を宣し給ひ、韓國を改めて朝鮮と稱せしめ、其の帝室を優遇するに王族を以てし、又王家の懿親及び其の邦家に大勞ありたる者を叙して朝鮮貴族とし、華族の禮遇を受けしめ給へり。

韓國併合之大詔

朕東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ又常ニ韓國カ禍亂ノ淵源タルニ顧ミ曩ニ朕ノ政府ヲシテ韓國政府ト協定セシメ韓國ヲ帝國ノ保護ノ下ニ置キ以テ禍源ヲ杜絶シ平和ヲ確保セムコトヲ期セリ
爾來時ヲ經ルコト四年有餘其ノ間朕ノ政府ハ銳意韓國施政ノ改善ニ努

メ其ノ成績亦見ルヘキモノアリト雖韓國ノ現政ハ尙未ダ治安ノ保持ヲ完ウスルニ足ラス疑懼ノ念毎ニ國內ニ充溢シ民其ノ堵ニ安セス公共ノ安寧ヲ維持シ民衆ノ福利ヲ増進セムカ爲ニハ革新ヲ現制ニ加フルノ避クベカラザルコト瞭然タルニ至レリ

朕ハ韓國皇帝陛下ト與ニ此ノ事態ニ鑑ミ韓國ヲ舉テ日本帝國ニ併合シ以テ時勢ノ要求ニ應スルノ已ムヲ得サルモノアルヲ念ヒ茲ニ永久ニ韓國ヲ帝國ニ併合スルコトトナセリ

韓國皇帝陛下及ヒ其ノ皇室各員ハ併合ノ後ト雖相當ノ優遇ヲ受クヘク民衆ハ直接朕カ綏撫ノ下ニ立チテ其ノ康福ヲ増進スヘク産業及ヒ貿易ハ治平ノ下ニ顯著ナル發達ヲ見ルニ至ルヘシ而シテ東洋ノ平和ハ之ニ依リテ愈々其ノ基礎ヲ鞏固ニスヘキハ朕ノ信シテ疑ハサル所ナリ

朕ハ特ニ朝鮮總督ヲ置キ之ヲシテ朕ノ命ヲ承ケテ陸海軍ヲ統率シ諸般ノ政務ヲ總轄セシム百官有司克ク朕ノ意ヲ體シテ事ニ從ヒ施設ノ緩急其ノ宜シキヲ得以テ衆庶ヲシテ永ク治平ノ慶ニ賴ラシムルコトヲ期セ

元韓國皇室優遇之詔

朕天壤無窮ノ丕基ヲ弘クシ國家非常ノ禮數ヲ備ヘムト欲シ前韓國皇帝
ヲ冊シテ王トナシ昌德宮李王ト稱シ嗣後此ノ隆錫ヲ世襲シ以テ其ノ宗
祀ヲ奉セシメ皇太子及ヒ將來ノ世嗣ヲ王世子トシ太皇帝ヲ太王トナシ
德壽宮李太王ト稱シ各其ノ僮僕ヲ王妃太王妃又ハ王世子妃トシ竝ニ待
ツニ皇族ノ禮ヲ以テシ特ニ殿下ノ敬稱ヲ用井シム世家率循ノ道ニ至リ
テハ朕ハ當ニ其ノ軌儀ヲ定メ李家ノ子孫ヲシテ奕葉之ニ頼リ福履ヲ增
綏シ永ク休祉ヲ享ケシムヘシ茲ニ有衆ニ宣示シ用テ殊典ヲ昭ニス
朕惟フニ李瑊及ヒ李熹ハ李王ノ懿親ニシテ令聞風ニ彰ハレ權域ノ瞻望
タリ宜シク殊遇ヲ加錫シ其ノ儀稱ヲ豐ニスヘシ茲ニ特ニ公ト爲シ其ノ
配匹ヲ公妃トシ竝ニ待ツニ皇族ノ禮ヲ以テシ殿下ノ敬稱ヲ用井シメ子
孫ヲシテ此ノ榮錫ヲ世襲シ永ク寵光ヲ享ケシム

大赦及ヒ減免租之詔

朕惟フニ統治ノ大權ニ由リ茲ニ始テ治化ヲ朝鮮ニ施クハ朕カ蒼黎ヲ綏
撫シ赤子ヲ體卹スルノ意ヲ昭示スルヨリ先ナルハナシ乃別ニ定ムル所

ニ依リ朝鮮ニ於ケル舊刑所犯ノ罪囚中情狀ノ悞諒スヘキ者ニ對シ特ニ
大赦ヲ行ヒ積年ノ逋租及ヒ今年ノ租稅ハ之ヲ減免シ以テ朕カ軫念スル
所ヲ知悉セシム

此の日舊韓國皇帝、また其の舊民に諭すに、東洋の平和を固くし國民の安寧を計ら
んが爲に、日本帝國の文明及び新政に服従し永く幸福を享くべきことを以てしたり、
是より一千二百萬の新附の民は、大帝の惠澤に霑ひて永く治平の慶に頼り、一萬四
千方里の新土の産業及び貿易は皇國の善政の下に漸く顯著なる發達をなすに至れ
り、寔に是れ 天智天皇の鮮土御放棄以來千二百五十年の後に、我が國の一大外交問
題は、茲に 大帝の玉手によりて正當なる解決を告げて東洋禍亂の源を絶つことを
得たりしなり

大帝の御偉德に依りて日進月歩したる我が國は、産業の振興して經濟の膨脹した
るが爲に、貧富の懸隔漸く甚だしく、社會の狀態益々險惡となるを免れざらんとせり、
乃ち 大帝は深く之を御軫念あらせられ明治四十一年十月十三日、勅して益々憂勤
して業を勧め教を敦くし人心をして健全なる發達を遂げしむべきことを諭し給へ
り、是れ即ち戊申詔書なり。

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス願ルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙ホ淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜シク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ洋瀛ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

又 大帝は無告の窮民の醫藥給せず天壽を終ふること能はざるを憫み給ひて、濟生の道を弘めんが爲に明治四十四年二月十一日内帑の金百五十萬圓を下し賜ひて、施藥救療の資に充てしめ給へり。

施藥救療之勅語

朕惟フニ世局ノ大勢ニ隨ヒ國運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ經濟ノ狀況漸ニ革マリ人心動モスレハ其ノ歸向ヲ謬ラムトス政ヲ爲ス者宜ク深ク此ニ鑒ミ倍々憂勤シテ業ヲ勤メ教ヲ敦クシ以テ健全ノ發達ヲ遂ケシムヘシ若夫レ無告ノ窮民ニシテ醫藥ヲ給セス天壽ヲ終フルコト能ハサルハ朕カ最軫念シテ措カサルトコロナリ乃チ施藥救療以テ濟生ノ道ヲ弘メムトス茲ニ内帑ノ金(金百五十萬圓)ヲ出タシ其ノ資ニ充テシム

卿(内閣總理大臣公爵桂太郎)克ク朕カ意ヲ體シ宜キニ隨ヒ之ヲ措置シ永ク衆庶ヲシテ頼ル所アラシメンコトヲ期セヨ(明治四十四年二月十一日)

明治大帝の國風に優れさせ給ひたることは、内外等しく欽仰し奉る所なり。神武天皇以來 歷朝概ね敷島の道を御獎勵あり親ら其の好範を示し給ひしが、明治大帝は最も優秀の地位に在しますとぞ承る。蓋し 陛下御生涯の御詠草は實に數萬首の多きに及び、此の一事を以ても、陛下が如何に遠吟非凡に涉らせ給ひしかを拜察し得べければなり。而して 大帝の御製は、悉く數千萬民衆を恰も慈父の赤子に於けるが如く愛撫慈養し給ひし大御心の發現にして、其の歌調の莊重尊嚴なる、寔に古今

獨歩と申し上ぐべきなり。宣なる哉或る外國文學者は、大帝に帝王詩人の尊稱をさへ奉りたりと云ふ。蓋し大帝の國風に秀絶したまひしことは、和歌に對する御卓見の存する次の御歌を拜すれば、何人も欣服し奉る所なるべし。

御製

思ふ事ありのまに／＼連ぬるかいとまなきよのなくさみにして

御製

思ふことうちつけにいふ幼子の言葉はやかてうたにそありける

御製

真心を歌ひあけたる言の葉は一たひきけはわすれさりけり。

因に大帝の御詠歌は、是を御教訓的のものと御文學的のものと二種に分類し奉ることを得べし。本書に謹録し奉れるものは、主として御教訓的の御詠草なり。其の御文學的の御詠草に至りては左に謹録し奉るが如く、自然の御情感をありのまゝに叙べさせ給ひつる御技倆、眞に萬民の歌範たり。されば吾人は、折にふれ時の宜しきにしたがひて、大帝の御遺草を拜誦し、御遺徳を欽仰し、以て、忠誠の念を涵養すべきなり。

御製

仕人まかてし後のゆふまくれこころしつかにふみをみるかな

御製

浪の音遠さかりゆくひきしほにむしのねたかしはまのまつはら

御製

春秋の花にもみちにこひしきはむかしすみつるみやこなりけり

御製

ゆく水はてる日にかれていささ川かせになみよるすすきかるかや

御製

つはめとふ影のみ見えて田植時いへにひとなきこやまたのさと

御製

前になり後になりてひな守るたつのこころのあはれなるかな

御製

寄る波に打ちあけられてふしなからはなさきにけりかはらなてしこ

斯くの如く、皇國の内治外交も整ひ、明治の盛勢はなほ停止する所を知らざる有様なりしに、四十五年七月末つ方たま／＼大帝御惱にかからせられ、爾來日に重らせ

給へり。上下恐愕憂悞譬へんにもなく、至誠を盡して二重橋畔に御平癒を祈り奉りしも、其の甲斐なく、同月三十日、遂に神去り給ひぬ。朝野の痛傷甚だしく、國民舉つて悲嘆にくれ、哀悼の至情を表せざる者、秋津島根の津々浦々に至るまでたえて無かりき。寔に古今不世出の英君に在りましたしことよ。

三四 今上天皇の乾徳

明治聖上崩御あらせらるるや、皇太子明宮嘉仁親王殿下には、御父 大帝の猝かの崩御にて限りなき御哀傷に沈ませ給ふうちにも、國家一刻も天位を曠うすべからざるの大義を重んぜさせ給ひ、乃ち七月三十日、一天萬乗の寶祚を踐み、新日昭々六千萬蒼生の上に君臨し給ふ。次で改元の詔書を發せられ大御代を大正と命じ給ひぬ。

改元之詔書

朕非徳ヲ以テ大統ヲ承ケ祖宗ノ靈ニ語ケテ萬機ノ政ヲ行フ茲ニ先帝ノ定制ニ遵ヒ明治四十五年七月三十日以後ヲ改メテ大正元年トナス主者施行セヨ

斯くて翌三十一日朝見の儀を行ひ、詔して、祖宗の宏謨に遵ひ憲法の條章に由りて

之が行使を愆ることなく以て 先帝の遺業を失墜せざらんことを告げ給へり

踐祚之大詔

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但タ皇位一日モ曠クスヘカラス國政須臾モ廢スヘカラサルヲ以テ朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ
願フニ先帝叡明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ政ヲ親ラシ内治ヲ振刷シ外交ヲ伸張シ大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ頒テ蒼生ヲ撫ス文教茲ニ敷キ武備茲ニ整ヒ庶績咸熙リ國威維揚ル其ノ盛徳鴻業萬民具ニ仰キ列邦共ニ祝ル寔ニ前古未タ曾テ有ラサル所ナリ

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之カ行使ヲ愆ルコトナク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサランコトヲ期ス有司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等克ク朕カ意ヲ體シ朕カ事ヲ獎順セヨ

又、朝見式後別に陸海軍人に對して左の勅語を賜はりたり
陸海軍人勅諭

朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ

朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク

惟フニ皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五ヶ條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ貫クヘキヲ示シ給ヘリ汝等軍人ハ夙夜此ノ聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ
朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ即チ是皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等軍人ノ忠勇ニ信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々皇國ノ國威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進セン事ヲ冀フ汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ朕カ躬ニ致シ愈奉公ノ志ヲ革クシ思索ノ選ヲ慎ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ伴ヒ拮据勵精各其ノ本分ヲ竭シ朕カ股肱タルノ實ヲ擧ケ以テ皇謨ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ

大正元年八月十三日、天皇陛下には、伏見宮貞愛親王殿下並に有栖川宮威仁親王殿下に左の勅語を賜ひたり。

勅語

卿累世ノ懿親ヲ以テ多年力ヲ國家ニ致シ德望共ニ隆シ朕粹ニ大喪ニ遭ヒ菲徳ヲ以テ大統ヲ紹キ夙夜淬勵先帝ノ貽徳ヲ宣揚セムコトヲ期ス卿

宜シク師佐スル所アリ以テ朕カ志ヲ成就セシムヘシ

續いて、大勳位公爵山縣有朋、同大山巖、同桂太郎及び大勳位侯爵井上馨、同松方正義の諸元老にも左の勅語を下したまへり。

勅語

朕粹ニ大統ヲ承ケ夙夜兢々速ハサラムコトヲ懼ル卿多年先帝ニ奉事シ親シク聖旨ヲ承ク朕今先帝ノ遺業ヲ紹クニ當リ復卿ノ匡輔ニ須ツモノ多シ卿宜シク朕カ意ヲ體シ朕カ業ヲ輔クル所アルヘシ

次いで、又時の内閣總理大臣侯爵西園寺公望にも左の勅語を下したまへり。

勅語

朕新ニ大統ヲ紹キ内外多事ノ日ニ方リ夙夜憂慮先帝ノ遺業ヲ空シクセサラシコトヲ思フ宮中府中宜シク協力相裨補シ以テ朕カ事ヲ贊襄スヘシ卿輔國ノ任ニ膺リ克ク此ノ意ヲ體シ諸大臣ニ傳フル所アレ

右各詔書並に勅語は、言々句々、皆、陛下の御肺腑より出でたるものにして、如何に陛下が夙夜御淬勵夙夜御憂慮、先帝の御貽徳を宣揚し御遺業を空しくせざらんとを軫念し給ひしか、其の御勞苦のほど拜察し奉りて、感激泣奮せざらんと欲するも

能はざる所なり。

申すも畏れ多けれども、今上天皇陛下の御英明に渡らせ給ふことは、天下萬民の夙に均しく瞻仰景慕し奉る所、殊に大孝至仁に在しまし、詳さに下情を憐み給ふ、而して君國統治、億兆撫育の道に於いては、先帝の活模範と隆渥の御訓戒とを重んじ給ひ、益々御遺業を紹述し給ふ。明治大帝と並び御乾徳の高きこと申すも畏き極みなり。今や吾人は、今上天皇陛下の聖壽の萬歳と寶祚の無窮とを祈りて止まざる所なり。

今上天皇陛下御製

山松の梢にすたつあしたつも親にならひて千代よはふなり

今上天皇陛下御製

降積る頭の雪そあはれなる老木のまつはひとならねとも

今上天皇陛下御製

影さゆる月にさほひてさく梅のはなのこころそををしかりける

今上天皇陛下御製

國のためたふれし人の家人はいかにこの世をすこすなるらむ

今上天皇陛下御製

抜き難き壘ぬかむとすてし身をしたふつまこやいかにかなしき

今上天皇陛下養老賑恤之御沙汰

蓋^{アツ}ヲ存^{モウ}シ^{モウ} 菟^ウヲ問^フハ人ニ孝ヲ教フル所以ナリ 惠^{ケイ}ヲ敷^キ恩^{オン}ヲ垂^ルルハ民ノ乏^シキヲ濟^スフヨリ先ナルハナシ 茲^{ココ}ニ登^{トウ}極^{キョク}ノ初^{ハツ}メニ當^アリ 祖宗ノ遺^イ範^{ハン}ヲ紹^{セウ}述^{ジュツ}シテ養^{ヤウ}老^{ラウ}賑^{ネン}恤^{シツ}ノ典^{テン}ヲ行^フ 其^{ソノ}レ有^{ユウ}司^シニ諭^{ガン}シテ朕^{ミナ}カ意^イヲ宣^{セン}布^フセシメヨ
(大正四年十一月十日)

今上天皇陛下恩赦之勅

朕^{ニハカ}遽^タニ大^{ダイ}故^コニ遭^アヒ哀^{アハレ}矜^ケ已^マス 前^マ矜^ケヲ釋^シネテ惠^{ケイ}澤^{タク}ヲ遠^{エン}邇^ニ治^{アチ}カラシメ以テ朕^{ミナ}カ岡^{ミツ}極^{キョク}ノ哀^{アハレ}ヲ申^ヘムコトヲ念^{オモ}ヒ特^{トク}ニ有^{ユウ}司^シニ命^{メイ}シテ恩^{オン}赦^{シヤ}ヲ行^ハムトス 百^{ヒヤク}僚^{リョウ}有^{ユウ}衆^{シュウ} 其^{ソノ}レ朕^{ミナ}カ意^イヲ體^{テイ}セヨ (大正元年九月十三日)

今上天皇陛下教育ニ關スル御沙汰書

皇^{クワウ}考^{カウ}夙^{ソク}ニ心^{シン}ヲ教^{ケウ}育^{イク}ノ事^ジニ勞^{ラウ}セラレ制^{セイ}ヲ定^{テイ}メ令^{メイ}ヲ布^フキ又^{マタ}勅^{チヨク}シテ其^{ソノ}大^{ダイ}綱^{カウ}ヲ昭^{シヤウ}ニシタマヘリ 朕^{ミナ}遺^イ緒^{ジュ}ヲ紹^{セウ}述^{ジュツ}シテ倍^{ハヒ}々^々其^{ソノ}振^{シン}興^{キョウ}ヲ圖^ズラムトス 今^{イマ}ヤ人^{ニヒト}文^{ブン}日^{ニチ}進^{シン}ノ時^{トキ}ニ方^{カタ}リ教^{ケウ}育^{イク}ノ任^{ニヒト}ニ在^アル者^{モノ}克^{キョク}ク朕^{ミナ}カ意^イヲ體^{テイ}シ以^テ皇^{クワウ}考^{カウ}ノ彝^イ訓^{クン}

ヲ對揚セムコトヲ期セヨ(大正四年十二月十一日)

皇室典範増補之詔

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國皇家ノ成典ハ祖宗ノ洪範ヲ紹述シテ敢テ違フコトアルナシ而シテ人文ノ發達ハ寰宇ノ進運ニ隨ヒ制度ノ燦備ハ條章ノ増廣ヲ必トス是ノ時ニ當リ朕ハ祖宗ノ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスル所以ノ良圖ヲ惟ヒ且憲章ニ由テ以テ皇族ノ分義ヲ昭ニセムコトヲ欲シ茲ニ皇族會議及ヒ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ朕カ子孫及ヒ臣民ヲシテ之ニ率由シテ憲ルコトナキヲ期セシム(明治四十二年二月十一日)

同御告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ告ケ白サク皇室典範ハ

皇祖

皇宗ノ遺範ヲ明徴ニシ天壤無窮ノ宏基ヲ鞏固ニスル所以ニシテ紹述以

來爰ニ十有九年皇朕レ我カ諸昆ト俱ニ之ニ欽遵シテ敢テ違越スルコトナシ今ヤ國基倍々隆昌ニシテ

皇祖

皇宗ノ威靈遐ク四裔ニ顯赫タルノ時ニ膺リ進運ヲ觀察シ成典ヲ増益シ以テ尊嚴保維ノ圖ヲ廓ニシ子孫率由ノ道ヲ裕ニスルハ亦

皇祖

皇宗聖謨ノ存スル所ニ外ナラス皇朕レ茲ニ皇室典範増補ヲ制定シ仰テ

皇祖

皇宗ノ神祐ヲ禱リ永遠ニ履行シテ愆ラサラムコトヲ誓フ庶幾クハ

神靈此ヲ鑒ミタマヘ(明治四十二年二月十一日)

皇室典範増補之詔

朕惟フニ祖宗ノ遺範ヲ紹述シ時ニ隨ヒ宜ヲ制シ以テ國運ノ進展ニ順應スルハ皇考ノ宏謨ニシテ朕ノ率循スル所ナリ今ヤ皇家ノ成典ヲ増廣スルノ要ヲ認メ皇族會議及ヒ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ茲ニ之ヲ公布セシム(大正八年十一月二十八日)

同賢所御告文

賢所乃大前爾恐美恐美母白左久朕日津日嗣高御座乃業乎承繼志與利以
來七年乃間我皇祖皇宗及皇考乃遺志給倍留洪範爾違波自止奈母夜爾日
爾恐美勞伎計留然乎今志國運乃彌榮爾榮往久隨爾皇親乃歸嫁倍伎範圍
乎廣幸留事波時須爾應倍留良圖止奈母念保須是乎以氏今回皇室典範爾
其事乎增補倍氏常典止制定米奴故此由乎告奉其久乎平其氣久安其氣久
開食志氏天津日嗣乎常盤爾堅盤爾動久事無久天下四方國乎安國止平其
氣久守幸波倍給倍止祈請白須事乎聞食世止恐美恐美母白須(大正七年十
一月二十八日)

同皇靈殿御告文

畝傍樞原宮爾天下知食志。天皇乎始米御代御代乃天皇乃大御靈乃大前
爾恐美恐美母白左久朕天津日嗣高御座乃業乎承繼志與利以來七年乃間
我皇祖皇宗及比皇考乃遺志給倍留洪範爾違波自止奈母夜爾日爾恐美勞
伎計留然乎今志國運乃彌榮爾榮往久隨爾皇親乃歸嫁倍伎範圍乎廣幸留
事波時須爾應倍留良圖止奈母念保須是乎以氏今回皇室典範爾其事乎增

補倍氏常典止制定米奴故此由乎告奉其久乎平其氣久安其氣久聞食志氏
天津日嗣乎常盤爾堅盤爾動久事無久天下四方國乎安國止平其氣久守幸
波倍給倍止祈請白須事乎聞食世止恐美恐美母白須(大正七年十一月二十
八日)

同神殿御告文

天神地祇八百萬神乃大前爾恐美恐美母白左久朕天津日嗣高御座乃業乎
承繼志與利以來七年乃間我皇祖皇宗及皇考乃遺志給倍留洪範爾違波自
止奈母夜爾日爾恐美勞伎計留然乎今志國運乃彌榮爾榮往久隨爾皇親乃
歸嫁倍伎範圍乎廣幸留事波時須爾應倍留良圖止奈母念保須是乎以氏今
回皇室典範爾其事乎增補倍氏常典止制定米奴故此由乎告奉其氣久平其
氣久安其氣久聞食志氏天津日嗣乎常盤爾堅盤爾動久事無久天下四方國
乎安國止平其氣久守幸波倍給倍止祈請白須事乎聞食世止恐美恐美母白
須(大正七年十一月二十八日)

三五 昭憲皇太后の坤徳

昭憲皇太后陛下の聰明仁慈溫和貞淑に渡らせ給ひし事は、明治大帝乾剛の御徳の極まりなきと共に、國民は云ふも更なり、外つ國人も均しく仰ぎ奉る所なり。陛下には御女性としてのあらゆる御美德を備へ給ひ、克く國母陛下としての御天職を全うし給へり。

昭憲皇太后陛下は、從一位一條忠香公の第三女にましまし、御名を美子と申し奉り、明治元年十二月二十八日御歳十九歳にて御入内あらせられたり。當時我が國は幕末の騷亂極まりなく、寔に國歩艱難の秋なりしが、陛下は先帝と御喜憂を共にせさせ給ひ、内に能く明治大帝の御鴻業を輔け給へり。惟ふに明治聖代に於ける島帝國の燦然たる文化の錦は、御威徳萬國無比の明治大帝、竝に御婦徳萬民欽慕の昭憲皇太后の晨に夕に織り成し給へるものなり。陛下は女子教育に、産業に、恤兵に、博愛に、慈善に、勤學になべて御女性としての御業に大御心を限りなく傾けさせ給へり。今、其の坤柔の御徳の一斑を御銀音に拜し奉り、以て、皇國婦女の鑑とはせん。畏れれど歌題の多くは、余の謹察して假に掲げたるものなり、僭瀆の罪は深く銘する所なり。

勤學

金剛石もみかゝすは	玉の光はそはさらん
人も學ひて後にこそ	誠の徳はあらはるれ
時計の針のたえ間なく	廻るか如くときのまも
日影をしてみて勵みなは	いかなる業かならさらん
水は器にしたかひて	そのさまくになりぬなり
人は交るともにより	よきにあしきに移るなり
己に勝るよき友を	えらひ求めてもろ共に
心の駒にむちうちて	學の道にすゝめかし

節制

花の春紅葉の秋の杯も程ほとにこそくままほしけれ

清潔

白たへの衣の塵は拂へとも憂きはこころのくもりなりけり

勤勞

磨かすは玉の光は出てさらむ人のこころもかくこそあるらし

烟くさくゆらすひまに惜しとおもふ日ははやにしかたむきにけり
ひとのみぬときとて心ゆるひなく身のおこなひを守りてしかな
益荒雄かゆつるにかけてはなつ矢の目にもとまらすゆく月日かな

沈黙

過ぎたるは及はさりけり假初の言葉もあたにちらささらなむ

確志

ひと心かからましかは白玉の眞玉はひにもやかれさりけり

誠實

とりとりにつくるかさしの花もあれとにほふ心のうるはしきかな
かへりみて心にははみるへきを正しきみちになとまとふらん
むらきもの心にとひてはちさらは世の人ことはいかにありとも
よき友に交はる人はおのつから身のおこなひもたたしかりけり

温和

亂るへき折をはおきて花さくらまつゑむほとをならひてしかな

謙遜

高山の影をうつしてゆく水のひくきにつくをこころともかな

順序

奥深き道もきはめむ物ことのもとすゑをたにたかへさりせは
世の中にあふかるる身も位山のほるにつけてみちなたかへそ
むつましき中洲にあそふみさこすらおのつからなるみちはありけれ

節儉

吳竹の程よき節をたかへすはすゑはのつゆもみたれさらまし

寧靜

いかさまに身は碎くともむら肝のこころはゆたにあるへかりけり

公益

國民を救はむ道もちかきよりおしおよほさむとほきさかひに

仁慈

あやにしきとり重ねても思ふかなさむさおほはむとてもなき身を
民草の上をいかにも思ふ夜のそてにもつゆのこほれけるかな
豊年のいねかる賤の嬉しさもほにあらはるるあきのをやまた

愛民

敬神

九重もむくらの奥も隔てしな春きたりといはふところは
 天つ神しろしめすらんまめやかにきみにつかふるおみのところは
 神風の伊勢のうちとの宮柱ゆるきなき世をなほいのるかな
 人しれす思ふ心のよしあしもてらしあくらむあめつちの神
 廣前に玉くしとりて畝傍山たかきみいつをあふくけふかな
 神代よりねさしかはらぬ葦原のくにのさかえそかきりしられぬ
 君かため誠をつくすまめ人はかみもうれしとたすけますらむ
 榮えゆくいかきの松にみゆるかなみくにをまもるかみのころも
 傳へこし書ありてこそしられけれとほつみおやのかみのみいつも
 岩戸あけし神代おほえて山のはをいつるあさひのかけそまはゆき
 君と臣の心の色に移さはやいつもかはらぬまつのみとりを
 すめらきの千代を根さしの吳竹はもとす忍おなしみとりなりけり

國體

恤兵

年々に縁そひゆく吳竹のかけこそみよのすかたなりけり
 萬代を君にささけて大庭のいはねゆたかにかめのあそへる
 もろこしの海もとろに響くなりみいくさひとのかちときのころ
 頼もしきなにはあれとも戦にかたてはやまぬやまとたましひ
 あて人も心あはせて國の爲いたておふみをもるよなりけり
 大宮のひおけのもと寒き夜にみいくさひとはしもやふむらむ
 國のため心つくしてかちいくさいのるかうれししもかしもまた
 いくさ舟鑑下して仇波もおとせぬみよのとしいはふらし
 神垣に涙たむけてをかむらしかへるをまちしおやもつまこも
 國の爲いたておふ身をうつし忍はみるになみたそもよふされける
 戦のかちの便りをきく毎にみいくさひとのみをおもふかな

勳學

うちひさす都も鄙もおしなへてまなひのまとをひらくみよかな
 花になれ實をも結へと愛しみおほしたつらむやまとなてしこ

内

夜光る玉もなにせむ身をてらすふみこそひとのたからなりけれ

助

大宮の内にもありても暑き日をいかなる山かきみはこゆらむ
くにたみを哀みたまふ一言のたまのみこそよにひきける
國の爲下したまひしみのりかしこさになくきみかみよかな
こし方は皆夢なれと君か爲うれしかりつることはわすれず
はつかりを待つともなしに此秋はこしちのそらのなかめられけり
御園生の花はさけとも静にはみそなはすひそすくなかりける
我富むとみそなはすらし遠近の田つらのけふりにきはひにけり

勤

業

しろしめす國のみいつを高めんもつみしこかねのやまにそありける
こかひする時としられて燈火のかけもねむらぬ小山田の里

友

誼

みち／＼に親しむ友のありてこそよろつわさもすすむなりけれ
誠もて交らふ友はなか／＼にはらからよりもたのしかりけり

金

我が爲にうれしきものは呉竹のなほきこころのともにそありける
もつ人の心によりて寶ともあたともなるはこかねなりけり

三六 今上皇后の徳坤

今上皇后陛下、又、昭憲皇太后の御坤徳を承けつき給ひて、彌益に普く女性の範を垂れさせ給ふこと國民のひとしく欽仰し奉る所なり。皇后陛下は、故従一位九條道孝公の第四女に在しまし、御名を節子ササキと申し奉る。明治十七年六月二十五日御降誕あらせられ、同三十三年五月十日皇太子妃に立たせ給ひ、同四十五年七月三十日坤徳いとも畏く我が帝國に母臨し給へり。

御歌

かきりなき御國の富やこもるらむしつかかふこのまゆのうちにも

御歌

いととしく降積む雪を千代ふへきまつはものともおもはさるらむ

御歌

かなし子を人に任せて軍人すくひにいつるをみなをゝしも
御歌

亡き夫のおこせし文を片見にてこころほそくやとしつきをへむ

三七 桃山

京都の南三里、桃山の地には、古今不出世の聖帝にまします。明治天皇及び昭憲皇太后の御陵あり。桃山陵は、去る近侍の女官の語りしところに依れば、明治聖帝か其の昔御在世の折、御躬ら、萬年の後の奥津城所として選み置かせ給ひし所なりとぞ。げに桃山の景勝たる、南は巨椋池一帯の眺望開け、元寇のその昔國難を護らせ給ひし石清水八幡宮のまします男山は、淀の清流を隔て、遙かに低く蒼鬱として蟠居し、右は天王山、左は攝津和泉の山々、淡く見渡さる。げに明治中興の英靈を鎮め奉るには、こよなく相應はしき所なり。いでや御陵の梗概を記るし奉り、以て萬代崇敬の靈域を欣仰し奉らむ。

歴代御陵の方式

抑々陵墓の制は神代より大正の今日に至るまで、様々の變遷ありたれども、概ね、圓墳、

前方後圓墳、方墳、上圓下方墳、中古以來の多寶塔十三重石塔、九重塔、五輪塔、寶篋印塔の六種を出でざるべし。

桃山陵の方式

今桃山陵の御方式を拜し奉るに、下壇は方に上壇は圓く、所謂上圓下方の式にて、列聖中御尊崇厚かりし。天智天皇の山科陵と其の制を同じくし給ふ。天智天皇は我邦中興の英主におはしまし、明治天皇は明治中興の聖主におはします。而して今や二皇其の御陵式を同じくし給ふこと、尊しとも尊しといふべし。

桃山陵の外形

桃山陵の外形は山科陵に似通ひ給ひて、其の上圓部は前面三壇となり、後圓部は一圓平坂にして、全部礫石を以て蔽はる。下方部は又三壇となりて、内外廓共に廻らすに白石の玉柵を以てせらる。而して前面中央の祭場には白砂を敷き、其の左右墮地の兩岸には緑樹黒石を配せられたり。されば、御陵墓の色彩の妙を極めたるは、其の全景の莊嚴と相俟ちて、眞に、聖帝の靈廟たるに愧ぢざる偉觀なり。

因に、陵面全圖を礫石を以て蔽はれたるは、古制に則り給へるものなり。蓋し陵上に樹木草花をしつらふは、四域を神嚴ならしめ參拜者をして自ら清淨ならしむるものな

りと雖、樹木の枯死朽腐又は風の爲に吹き倒さるゝこと往々あり、殊にこれが爲に御棺の露出の御事など無きを保し難く、又落葉草花の清掃に人を陵上に登らしむるの必要ありて、寔に恐懼の數々に堪へざるものあり。されば、礫石を以て全陵を蔽ふ古制は深き故あるものと謂ふべし。殊に鬱蒼たる翠緑を通じて雪白の御陵を拜するは、却りて神嚴崇尊の念を増すこと夫れいくばくぞ。

御寶穴

御寶穴は御陵上圓部の中央に位し、南北十七尺九寸東西十四尺二寸の長方形を成す。而して其の四隅には古代の武裝したる土偶を立てしめられたり。御寶穴の底部及び四壁は厚さ二尺の混凝土を以て固め、其の内面には厚さ一尺三寸の石壁を四方に廻らし、底部は一尺二寸の石を敷き詰め、其の上に高さ一尺の石枕二本を置かれたり。而して其の後部の空所には木炭を詰め、其の上に木櫛を安じまゐらす。櫛内には高さ五寸の御枕二本をしつらへ、其の上に靈柩を安置まゐらせたり。靈柩は更に石灰柳蓋、木炭、石蓋の順序を以て蔽はる。石蓋の厚さは一尺五寸七分にして、時の大葬使總裁伏見宮貞愛親王殿下の御揮毫に成れる『伏見桃山陵』なる陵銘刻せらる。尙更にこれを固むるに厚さ二尺五分の混凝土を以てし、其の上に、同宮殿下の御揮毫に成れる花崗岩の

陵誌を安据し奉れり。

史を按ずるに、伏見桃山の地たる、御陵域はもと豊太閤の伏見桃山城本丸の址にして、嘗て明使を引見して大喝叱咤したるも此處、慶長三年蓋世の英志を懐きて薨じたるも此の所、又徳川第一代將軍家康が天下の政治を見たるも此の處なり。嘗て、白河帝に向ひて、天下第三の勝地は我が伏見の山莊なりとまで申し上げたる藤原俊綱の別業のありしも此の所なり。而して藤原時代の最も燦びやかなる時期に於いては、一門の者多くは都に住むよりも此のあたりに居を占めたりしを以て當時の政治文學は多くは此の地より發したりしなり。又彼の有名なる後白河法皇の長講堂領も亦、茲に在りしといふ。伏見桃山一帯の地は、往昔、山城の樞原と稱へられたる所にして、また附近に、桓武天皇の御陵あり。惟ふに、皇祖の帝なる、神武天皇の大和の樞原に、平安京奠都の帝なる、桓武天皇の山城の樞原に、而していま平安京最後の帝なる、明治天皇の同じく此處山城の樞原に、俱に、尊靈を鎮めおはします。寔に奇しき幽契神祕とこそ申し奉るべけれ。

昭憲皇太后陛下の御陵は、東の下方舊名古屋丸の址に在り。御陵域は稍小なるも、其の御陵式は同一にあらせらる。

三八 明治神宮

西、淨き流れの五十鈴川の畔には、皇國の 遠津御親の御神を祀れる伊勢神宮あり。洛陽桃山には、明治中興の英主 明治大帝の鎮まりたまふ御陵あり。而して、東、帝都青山の原頭には、此の英邁不世出の 帝竝に明治聖代の國母 昭憲皇太后の神靈を祀り奉れる明治神宮あり。あゝ、國を鎮めの御神の、東に西に、御在しますなる我が日の本の、國の固めの如何に尊きこと哉。

明治神宮は、大正九年十一月一日に遷座祭、同月三日に御大祭を行はせ給ふと承る。而して御社殿其の他の御建物は、今尙ほ御起工中なればこれが御規模を記し奉らむは畏けれど、本書の世に出でむ頃は、國社の御壯觀いかばかりならむかと今より推量られて、仍ち茲に御概要を録し奉ることとせむ。

御神寶

明治天皇の御神寶としては、神鏡・神劔・立纓冠・黃襴染袍・黑半臂・黑襦・白下・襲・紅祖・單・表袴・右帶・組帶・紅大口・笏・檜扇・帖紙・襪・挿鞋等を、昭憲皇太后の御神寶としては、神鏡・神劔・御髮具・劔子・簪・額・櫛・丸鬘・繪元・結唐衣・表著・五衣・單・打袴・裳・大腰・腰立・引腰・檜扇

帖紙・襪・錦鞋等を祀らる。

御社殿竝其他御建物の御規模

本殿玉垣内地積約六千五百坪にして、社殿其他御建物總坪數約六百五十坪と算せらる。重なる御社殿の種類及び其の坪數左の如しと。

本	祝	中	拜	復	單	單	神	舞	直	便
殿	詞	門	殿	廊	廊	廊	儀	殿	會	殿
三	七	十	五	五	百	百	二	十	十	四
十	坪	坪	十九坪	十四坪	八十九坪	十三坪	十坪	六坪	八坪	十七坪

宿衛舎	十	四	坪
祓舎	十	七	坪
手水舎表	六		坪
内外玉垣透塀	三百六十二		尺
透塀北門	十	二	尺
神庫透塀	百	十三	尺
玉垣	二千	百六十二	尺
南神門	十	二	尺
東神門	六		坪
西神門	六		坪
北神門	三		坪
神庫	十	二	坪
社務所	二百	十六	坪
倉庫	八		坪
園丁詰所及消防器庫	十	二	坪

祭器庫	十	二	坪
南參道鳥居	二	十	七
北參道鳥居	二	十	四
西參道鳥居	十	五	尺
南北參道接合點鳥居	三	十	尺
玉垣南鳥居	二	十	尺
玉垣東鳥居	十	六	尺
玉垣北鳥居	十	六	尺
玉垣西鳥居	十	六	尺

御用材
 社殿の御用材は木曾産檜材にして、玉垣其の他は臺灣阿里山産の扁柏を以てせらる。殊に正面の大鳥居は、千七百四十年の巨材なりと。以て、神宮の神殿壯觀、察し奉るべきなり。

御面積
 神宮の總面積は、實に二十二萬九百五十五坪の廣きに亘らせらるゝといふ。

建築奉仕者

神宮の御建築に従事する者は、職員百五十人、工夫一千人、各地青年奉仕團三十五、此の人員二千百八十人なりと。

神宮の大観

正面の南參道より下乗札の立てる鳥居を入れれば、神橋あり、橋臺は大谷の自然巨石を以て、勾欄は岡山の萬成石を以て造らる。而して橋下を流る、清流は其の源を神苑に發し、水底には筑波の自然石を撒かれたれば、風光神嚴、人をして先づ襟を正さしむ。神橋を渡れば、一帯の杉の並木ありて、北參道と合するところに、三丈有餘の大鳥居立てり。之を過ぐれば、懸て御社殿に至る。

御神宮を拜して社殿の西神門を出づれば、長さ一町餘の森林帯を経て、大庭園に至る。此の附近に寶物殿あり、境内の樹木は總て各地よりの献上にかゝり、總數十三萬株と稱せらる。

御祭典

大正九年十一月一日遷座祭を行はせられ、同月三日より數日に亘りて大祭典御執行の御豫定なりと。

今や神宮御造營の大儀は、代々木原頭己に其の竣工を仰がんとす、輪奐の莊嚴と景迹の神韻とは、蓋し萬古四表に洽き、大帝の御明德と御盛業とを顯彰するに足るべし。

三九 竹の園生

繁榮千古に限りなき我か皇室を崇稱し奉りて竹の園生と申す。日本帝國は、萬古不易の皇室を以て中心となすか故に、國家と皇室とは其の名異なれども其の實一なり。皇室は、天皇の家なり。家は祖先の威靈の其の子孫を保護する所、子孫相依りて其の祭祀を奉じ遺思を傳へて以て敬愛の一團を成し無窮の繁榮を祈る所なり。家長の位は始祖の靈位なり、之を仰ぐ今も尙ほ在すか如し。家族は祖先の子孫たり、之に臨むは祖先の遺愛を擁護して本に報するなり。我か民族は、固と共同の始祖に出づ、我か皇室は即ち始祖の宗系にして、民族は此の根本の末に繁茂せる青人草なり。

而して歴代の天皇か臣民を愛撫し給へることは猶父母の子孫に於けるが如く、臣民は又皇室を大宗家と仰ぎ親に事ふるの心を以て之に事へ奉れり。此の如く我か國にては國は家を擴充したるものにして、吾等か國家に對するは家門に對すると異

なるところなく、天皇に對するは父母に對すると異なることなし、是忠孝ニ途に出でて二事にあらざる所以にして、我が國の萬邦に秀絶する淵因實に茲に在り。

團結の鞏固なるものの生存して繁榮するは、これ社會進化の理則たり。されば我が萬世一系の國、上下共に血統相依るの團結を爲し、以て斯の民族の繁榮を致せる蓋し偶然に非ざるなり。

御製

葦原の國とまさむと思ふにもあを人くさそたからなりける

御製

神代よりうけし寶を守りにてをさめきにけり日のもとづくに

御製

楨柱たち榮ゆるも動きなき家のあるしのおれはなりけり

皇室は一家を爲して分岐せず、これ皇位は一にして分つべからざればなり。始祖の位一ありて二なし、家長の權之を分つべからず、従ひて皇族は唯一家長の下に一家を爲すなり。皇祚は一系にして分裂すべからず、大義炳然として日星の如し、彼の皇統南北二派に分れ互に代りて大位を承くるが如きは、斷じて祖宗立國の本義に反す、徒に

亂世の變事を抜き來りて建國の常憲を紛ることを許さざるなり。皇室家長の大位は即ち天祖の靈位にして、皇室は始祖在さば其の慈愛の保護の下に一團を成して之に服従すべきの子孫を包含す。始祖の位は一ありて二なし、皇室豈岐れて數家を爲すべけんや、皇統一系斷じて分裂すべからず。彼の皇族の宮號を稱ふることあるは、其の人に對するの稱謂にして姓を賜ひ一家を爲すの義には非ざるなり。即ち皇族は、皇室家長の大權の下に居るに由りて即ち皇族たるなり。皇族別に一家を爲すことあらば、即ち皇室の外に出で皇族たるの身位を失ふものとす。

昭憲皇太后御歌

すめらきの千代を根さしの吳竹はもとすゑおなしみとりなりけり

皇族の範圍は皇室典範の定むる所にして、皇族は陛下又は殿下と敬稱し奉る。

皇室典範第三十條

皇族ト稱フルハ太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親

王、親王妃、內親王、王、王妃、女王ヲ謂フ

皇室典範第十七條

太皇太后、皇太后、皇后ノ敬稱ハ陛下トス

皇室典範第十八條

皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王、女王ノ敬稱ハ殿下トス

皇室典範第三十一條

皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王、女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王、女ヲ女王トス

儲嗣たる皇子を 皇太子とす、一に又 東宮と申し奉る。而して 皇太子在らざる時は、儲嗣たる皇孫を 皇太孫と稱へ奉る。天皇及び 皇太子、皇太孫は滿十八年を以て成年とし、其の外の皇族は滿二十年を以て成年とす、而して 皇太子、皇太孫を立つるときは詔書を以て之を公布す。天皇及び 皇太子、皇太孫、親王、王、成年に達したるときは、賢所大前に於て成年式を行はせらる。蓋し此の典禮を重じ之を 祖宗の靈に告げ之を衆庶に公にするなり。

皇室典範第十三條乃至第十六條

天皇及皇太子、皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス(第十三條)
其ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス(第十四條)

儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス(第十五條)

皇后、皇太子、皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス(第十六條)

立儲令第一條乃至第八條

皇太子ヲ立ツルノ禮ハ勅旨ニ由リ之ヲ行フ(第一條)

立太子ノ禮ヲ行フ期日ハ宮内大臣之ヲ公告ス(第二條)

立太子ノ禮ヲ行フ當日之ヲ賢所皇靈殿神殿ニ奉告シ勅使ヲシテ神宮神

武天皇山陵竝先帝ノ山陵ニ奉幣セシム(第三條)

立太子ノ禮ハ附式ノ定ムル所ニ依リ賢所大前ニ於テ之ヲ行フ(第四條)

立太子ノ詔書ハ其ノ禮ヲ行フ當日之ヲ公布ス(第五條)

立太子ノ禮訖リタルトキハ皇太子皇太子妃ト共ニ賢所皇靈殿神殿ニ謁

ス(第六條)

立太子ノ禮訖リタルトキハ皇太子皇太子妃ト共ニ天皇皇后太皇太后皇

太后ニ朝見ス(第七條)

立太子ノ禮訖リタルトキハ宮中ニ於テ饗宴ヲ賜フ(第八條)

皇太子裕仁親王殿下、新に儲位を正うし給ふべき曠世の大典は、大正五年十一月三日の佳辰に行はせ給へり。今此の日の盛儀の一端を録し奉りて青人草の思出とせむ。實に此の日、裕仁親王殿下には、五時、早くも御寢所を出でまし御湯引かせ給ひて後、日拜所に入り伊勢神宮と皇城とを遙拜あらせ給ひ、夫より種々の晴の御用意を整へさせ歩兵大尉の御正装に御召換あらせられ、やがて英姿颯爽として耀く儀裝馬車に御坐乗ありて、午前七時東宮御所を出でまし給へり。かくて、瑤瑤秋天に輝き五彩の色に瑞雲を棚曳かしたる馬場先門外の奉祝門下を御通過あらせ給ひ、兩側に列ぶ各團體の奉拜を受けつゝ、二重橋に向はせられ、直に綾綺殿の方に成らせ給ひぬ。實にや天麗かに晴れ渡りたれば、大内山の常磐の松の色も御濠の水も歡喜の色に漾ふとぞ覺えて、奉拜の青人草も只管に極みなき莊嚴の感に打たれぬ。賢所大前に於ける立太子禮の本儀は、午前八時十分より始めさせ給ふ。先づ、天皇陛下には綾綺殿に渡らせ給ひ、御東帯に黃植染の御袍と改めさせ給ひ、御手水の事ありて後御笏を取らせ給ふ。次いで御參内直に綾綺殿に成らせ給へる。皇太子殿下には、御東帯に色鮮かなる黃丹の御袍、關腋の御式服を著けさせ給ひ、三山形の空頂黒幘を冠らせ給ひ、御手水の事ありて御笏を右手に御式の準備を整へさせ給ふ。やがて、天皇陛下には、正九時諸員を

隨へて賢所東側の御廊下より内陣に渡らせ給ふ。掌典奉仕の銀鈴に御座を立たせ給ひ、御拜禮の後玉音嚴かに御告文を奏し給ひ、終つて御座に還らせ給ふ。此の時正に九時十五分、皇太子殿下には諸員を隨へて外陣に參進あらせ給ひ、内陣に御拜禮の後、天皇陛下の座と斜に對して御著座あらせ給ふ。此の時侍從長壺切御劍を捧じて膝行し御前に奉れば、天皇陛下には之を執らせ給ひて、皇太子殿下に打向はせ御聲嚴かに勅語ありて御劍を御親授あらせ給ふ。是ぞ立太子禮の盛儀なる。

壺切の御劍は、恰も三種の神器が、皇祖以來萬世一系の皇位の守護にして且其の表徴なるか如く、將來皇位を繼承せらるべき皇太子儲位の守護にして且其の表徴たり。今其の由來する所を攷ふるに、醍醐天皇か、皇太子に立たせられたる際、宇多天皇より之を賜はりたるに始まり、醍醐天皇又其の、皇太子に授け給ひたる以來、歴世の典例となりたるものなり。後冷泉院及、後三條院兩朝の時代に於て皇居炎上の事あり、不幸にして此の御劍兩度變災の何れかに於て燒失したるを以て、後三條院の時新に鑄造せられ、承久の亂に一時紛失したるも、龜山院立太子の時勝光明院の寶藏に發見せられし以來、累世之を用ひさせ給ひ、多くは立太子式に依て之を傳へられ、立太子式廢絶の當時は親王宣下の際を以て傳へさせられ、以て、今日に至り永

く我が皇室至重の御寶とせらる。
立儲禮詔書

朕祖宗ノ遺範ニ遵ヒ裕仁親王ノ爲ニ立太子ノ禮ヲ行ヒ茲ニ之ヲ宣布ス
(大正五年十一月三日)

立儲禮勅語

壺切ノ劍ハ歷朝皇太子ニ傳ヘ以テ朕カ躬ニ追ヘリ今之ヲ汝ニ傳フ汝其
レ之ヲ體セヨ(大正五年十一月三日)

皇太子裕仁親王殿下の御成年式は、大正八年五月七日宮中賢所大前に於て行はせられ、天皇陛下には親しく御冠を、皇太子殿下に授けさせ給へり。古來御冠を授け給ふを以て成人の表と爲す、之を元服といひ其の式を冠禮といふ。冠禮は聖德太子傳曆に「太子十九歳ニシテ、崇峻天皇ノ朝ニ冠シ給フ」とあるを以て始とす。此の日六千萬の青人草は、皇室の御礎巖の如く奉祝歌を頌して、國を舉げて祝ぎ奉れり。
文部省制定御成年式奉祝歌

(一)

日嗣の皇子に御冠

授けますなるこの晨

大内山の松か枝も

縁一しほまさるらん

(二)

さしそふ光仰きつゝ

行末遠きみさかえを

千代田宮の千代かけて

祈り奉らん諸ともに

皇族は、天皇之を監督す而して、監督の大權は皇族身上一切の事に涉る、其の特に重大なる事は、乃ち之を皇室典範の成文に掲ぐ。

皇室典範

皇族ハ天皇之ヲ監督ス(第三十五條)

因に、竹の園生の御繁を録し奉れば、即ち次の如し(大正九年五月御現在)
皇室

今上天皇 御名 嘉仁 明治天皇第三皇子

御誕生 明治十二年八月三十一日

御踐祚 大正元年七月三十日

皇后陛下 御名 節子 故從一位大勳位公爵九條道孝第四女

御誕生 明治十七年六月二十五日

皇太子 御名 裕仁 第一皇子

御誕生 明治三十四年四月二十九日

立太子 大正元年七月三十日

皇子 御名 雍仁 淳宮 第二皇子

御誕生 明治三十五年六月二十五日

皇子 御名 宣仁 高松宮 第三皇子

御誕生 明治三十八年一月三日

皇子 御名 崇仁 澄宮 第四皇子

御誕生 大正四年十二月二日

皇族

○有栖川宮

董子妃 故熾仁親王妃 溝口直溥第七女

御誕生 安政二年五月十二日

慰子妃 故威仁親王妃 前田慶寧第四女

御誕生 元治元年二月八日

○伏見宮

貞愛親王 故邦家親王第十四子

御誕生 安政五年四月二十八日

利子女王 貞愛親王妃 轡仁親王第四女

御誕生 安政五年五月二十一日

邦芳王 貞愛親王第二子

御誕生 明治十三年三月十八日

博恭王 貞愛親王第一子

御誕生 明治八年十月十六日

經子妃 博恭王妃 徳川慶喜第九女

御誕生 明治十五年九月二十三日

博義王 博恭王第一子

御誕生 明治三十年十二月八日

朝子 博義王妃 一條實輝第三女

御誕生、明治三十五年六月

博信王 博恭王第三子

御誕生、明治三十八年五月二十二日

博英王 博恭王第四子

御誕生、大正元年十月四日

敦子女王 博恭王第二女

御誕生、明治四十年五月十八日

知子女王 博恭王第三女

御誕生、明治四十年五月十八日

文秀女王 故邦家親王第七女

御誕生、弘化元年正月二十九日

○華頂宮 博忠王 博恭王第二子

御誕生、明治三十五年一月二十六日

○山階宮

常子妃 故菊麿王妃

御誕生、明治七年二月七日

武彦王 故菊麿王第一子

御誕生、明治三十一年二月十三日

芳麿王 故菊麿王第二子

御誕生、明治三十三年七月五日

藤麿王 故菊麿王第三子

御誕生、明治三十八年二月二十五日

萩麿王 故菊麿王第四子

御誕生、明治三十九年四月二十一日

茂麿王 故菊麿王第五子

御誕生、明治四十一年四月二十九日

安子女王 故菊麿王第一女

御誕生、明治三十四年十月三十一日

○賀陽宮

好子妃 故邦憲王妃

御誕生 慶應元年十月二十日

恒憲王 故邦憲王第一子

御誕生 明治三十三年一月二十七日

佐紀子女王 故邦憲王第二女

御誕生 明治三十六年三月三十日

○久邇宮

邦彦王 故朝彦親王御三子

御誕生 明治六年七月二十三日

侃子妃 故公爵島津忠義第七女

御誕生 明治十二年十月十九日

朝融王 邦彦妃第一子

御誕生 明治三十四年二月二日

邦久王 邦彦王第二子

御誕生 明治三十五年三月十日

邦英王 邦彦王第三子

御誕生 明治四十三年五月十六日

良子女王 邦彦王第一女(皇太子妃ニ御内定)

御誕生 明治三十六年三月六日

信子女王 邦彦王第二女

御誕生 明治三十七年三月三十日

智子女王 邦彦王第三女

御誕生 明治三十九年九月一日

多嘉王 故朝彦親王第五子

御誕生 明治八年八月十七日

静子妃 多嘉王妃 故子爵水無瀬忠輔第一女

御誕生 明治十七年九月二十五日

恭仁子女王 多嘉王第三女

御誕生 大正六年五月十八日

家彦王 多嘉王第一子

御誕生 大正九年三月十七日

○梨本宮

守正王 故朝彦親王第四子

御誕生 明治七年三月九日

伊都子妃 侯爵鍋島直大第二女

御誕生 明治十五年二月二日

規子女王 守正王第二女

御誕生 明治四十年四月二十七日

○朝香宮

鳩彦王 故朝彦親王第八子

御誕生 明治二十年十月二日

允子内親王 鳩彦王妃 明治天皇第八皇女

御誕生 明治二十四年八月七日

孚彦王 鳩彦王第一子

御誕生 大正元年十月八日

正彦王 鳩彦王第二子

御誕生 大正三年一月五日

紀久子女王 鳩彦王第一女

御誕生 明治四十四年九月十二日

○東久邇宮

稔彦王 故朝彦王第九子

御誕生 明治二十年十二月三日

聰子内親王 稔彦王妃 明治天皇第九皇女

御誕生 明治二十九年五月十一日

盛厚王 稔彦王第一子

御誕生 大正五年五月六日

師正王 稔彦王第二子

御誕生 大正六年十一月三日

彰常王 稔彦王第三子

御誕生 大正九年五月十三日

○北白川宮

富子妃

故能久親王妃

御誕生

文久二年八月八日

成久王

故能久親王第三子

御誕生

明治二十年四月十八日

房子内親王

成久王妃 明治天皇第七皇女

御誕生

明治二十三年一月二十八日

永久王

成久王第一子

御誕生

明治四十三年二月十九日

美年子女王

成久王第一女

御誕生

明治四十四年五月六日

佐和子女王

成久王第二女

御誕生

大正二年十月二十一日

多惠子女王

成久王第三女

御誕生

大正九年四月

○竹田宮

昌子内親王

故恒久王妃 明治天皇第六女

御誕生

明治二十一年九月三十日

恒徳王

故恒久王第一子

御誕生

明治四十二年三月四日

禮子女王

故恒久王第一女

御誕生

大正二年七月四日

○閑院宮

載仁親王

故邦家親王第十六子

御誕生

慶應元年九月二十二日

智惠子王

載仁親王妃 故公尊三條實美第二女

御誕生

明治五年五月二十五日

春仁王

載仁親王第二子

御誕生

明治三十五年八月三日

寛子女王

載仁親王第四女

御誕生 明治三十九年二月二十一日

華子女王 戴仁親王第五女

御誕生 明治四十二年六月三十日

○東伏見宮

依仁親王 故邦家親王第十七子

御誕生 慶應三年九月十九日

周子王 依仁親王妃 故公爵岩倉具定第一女

御誕生 明治九年八月二十九日

王族

李王世子殿下

御誕生 明治三十年十月二十日

方子妃 李王世子妃 守正王第一王女

御誕生 明治三十四年十一月四日

四〇 菊花

菊花は、『隱逸の君子なり』と稱へらる。

これ久しく東亞の一小裡に隱然孤立し、而して遂に世界の檜舞臺裡に、雄然、竊立し
たる我が帝國とも見るべきか。

菊花は、『傲霜烈士の風あり』と稱へらる。

これ、我が武士道の精華を表はすものとも見るべきか。

菊花は、『花といふ花の末にはさきぬれと上に匂はむ花なかりけり』と、古人に詠ま
れたり。

これ、十九世紀の末葉に、初めて文化の華を開きたるも、其の香たるや萬邦に秀絶せ
る我が國とも見るべきか。

また、菊花は、『花といへはなへて仇なる世の中にもちることしらぬさくもありけり』
と、古人に詠まれたり。

これ、興亡の跡しげき世界の史の中に、獨り上下三千載、萬世一系の皇統ゆるぎなき
我が國とも見るべきか。

これを要するに、我が皇國と菊花とは、關縁するまことに深きものといふべし、而して此の菊花は、我が皇室の御紋章なり、國體の精華と、皇室の尊標と、菊花の崇高と、三者相結縁する、まことに有り難き祥徴ならずや。

夫れ菊花は、實に我が皇室の御紋章なり、而して皇室の御尊榮は、菊花の香しきにたとへ奉るべし、されば菊花御紋章を拜する者は、時を擇ばず所を論せず、恰も至尊に咫尺し奉るが如く、滿身肅然、崇敬の念を以てこれを拜すべく、苟も不敬に涉ることあるべからざるなり、彼の菊花御紋章又はこれに類似する徽章を私事に濫用すること、往々世間見るところなるが、此の如きは最も愼まざるべからず、菊花御紋章は、帝室の標章たり、帝室の標章を濫するは、即ち帝室の尊嚴を濫するものにあらずして、何んぞや、誓つて、不忠の臣となることなかれ。

太政官布告

提燈又ハ陶器其ノ外賣物等へ御紋ヲ書キ候事共如何ノ儀ニ候以來右之類御紋ヲ私ニ附ケ候事此度可禁止旨被仰出候事(明治元年三月二十八日)
從來宮堂上ヨリ諸國寺院へ祈願所ト唱へ妄ニ菊御紋附ノ品々寄附致候儀無謂次第ニ付堅ク禁止被仰出候尤モ新ニ祈願所ニ致候儀モ一切不相成候

此旨可相心得様御沙汰候事(明治二年二月二十八日)

社寺ニテ是迄菊御紋用井來ル者不少候處今般御改正相成社ハ伊勢八幡上下賀茂等寺ハ泉涌寺般舟院等ノ外ハ一切被差止候旨被仰出候事但格別由緒有之社寺ハ由緒書ヲ以テ可伺出候事(明治二年八月二十五日)

菊御紋禁止ノ儀ハ兼テ御布告有之候處猶又向後由緒ノ有無ニ不關皇族ノ外總テ被禁止候尤モ御紋ニ紛敷品相用候儀モ同様不相成候條相改可申事但從來諸社ノ社頭ニ於テ相用來候分ハ地方官ニ於テ取調可申出事(明治四年六月十七日)

府縣廳並ニ飛地出張所等門玄關自今御紋ノ幕桃燈相用可申候(明治三年十月十四日)

太政官達

社寺ニテ菊御紋相用候禁止ノ旨明治二年己巳八月布告候處自今官幣社社殿ノ裝飾及ヒ社頭ノ幕提燈ニ限リ菊御紋相用不苦候條此旨管内官幣社へ相達候事(明治七年四月二日)

社寺ニテ菊御紋相用候儀ニ付明治二年八月布告ノ趣モ有之候處自今國幣

社殿ノ裝飾及ヒ社頭ノ幕提燈ニ限り菊御紋相用不苦候條此ノ旨管内國幣社へ可相達事(明治十二年四月二十二日)

一般社寺ニ於テ菊御紋相用候儀不相成旨明治二年八月布告ノ趣モ有之候處右布告前神殿佛堂ニ粧飾シタル分ニ限り其ノ儘存シ置キ苦シカラス候此ノ旨相達候事(明治十二年五月二十二日)

宮内省達

菊御紋章ヲ賣物等ニ畫キ候儀竝紛敷品相用候儀モ不相成旨明治元年三月二十八日明治四年六月十七日太政官布告ノ趣モ有之候處近來往々賣品ニ御紋章ヲ畫キ候向有之ニ付取締方一層注意可致候此段相達候事(明治十三年四月五日)

四一 仁 德

我が日本臣民は、皇祖皇宗の慈養愛撫し給ひし所の臣民なり。列聖 列后は、畏くも吾等の慈父慈母に在します。仁徳の深高なる我が 皇室の如きは、蓋し他にあらざるなり。蓋し建國歴史の精華たり。吾が臣民は、未だ外つ國人の嘗めたりし塗炭の苦

しみを曾て知らず、いでや 列聖の御仁徳の一端を仰ぎまゐらせ吾人赤子の幸榮を謝し奉らむ。

仁徳天皇ノ詔竝御製

君ハ民ヲ以テ本トナス民ノ富メルハ即チ朕ノ富メルナリ
朕高臺ニ登リ以テ遠ク之ヲ望ムニ烟氣域中ニ起ラス以爲ラク百姓既ニ貧ウシテ家ニ炊クモノ無シ朕聞ク古聖王ノ世人人詠徳ノ音ヲ誦シ家家康哉ノ歌ヲ有スト今朕億兆ニ臨ム茲ニ三年頒音聆エス炊烟轉々疎ナリ即チ知ル五穀登ラス百姓窮乏セルコトヲ封畿ノ内尙ホ給ラサルモノアリ況ヤ畿外ノ諸國ヲヤ

高き屋に上りて見れば煙立つたみのかまとはにきはひにけり

元明天皇ノ詔

諸國ノ大稅ハ三年ノ間借貸之ヲ給シ其ノ利ヲ收ムル勿レ又畿内ノ百姓年八十以上及ヒ孤獨ニシテ自存スル能ハサル者ニ衣服食物ヲ賜ヒ又私稻ヲ出シ舉クル者ハ今ヨリ以後半利ニ過クルヲ得ス餘ハ令ノ如シ

聖武天皇ノ詔

夫レ百姓或ハ痼病ニ染沈シ年ヲ經テ未タ瘥エス或ハ亦重病ヲ得テ晝夜
辛苦ス朕父母トシテ何ソ憐愍セサラム宜シク醫藥ヲ左右京ト四畿及
ヒ六道諸國ニ遣ハシ此ノ類ヲ救療シ咸ナ安寧ヲ得セシメ病ノ輕重ニ依
リ穀ヲ賜ヒ賑恤スヘシ

嵯峨天皇ノ詔

下ヲ撫シテ慈アルヲ禮トス
神功ハ宰タラス萬物其ノ生ヲ遂クルヲ樂シミ聖德ハ外ナシ億兆其ノ用
ヲ藏ムルニ迷フ故ニ能ク區宇ニ光宅シ陰陽ヲ經緯ス大ニ生靈ヲ庇ヒ瀕
烈ヲ闡揚ス

仁明天皇ノ詔

神ヲ敬フハ在スカ如ク民ヲ視ルハ子ノ如キハ國宰ノ能事ニシテ古今ノ
通規タリ

醍醐天皇ノ詔

朕深宮ニ在ルモ尙ホ且ツ寒威ノ骨ニ徹スルヲ覺ユ天下幾萬ノ貧民カ如
何ニシテ之ヲ凌クヤヲ思ヘハ朕獨リ溫暖ヲ取ルニ忍ヒサルナリ

後鳥羽天皇御製

夜を寒み閨の顔の冴ゆるにもわらやのかせをおもひこそやれ

龜山天皇御製

すめらきの神の御言を承けきつゝいやつきくゝに世をおもふかな

伏見天皇御製

徒に安き我が身を耻かしきくるしむたみのこゝろおもへは

後醍醐天皇御製

急くなる秋の砧の音にこそ夜さむのたみのこゝろをも知れ

民の爲時ある雨を祈るとも知らてや田子の早苗とらむ

光厳天皇御製

照り曇り寒き暑きも時としてたみにこゝろのやすむときなし

仁孝天皇御製

雨に思ひ風に心を碎くかなたみのてわさのたゝやすかれと

孝明天皇御製

澄ましえぬ水に我身は沈むともにこしはせしな四方のたみくさ

烏玉の夜すから冬の寒きにもつれておもふはくにたみのこと

明治大帝ノ詔竝御製

朕茲ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ列祖ノ御偉業ヲ繼述シ一身ノ艱難辛苦ヲ問ハス親ヲ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニハ萬里ノ波濤ヲ開拓シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置カンコトヲ欲ス長しへに民安かれと祈るなる我が世をまもれ伊勢の大神暑しとて言はれさりけり沸返る水田に立てるしつをおもへは

朕惟フニ世局ノ大勢ニ隨ヒ國運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ經濟ノ狀況漸ニ革マリ人心動モスレハ其ノ歸向ヲ認ラムトス政ヲ爲ス者宜シク深ク此ニ鑒ミ倍々憂勤シテ業ヲ勸メ教ヲ敦クシ以テ健全ノ發達ヲ遂ケシムヘシ若シ夫レ無告ノ窮民ニシテ醫藥給セス天壽ヲ終フルコト能ハサルハ朕カ最モ軫念シテ措カサル所ナリ乃チ施藥救療以テ濟生ノ道ヲ弘メムトス茲ニ内帑ノ金ヲ出タシ其ノ資ニ充テシム卿克ク朕カ意ヲ體シ宜シキニ隨ヒ之ヲ措置シ永ク衆庶ヲシテ頼ル所アラシメンコトヲ期セヨ

照るにつけ曇るにつけて思ふかなわかたみくさのうへはいかにと更くる夜の霜ふむ人もあるものを火桶にのみやよりあかすへき夏の夜も眠覺めかちにぞ明しける世のためおもふことおほくして朝煙立ちそふ末に知られけりたみのなりはひすゝみゆく世も賤か住む藁屋の様を見てぞ思ふあめかせあらしきときはいかにと軍人いかなる野へに明かすらむ蚊のこゑしけくなれるこの夜を冬深き閨の襖を重ねても思ふはしつか夜さむなりけり窓の内扇とりても暑き日に照る日をうけて小草刈る見ゆ立ち續く市の家居は暑からむかせのふき入るまとせはくして白露のおきふし毎に思ふかなたみのくさはのさかゆかむ世を曉のねさめ静に思ふかな我かまつりこといかゝあらむと桐火桶かきなて乍ら思ふかなすきまおほかるしつかふせやを

昭憲皇太后御歌

我富むと贅すらし遠近の田つらの煙にきはひにけり
貴人も心合せて國のためいたて負ふ身をもる世なりけり

綾錦とり重ねても思ふかな寒さおほはむそもなき身を
大宮の火桶のもと寒き夜にみいくさひとはしもや踏むらむ
盞ひする時と知られて燈火のかけもねむらぬ小山田の里
民草の上をいかにと思ふ夜のそてにもつゆのこほれけるかな
國の爲痛手負ふ身をうつしゑは見るになみたそもよふされける
戰の捷の便りを聞く毎にみいくさひとの身をおもふかな

今上天皇陛下ノ詔竝御製

朕惟フニ皇祖皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テ列聖統ヲ紹キ裕ヲ垂レ天壤無窮ノ
神勅ニ依リテ萬世一系ノ帝位ヲ傳ヘ神器ヲ奉シテ八洲ニ臨ミ皇化ヲ宣
ヘテ蒼生ヲ撫ス爾臣民世世相繼キ忠實公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニシテ情
ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ
ふり積る頭の雪そあはれなる老木のまつはひとならねとも
國の爲たふれし人の家人はいかに此の世をすこすなるらむ
蓋ヲ存シ毫ヲ問フハ人ニ孝ヲ教フル所以ナリ惠ヲ敷キ恩ヲ垂ルルハ民
ノ乏シキヲ濟フヨリ先ナルハナシ茲ニ登極ノ初メニ當リ祖宗ノ遺範ヲ

紹述シテ養老賑恤ノ典ヲ行フ其レ有司ニ諭シテ朕カ意ヲ宣布セシメヨ
拔き難き壘ぬかむとすてし身をしたふつまこやいかにかなしき
朕速ニ大故ニ遭ヒ哀矜己マス前典ヲ釋ネテ惠澤ヲ遠邇ニ洽カラシメ以
テ朕カ罔極ノ哀ヲ申ヘムコトヲ念ヒ特ニ有司ニ命シテ恩赦ヲ行ハムト
ス百僚有衆其レ朕カ意ヲ體セヨ

今上皇后陛下御歌

かなし子を人に任せて軍人すくひにいつるをみなを、しも
亡き夫のおこせし文を形見にてこゝろほそくやとしつきをへむ

四二 遺風の顯彰

我等の今日ある所以のものは、實に、皇祖皇宗の御惠恩及び歴代祖先の遺澤に由
るものなり。されば、我等は深く、皇祖皇宗及び祖先を崇敬し、其の遺風の顯彰に不斷
の力を致さるべからず。斯くの如きは、我等臣民及び子孫の義務にして、亦、人情の自
然にかなふの道なり。

抑、我が歴世、天皇の御遺風は、惟神の道に在します。惟神の道とは、既に述べたる

が如く 天祖の神慮の儘に行ひて寸毫もこれに違はざるを云ふ。即ち建國の神勅に垂示し給へる皇統の無窮と國運の隆昌とを圖り及び三種の神器に顯れたる智仁勇の三徳を以て國家統治の要道と爲すを云ふ。

惟神の道は、常に 皇祖皇宗の御遺風たるのみならず、亦我が臣民祖先の遺風たり蓋し我が祖先は惟神の道を行はせ給へる 列聖の明教を奉體し能く美範を後世子孫に遺したればなり、而して我が祖先の遺風は、之を約言すれば、忠君愛國夫婦相和孝悌友信なり、畏くも 明治大帝は教育勅語に、

教育勅語

是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラヌ又以テ爾祖先ノ遺風ヲ

顯彰スルニ足ラン

と仰せられたり、又

御製

神代よりうけし寶を守りにてをさめきにけり日の本づくに

御製

神つ代の御代の掟を違へしとおもふそおのかねかひなりける

御製

くに民はひとつ心に守りけりとほつみおやのかみのをしへを

と詠じ給ひて、深く祖先の遺風を顯彰すべきことを奨訓し給へり。

我等は、今や祖先の子孫なれども、亦他日子孫の祖先となるべき身なり。されば、苟も家門の繁榮を圖り子孫の幸福を希はば、自ら現在に於て祖先の美風を傳へ美徳を彰して、以て、後世子孫に欣慕せらるゝの祖先となることに、不斷の努力を致さざるべからず。

四三國の名

凡そ國名は、自ら其の國性又は國民性の一端を表はすものなり。我が大日本帝國は、古より浦安國、大八州國、大和國、又は豐葦原瑞穂國と稱せり。蓋し我が邦土は、四邊繞らすに蒼海を以てし、津々浦々の波風も安らげく、大八島の磐根長しへに動きなく、松吹く風は四時太平の樂を奏す、而して濱海葦豊かにして、國內到るところ原野肥え、稻穂穰々として黄金の波を打つげに、我が國名は、自然の美と太平の樂とを負ふ。

皇祖ノ大詔

豐華原ノ千五百秋ノ瑞穂國ハ是レ吾カ子孫ノ主タルヘキ地ナリ爾皇孫
就キテ治メヨ寶祚ノ隆ヘマサンコト天壤ト共ニ窮リナカルヘシ

伏見天皇御製

代々絶えすつきて久しく榮えなむとよあしはらのくにやすくして

字義を按ずるに、大和國の名は大なる平和の國との意なり。惟ふに、我が建國の大精神は平和的統治に在り。天祖の國土平定及び 列聖の武威皆此の大精神の發露に外ならず。殊に近く 明治大帝竝に 今上天皇陛下の累次の對外的御鴻業に至りては、正に萬國平和の御洪慮に出づるものなり。方今世界の列邦しきりに武略を事とすれども、眞に萬國平和の大理想に出づるもの殆んど少しと謂ふべし。今數ある詔勅を拜するに、

日清宣戰ノ大詔

惟フニ朕カ即位以來、茲ニ二十有餘年、文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ、事ヲ外國ニ構フルノ、極メテ不可ナルヲ信シ、有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ、幸ニ列國ノ交際ハ年ヲ逐フテ親密ヲ加フ、何ソ糾ラム、清國ノ朝鮮事件ニ於ケル、我ニ對シテ著々鄰交ニ戻リ信義ヲ失スルノ舉ニ

出テントハ、(中略)朝鮮ヲシテ禍亂ヲ永遠ニ免レ治安ヲ將來ニ保タシメ以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セムト欲シ、先ツ清國ニ告クルニ協同事ニ從ハムコトヲ以テシタルニ、清國ハ翻テ種々ノ辭柄ヲ設ケ之ヲ拒ミタリ、(中略)事既ニ茲ニ至ル、朕平和ト相終始シテ以テ、帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚スルニ專ラナリト雖、亦公ニ戰ヲ宜セサルヲ得サルナリ、(下略)明治二十七年八月一日)

日露宣戰ノ大詔

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ躋メル大日本國皇帝ハ、忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ露國ニ對シテ戰ヲ宣ス、(中略)惟フニ文明ヲ平和ニ求メ、列國ト友誼ヲ篤クシテ以テ、東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ、各國ノ權利利益ヲ損傷セスシテ永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スヘキ事態ヲ確立スルハ、朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ且暮敢テ違ハサラムコトヲ期ス、(中略)今不幸ニシテ露國ト齟齬ヲ開クニ至ル、豈朕カ志ナラムヤ、(中略)若シ滿洲ニシテ露國ノ領有ニ歸セム乎、韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク、極東ノ平和亦素ヨリ望ム